

例言

一本書は素と余が講學の資に供せんが爲めに蒐録せしものなり  
しと雖も頃日知友數輩の勸誘頗る切なるものあるよりして取  
敢へず其の刑法及び刑事訴訟法に關する部分に多少の増補修  
正を加へ刑事問題全集と題して之れを世に公にすることゝ爲  
むたり故に其の他の法律即ち民法商法及び民事訴訟法に關す  
る部分の如きは其の修補全く了るを待ちて之れを公にし以て  
前後併て法律問題の全成を期し聊か斯學に従事する人の便益  
を謀らんと欲す看者幸に之れを諒せよ

一本書編纂の順序は各法典に於ける編章節の例に倣ひて之れを  
輯録し以て看者搜索の便を圖る



一一の問題にして二三の章節に渉るもの尠からず斯の如きは其の關係ある各章節中の一に掲げ他は悉く略して之れを載せず蓋し重複を避けんが爲めなり

明治廿八年四月

纂輯者識

# 刑事問題全集目次

## 第一類 刑法

### 第一編 總則

第一章 法例

第二章 刑例

第一節 刑名

第二節 主刑處分

第三節 附加刑處分

第四節 徵償處分

第五節 刑期計算

第六節 假出獄

第七節 期滿免除

第八節 復權

第三章 加減例

一 丁

同 丁

同 丁

四 丁

同 丁

五 丁

九 丁

十五 丁

十六 丁

十九 丁

二十 丁

二十二 丁

二十三 丁



第四章 不論罪及び減輕

第一節 不論罪及び宥恕減輕

第二節 自首減輕

第三節 酌量減輕

第五章 再犯加重

第六章 加減順序

第七章 數罪俱發

第八章 數人共犯

第一節 正犯

第二節 從犯

第九章 未遂犯罪

二十四丁

同丁

三十丁

三十二丁

三十三丁

三十五丁

三十六丁

三十九丁

四十丁

四十三丁

四十五丁

第二編 公益に關する重罪輕罪

第一章 皇室に對する罪

第二章 國事に關する罪

同丁

同丁

四十六丁

第一節 内亂に關する罪

第二節 外患に關する罪

第三章 靜謐を害する罪

第一節 兇徒聚衆の罪

第二節 官吏の職務を行ふを妨害する罪

第三節 囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪

第四節 附加刑の執行を遁るゝ罪

第五節 私に軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪

同丁

四十九丁

五十丁

同丁

五十一丁

五十三丁

五十六丁

同丁

五十七丁

五十八丁

五十九丁

六十丁

同丁

同丁



第二節	官印を偽造する罪	六十四丁
第三節	官の文書を偽造する罪	六十七丁
第四節	私印私書を偽造する罪	七十丁
第五節	免狀鑑札及び疾病證書偽造する罪	七十五丁
第六節	偽證の罪	七十六丁
第七節	度量衡を偽造する罪	七十九丁
第八節	身分を詐稱する罪	同丁
第九節	公撰の投票を偽造する罪	八十丁
第五章	健康を害する罪	八十一丁
第一節	阿片烟に關する罪	八十二丁
第二節	飲料の淨水を汚穢する罪	同丁
第三節	傳染病豫防規則に關する罪	同丁
第四節	危害品及び健康を害す可き物品製造の規則に關する罪	八十三丁
第五節	健康を害す可き飲食物及び藥劑を販賣する罪	同丁

る罪

第六節	私に醫業を爲す罪	八十四丁
第六章	風俗を害する罪	同丁
第七章	死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪	八十五丁
第八章	商業及び農工の業を妨害する罪	八十九丁
第九章	官吏瀆職の罪	同丁
第一節	官吏公益を害する罪	九十丁
第二節	官吏人民に對する罪	同丁
第三節	官吏財産に對する罪	九十三丁

第三編 身體財産に對する重罪輕罪

第一章	身體に對する罪	九十四丁
第一節	謀殺故殺の罪	同丁
第二節	毆打創傷の罪	同丁
第三節	殺傷に關する宥恕及び不論罪	百四丁



第四節	過失殺傷の罪	百九丁
第五節	自殺に關する罪	百十一丁
第六節	撞に人を逮捕監禁する罪	同丁
第七節	脅迫の罪	百十二丁
第八節	墮胎の罪	百十三丁
第九節	幼者又は老疾者を遺棄する罪	同丁
第十節	幼者を略取誘拐する罪	百十四丁
第十一節	猥褻姦淫重婚の罪	百十五丁
第十二節	誣告及び誹毀の罪	百十七丁
第十三節	祖父母父母に對する罪	百十九丁
第二章	財産に對する罪	百二十丁
第一節	窃盜の罪	同丁
第二節	強盜の罪	百二十七丁
第三節	遺失物埋藏物に關する罪	百二十九丁
第四節	家資分散に關する罪	百三十二丁

第五節	詐欺取財の罪及び受寄財物に關する罪	同丁
第六節	贓物に關する罪	百四十三丁
第七節	放火失火の罪	百四十五丁
第八節	決水の罪	百四十七丁
第九節	船舶を覆没する罪	同丁
第十節	家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪	同丁
第四編	違警罪	百五十丁
第五編	刑法附則	同丁
第二類	刑事訴訟法	百五十三丁
第一編	總則	同丁
第二編	裁判所	百六十六丁
第一章	裁判所の管轄	同丁
第二章	裁判所職員の除斥及び忌避回避	百六十九丁



第三編 犯罪の捜査起訴及び豫審

第一章 捜査

百七十二丁

第一節 告訴及び告發

同 丁

第二節 現行犯罪

百七十三丁

第二章 起訴

百七十四丁

第三章 豫審

百七十五丁

第一節 令狀

百七十六丁

第二節 密室監禁

百七十七丁

第三節 證據

百八十丁

第四節 被告人の訊問及び對質

同 丁

第五節 檢證搜索及び物件差押

百八十一丁

第六節 證人訊問

百八十二丁

第七節 鑑定

同 丁

第八節 現行犯の豫審

百八十五丁

第九節 保釋

同 丁

百八十七丁

第十節 豫審終結

同 丁

第四編 公判

第一章 通則

百九十丁

第二章 區裁判所公判

同 丁

第三章 地方裁判所公判

百九十八丁

第五編 上訴

第一章 通則

二百四丁

第二章 控訴

二百六丁

第三章 上告

同 丁

第四章 抗告

二百十丁

第六編 再審

二百十三丁

第七編 大審院の特別權限に屬する訴訟手

二百十九丁



續

第八編 裁判執行復権及び特赦

第一章 裁判執行

第二章 復権

第三章 特赦

二百二十二丁

同 丁

同 丁

二百二十四丁

二百二十五丁

十

刑事問題全集目次終

刑事問題全集

○第一類 刑法

○第一編 總則

○第一章 法例



貨幣を偽造したる者あり然るに偽造の後其の通用を廢止せられたり刑法第三條の旨趣に基き之れを罰することを得るや否  
違警罪と他の重罪輕罪との差異如何  
重罪輕罪違警罪は如何なる標準によりて區別するや又其の之れを區別するの  
實益如何

- (四) 法律は其の効力を既往に及ぼすことを得ずと云へる原則の意義を明にすべし
- (五) 刑法第二條に「法律に正條なき者は何等の所爲と雖も罰することを得ず」とある其の意義及び理由如何
- (六) 新舊法を比較するに當り二三の舊法ある時は數法中最も輕き刑を適用すべき

河村 透 纂輯





二  
か將た單に犯時の法律と新法とを比較し輕きに從ふべきか

(七) 數罪俱發の場合に於て新舊二法を比照する方法如何

(八) 日本人外國に於て罪を犯したるときは已に外國の裁判を受けたる否とに拘はらず日本の法律を以て之れを罰することを得るか

(九) 朝鮮人某なる者支那商船の水夫となり我横濱港に碇泊中船内に於て殺人罪を犯せり之れを管轄するの權は日支朝何れの國にあるや

(十) 舊法施行中第二審の言渡に服せず上告を爲せしに其の上告の審理中新法の頒布あり前裁判を舊法に照らすときは至當なるも新法に照せば重きに過ぐるときは上告裁判所に於て之れを破毀することを得べきや

(十一) 舊法實施中繼續犯を犯し始め新法實施の後仍は繼續したる者は新舊二法中何れの法に據りて處分すべきや

(十二) 舊法の頃犯したる罪を新法實施の後自首したるときは新舊比照例に據るべきや若し之れに據るべきものとせば其の比照の方法如何

(十三) 刑の期滿免除に關する法律は新舊比照例に據るべきや將た舊法若くは新法のみに據るべきや

(十四) 行犯不行犯の區別及び其の之れを區別するの利益如何

(十五) 新舊二法を比照して新法の刑輕きときは何故に其の効力を既往に及ぼすや

(十六) 刑の執行方法治罪に關する法及び刑の期滿免除に關する法は其の効力既往に及ぶや否

(十七) 刑法第五條第一項に所謂「他の法律規則」とは刑法頒布以前の法を謂ふか又は刑法頒布以後の法を謂ふか將た刑法頒布の前後に拘はらざるか

(十八) 日本人若くは外國人外國に於て罪を犯したるときは現行刑法は之れを罰することを得るや否

(十九) 陸海軍に於て別に其の法律を設け犯罪の處分を異にするは何故なるや

(二十) 刑法第三條に所謂「頒布」の意義如何

(二十一) 刑法第三條第二項の「未だ判決を経ざる者」とは未だ裁判言渡なき者を云ふや又は已に裁判言渡あれども尙ほ其の裁判の未だ確定せざる者を云ふや

(二十二) 刑期執行中新法を以て舊法を廢止し又は減輕したるときは之れを如何にすべきや

(二十三) 刑法は地に屬するか將た人に屬するか



- (二十四) 外國公使は我刑法を以て之を支配することを得ざるは其の特權の公使其の人に屬するに由れるか將た公使館其のものに屬するに由れるか
- (二十五) 我邦在留の外國領事は我刑法を以て處分することを得るや
- (二十六) 單行犯と慣行犯との區別及び其の之れを區別するの利益如何
- (二十七) 特別法と刑法と共に同一の規定あるときは何れの法に據るべきや

○第二章 刑例

○第一節 刑名

- (一) 刑法第六條第二項に「主刑は之れを宣告す」とあり何故に主刑は必ず宣告せざるべからざるか
- (二) 附加刑は主刑の及ばざる所を補ふとは如何なることを指したるや
- (三) 死刑の遺骸を葬むるに式を用ふることを許さるが如き假出獄の特別監視の如き犯人にあらざる者より禁制物を沒收するが如きの類は附加刑と云ふべきものにあらざるや
- (四) 犯人に刑罰を科するは如何なる目的に出づるや

- (五) 死刑は之れを廢するを可とするや將た之れを存するを可とするや又我刑法が死刑を存する理由如何

○第二節 主刑處分

- (一) 免幽閉と假出獄との間に如何の差異あるや
- (二) 免幽閉中更に重罪輕罪を犯したる者ある時は其の免幽閉を停止することを得るや
- (三) 定役は如何なる點に於て刑罰の性質を備ふるや
- (四) 刑法第十二條に所謂絞首とは死刑を構成する原素なりや或は死刑の執行方法なりや
- (五) 懐胎の婦女死刑の宣告を受けたるときは何故に分娩後一百日の執行猶豫を與ふるや
- (六) 等しく國事犯者に科すべき刑なるにも拘はらず流刑に處せられたる者は免幽閉の寬典を受け禁獄の刑に處せられたる者は之れを受くることを得ざるは如何なる理由に因れるや



- (七) 罰金の刑に處せられたる者が其の裁判確定の後死去したるときは其の相続人に於て之れを納完せざるべからざるや
- (八) 死刑を執行し了り既に親屬故舊に下付したる後蘇生したるときは再び執行を爲すことを得べきや
- (九) 罰金の納完期限内は縦令犯人の請求あるも換刑の處分を爲すことを得ざるや
- (十) 徒刑の囚徒は島地に發遣して服役せしむるかを原則とする理由如何
- (十一) 徒刑に處せられたる婦女は何故に島地發遣を免るゝことを得るか
- (十二) 我刑法は如何なる理由によりて常事犯と國事犯とに科する所の刑を異にせるか
- (十三) 國事犯人を島地に發遣するの理由如何
- (十四) 定役に服する囚人に工錢の幾分を給與するの利害如何
- (十五) 罰金を禁錮に換ふるは罰金を納完せしむる強迫手段の爲めなるや將た罰金の代りに別に禁錮の刑を科する者なるや
- (十六) 免幽閉は假出獄の如く囚人の獄則を護守し改悛の狀ある者にあらざれば之れを許さざるや

- (十七) 免幽閉中更に重罪輕罪を犯したる者あるときは其の免幽閉を取消すことを得るや
- (十八) 免幽閉を取消すときは出獄中の日數を刑期に算入せざるや
- (十九) 刑期限内更に重罪輕罪を犯したる者は幽閉を免さざるや
- (二十) 刑法第十二條に所謂規則に定むる所の官吏とは如何又此の官吏をして臨檢せしむるは何の爲めなるや
- (二十一) 分娩の後數日にして孩兒死するか又は臨月に至らずして流産せる等のときも亦死刑を執行せんには必ずや一百日を待たざるべからざるや又其の分娩が裁判宣告前に在りて執行の當時未だ一百日を經過せざるときは如何
- (二十二) 刑法第十六條に所謂式を用ゐて葬るとは如何なることなるや
- (二十三) 令節國祭の日父母の喪等は監獄則に於て服役を免するの日なり而して此の免役の日は服役の日數に算入すべきものなるや否
- (二十四) 現役百日以内は何等の事由によりて工錢の幾分を給與せざるや(刑法第二十五條參看)
- (二十五) 檢事より罰金を禁錮に換へんことを求めたるときは裁判官は必ず其の請



求に應じて之れを命せざるべからざるや將た其の事由を審案して之れを命ずると否とを定むべきものなるや

(二十六) 罰金の刑に處せられたる者にして若し一月内に納完せざるときは檢事は直に禁錮に換へんことを求むべきや將た其の事情を斟酌し檢事に於て猶豫を興ふれば必ず罰金を納めしむることを得べしと思料するときは尙ほ檢事は若干の猶豫を興ふることを得るや

(二十七) 特別犯罪に付き罰金貳圓五拾錢を科し違警罪に付き科料五拾錢を科したる場合に於て之れが換刑處分を爲さんには先づ其の金額を合算して禁錮又は拘留に換ふべきや

(二十八) 罰金の刑を言渡されたる者納完せずして逃亡するか又は之れを呼出すと雖も出廷せざるときは檢事は犯人の財産を差押へて之れを公賣し以て罰金に充つることを得るや又此の場合に於ては已に刑の執行に係るを以て直に犯人を引致し若くは逮捕することを得るや

(二十九) 刑法第二十九條末項に「若し禁錮限内罰金を納めたる時は其の経過したる日數を控除して禁錮を免す」とあるは罰金の總額より現に経過したる日數の金額

を控除するの意なるか將た換刑禁錮の期限に相當する金額の中より経過日數を控除するの意なるか

(三十) 死刑の執行は之れを公行するを可とするや將た之れを密行するを可とするや

(三十一) 大祀令節國祭の日は何故に死刑の執行を禁ずるか

(三十二) 死刑の執行を受け蘇生したる者を以て再度死刑に處せずとせば其の者は刑法第三十條の監視に付せらるべきや

(三十三) 徒刑の女囚は島地に發遣せず流刑の女囚は之れを發遣することゝ爲したる理由如何

(三十四) 罰金を禁錮に換ふるも其の期限は二年を過ぐることを得ざる理由如何

(三十四) 罰金を禁錮に換へたる後之れを納完したるに因り其の禁錮を免するの處分は何人に於て之れを爲すべきや

○第三節 附加刑處分

(一) 沒收の事を規定する我刑法の條章は之れを不動産にも適用することを得るや



- 若し然りとせば不動産は如何なる場合に於て没収せらるゝことありや
- (二) 犯罪に因て得たる物件を没収するの理由如何
  - (三) 犯罪の用に供したる物件とは如何なるものを謂ふや
  - (四) 法律に於て禁制したる物件とは軍用の武器彈藥等の如き法律上各人に私有することゝを禁じたるものゝみを謂ふや將た私有を禁せざる製造行使販賣等を禁じたるものをも包含するや
  - (五) 強窃盜の贓金を以て買得したる物件は之れを没収することを得るや
  - (六) 禁錮を減じて拘留の刑に處したるときと雖ども監視の刑は之れを附加することを得べきや
  - (七) 附加の罰金は其の寡數仍は貳圓以上にあるも若し主刑にして減盡したるときは之れを附加することを得ざるや
  - (八) 甲者借用證書を偽造して乙者より金員を騙取したり此の場合に於て偽造の證書は債權者即ち被害者之れを保有するも尙ほ没収すべきものなるや
  - (九) 罰金に換へて輕禁錮を執行する間は公權を停止すべきものなるや
  - (十) 犯罪の用に供したる物件他人と共有なるときも亦之を没収することを得るや

- (十一) 刑法第三十三條の公權とは第三十一條列記の公權を云ふや若し果して然りとせば停止公權中の年金恩給は其の期間控除せらるゝや又華族は其の期間同じく華族にあらざるや
- 若し停止公權は公權の實體を停止するものならずと云はゞ其の理由如何
- (十二) 犯人死去するも没収の刑は消滅することなきや
- (十三) 犯罪の用に供したる物件にして犯人の所有にあらざるものを犯人の所有なりと誤認し之れが没収の言渡ありたる場合に於て其の裁判確定したるときは物件の所有者は如何にして之れが救済を求むることを得るや
- (十四) 監視の期限間再び罪を犯し更に監視に付すべきときは前後二個の監視期限を通加合算して執行すべきものなるや
- (十五) 偽造證書を以て他罪を犯すの手段と爲したるときは之れを没収することを得るや
- (十六) 没収の言渡確定後没収物は已に賣却せられ金錢に變せし以上は檢事は其の金錢を追徴することを得るや
- (十七) 偽造の貨幣は應禁物として之れを没収することを得るや



- (十八) 重罪の刑に處せられたる者には何故に剝奪公權なる附加刑を科するか
- (十九) 新聞記者と爲るの權又は新聞發行の權は條例を以て特に國民に與ふる所のものなれば法律上の國民の特權と爲すことを得べきや否
- (二十) 國民の特權と官吏と爲るの權との差別如何
- (二十一) 後見人と爲るの權は果して公權なりや或は之れを私權と爲して不可なきや
- (二十二) 死刑に處せられたる者は剝奪公權の刑を附加せらるゝことなきか
- (二十三) 停止公權は刑期間公權の執行を禁止する者なりや將た刑期間公權其の物を剝奪する者なりや
- (二十四) 禁治産と停止公權若くは剝奪公權との差違如何
- (二十五) 禁治産の刑に處せられたる者に於て若し其の財産を處分したるときは刑事上如何なる制裁ありや
- (二十六) 監視刑の目的及び利害如何
- (二十七) 刑の期滿免除を得たる者に監視を科するの利害如何(刑法第三十九條參看)
- (二十八) 法律に於て禁制したる物件は何人の所有を問はず之れを沒收すとの意義

如何

- (二十九) 法律の禁制物は何人の所有を問はずとあるも被告人無罪なるか或は物件の所有者なきときは何人に對して之れが宣告を爲すべきや
- (三十) 違警罪を犯すの用に供したる犯人所有の物件は之れを沒收することを得るや
- (三十一) 犯罪の用に供したる物件を沒收するは何故なりや
- (三十二) 御用掛雇員の如きば刑法第三十一條第二號の所謂「官吏」にあらざるか
- (三十二) 刑法第三十一條第七號の所謂「親屬」とは刑法親屬例中に記載したる親屬なるや將た民法上の親屬なるや
- (三十三) 刑法第三十一條第七號但書の場合に於て若し親屬なきときは如何
- (三十四) 死刑及び無期刑に處せられたる者は死刑執行に至るまで若くは其の刑期間公權を行ふこと停止すれば可なるが如し然るに法律上に於ては是れ等の犯人に對して終身其の權を剝奪することゝ爲したり其の理由如何
- (三十五) 輕罪の刑に於て監視に付せられたる者は唯だ監視の期限間公權を行ふことを停止せらるゝのみにして別に現任の官職は之れを失ふことなきか(刑法第三



(三十六) 重罪の刑に處せられたる者は其の主刑の終るまで自ら財産を治むることを禁じたるは如何なる理由に基くや

(三十七) 輕罪の刑に附加する監視は各本條に其の明文あるときに限るべしと雖も其の個條を視るに或は單に輕罪の刑に處する者と記したるあり或は減輕に因て輕罪の刑に處する者と記したるあり此の減輕に因て輕罪の刑に處するの明文あるときの外は假令重罪を犯して減輕に因り輕罪の刑に處せらるゝときと雖も監視に付することなかるべきや將た此の明文の有無に拘はらず總て輕罪の刑に處せられたる者は監視に付すべきの個條あるときには一體に監視に付すべきや

(三十八) 輕罪の刑に附加したる監視を行政の處分を以て假りに免したるときは其の間停止公權も亦免るべきものなりや

(三十九) 猥褻の圖畫は法律の禁制物として沒收することを得べきや

(四十) 法律に於て禁制たる物件の他人に屬するとき若くは其の所有主なきとき之れを附加刑として沒收する規定の可否如何

(四十一) 犯罪の用に供したる物件の所有主なきにあらざるも其の未だ知れざるときは如何すべきや

きは如何すべきや

(四十二) 智慧精神の喪失に因り若くは十二歳未満の幼者なるに因り其の罪を論ぜざるとき又は自首するを以て本刑を免るとき又は公訴の時効に因りて消滅したるときは犯罪の用に供し又は犯罪に因て得たる物件は如何に之れを處分すべきや

(四十三) 犯罪の用に供し又は犯罪に因て得たる物件を他人に質入書入と爲し又は之れを他人に貸與したるとき及び已に他人に質入書入と爲し又は他人に貸與したる物件を窃取し之れを以て犯罪の用に供したるときは如何すべきや

(四十四) 公權を剝奪せられたる者は裁判所に於て通事と爲るの權なきや

(四十五) 禁治産の刑に處せられたる者は自ら管財人を撰任することを得ざるか

#### ○第四節 徵償處分

(一) 裁判費用は敗訴者に於て之れを負擔すべきは訴訟法の原則なり然るに刑事の裁判費用は必ずしも其の全部を犯人に負擔せしめず或は裁判所の見込を以て其の幾分を負擔せしむるとあり是れ果して如何なる理由に基くや



- (二) 被害者が数人の共犯者に對し損害賠償を要求したる場合に於て裁判官は職權を以て連帶責任にて辨償すべしとの言渡を爲すことを得るや
- (三) 刑事の裁判費用にして犯人の負擔すべきは如何なるものに限るべきや
- (四) 犯罪より生じたる損害は如何なるものたるを問はず總て之れを償はしむることを得るや
- (五) 公訴の裁判費用は刑法第四十七條に因り共犯人をして連帶して之れを拂はしむることを得べしと雖も私訴の裁判費用は民事の規則に従ふが故に共犯人をして連帶して拂はしむること能はざるが如し如何
- (六) 民事原告人数名ありて敗訴したるときは被告人に對し連帶して私訴の裁判費用を拂はざるべからざるや
- (七) 犯人の手に在る贓物は其の確定物たると不確定物たるとを問はず之れを押收して被害者に還付すべきや

○第五節 刑期計算

(一) 保釋又は責付中禁錮の言渡を受けたる者其の上訴期間内依然保釋又は責付の

儘にてありし時は刑期は宣告の日より起算すべきや又保釋責付を取消し現に拘留したる日より起算すべきや

但其の言渡に對しては何人も上訴せしものなき場合を想像す

(二) 缺席裁判により刑の言渡を受けたる者が故障若くは上告を爲し其の之れが正當なりし時は何れの日より刑期を起算すべきや

(三) 未決拘留日數を刑期に算入する場合如何

(四) 犯人自ら控訴して敗訴したるを上告して減刑を得たる場合に於て刑期の起算方は如何

(五) 刑法第四十九條第二項に「受刑の初日は時間を論せず一日に算入し放免の日は刑期に算入せず」とあり此の規定は之れを一日の拘留にも適用すべきや

(六) 第一審裁判所に於て最初管轄違の言渡を爲したるに檢事の控訴に因り第二審裁判所より差戻を受け後刑の言渡を爲したる場合に於ける刑期は其の刑の言渡を爲したる日より起算すべきものなるや

(七) 被告人第一審に於て無罪の言渡を受けたるを檢事控訴して第二審は被告人の有罪に歸したるときは刑期は何れの日より起算すべきや



(八) 被告人上告を爲し其の上告正當なりとの判決を受け更に他の控訴裁判所に移されたる場合に於て被告人の控訴を棄却したるときは其の入監日數の刑期に算入せらるべきもの如何

(九) 被告人上告を爲し尋て檢事が附帶上告を爲したる場合に於て被告人の上告が棄却せられたるときは刑期は何れの日より起算すべきや

(十) 非常上告の場合に於て其の判決の爲め刑期の起算點に變更を生ずることありや

(十一) 何故に刑期は刑の執行の日より起算せずして宣告の日より起算するや

(十二) 未決拘留を受けざる者と雖も刑期は刑の宣告の日より起算すべきや

(十三) 被告人控訴して勝訴となりしが尙ほ其の裁判に服せず更に上告して敗訴したるときは刑期は何れの日より起算すべきや

(十四) 主刑附加刑共に之れを上訴したるに主刑は正當にして附加刑は不當なるるとき或は附加刑は正當にして主刑は不當なるときは刑期の起算點如何

(十五) 逃走の當日と就捕の當日とは共に刑期に算入すべきものなるや否

### ○第六節 假出獄

(一) 假出獄と特赦とは其の性質上如何なる區別あるや又假出獄及び特赦は確定裁判の効力を破るものにあらざるか

(二) 罰金に換へられ禁錮の刑を科せられたる者には假出獄の恩典を與ふべき者なりや

(三) 假出獄を設けたる理由如何

(四) 刑法第五十五條の所謂「行政の處分」とは内務司法兩大臣の許可を要する處分なるや否

(五) 假出獄中無意犯にして單に罰金の刑に處せらるべき輕罪を犯したるときと雖も尙ほ直に出獄を停止せらるべきや

(六) 刑法第五十三條第二項の十五年なる期限は刑名宣告の日より起算すべきや將た刑の執行の日より起算すべきや

(七) 流刑徒刑の囚は假出獄又は免幽閉を得るも尙ほ島地に留らしむるは何故なるや



○第七節 期滿免除

(一) 出産届を怠ること十日以上なれば科料に處せらるゝは現行の法規なり問ふ今此の罪を犯せるものありて犯罪の後一年を経たりとすれば此の者は期滿免除を得るや

(二) 監視に期滿免除を設けざる理由如何

(三) 刑に期滿免除を得るものと得ざるものとあるは如何なる理由によれるや

(四) 剝奪公權の停止公權の期滿免除を得ざる理由如何

(五) 刑の期滿免除を設けたる理由及び其の公訴の時効と異なる所は如何

(六) 刑の期滿免除を得たる後故障を申立ることを得るや若し得るとせば一旦成就したる期滿免除の効力如何

(七) 死刑の宣告を受けたる者に付ての期滿免除は其の裁判確定の日より起算すべきや將た其の裁判確定の後司法大臣の命令ありたる日より起算すべきや

(八) 刑法第二十七條に罰金は裁判確定の日より一月内に納完せしむとあり又其の第三十條に科料は裁判確定の日より十日内に納完せしむとあり然らば罰金に付ては裁判確定の日より三十一日目科料に付ては十一日目より期滿免除の期限を

起算すべきものなるや否

(九) 公訴の時効と刑の期滿免除との期限に長短の差ある理由如何

(十) 附加の罰金は主刑と共に期滿免除を得るの理由如何

(十一) 沒收の期滿免除を得る理由如何

(十二) 期滿免除は刑の執行を遁れたる日より起算するは何故なりや

(十三) 刑法第六十一條に所謂刑の執行を遁れたる日より起算すとは實地刑の執行を遁れたる當日を初日として起算すと云ふの意なるや將た其の執行を遁れたる日は一の起算點と想像して其の翌日を初日とし數へ始むると云ふの意なるや

(十四) 死刑の宣告を受けたる者逃走して捕に就きたるときは期滿免除の期限の進行を中斷するの効ありや若し効ありとせば再び逃走したるときは其の逃走の日を以て起算點と爲すべきや

(十五) 刑の執行を遁れたる者に對しては最終の逮捕狀を發したる日を以て期滿免除の起算點と定めたるは何故なりや

(十六) 刑の期滿免除に關する制度は其の効力を既往に及ぼすべきや否

(十七) 沒收の期滿免除は其の主刑の重罪たり輕罪たり將た違警罪たるを問はず



總て之れを五年の経過に因りて得る者と爲したる理由如何

(十八) 禁制物は如何なる種類のものなりと雖も期滿免除によりて之れを得ることを許さざるや

(十九) 禁治産は幾年を経て期滿免除を得るや

(二十) 裁判費用贓物の返還損害の賠償は期滿免除を得ることなきや若し之れを得るものとせば其の期限如何

(二十一) 缺席裁判にて刑の言渡を受けたる犯人爾後出頭して故障の申立を爲し之れを受理せられたるも未だ其の本案の裁判言渡を爲さざる中再び逃走したるときは其の期滿免除の期限は何れの日より起算すべきや

○第八節 複權

(一) 大赦と特赦とは如何なる差異あるや

(二) 爰に重禁錮四年監視一年に處斷せられたる囚人某なる者あり重禁錮服役中特赦の恩典を蒙り放免せられたり其の特赦狀寫左の如し

特典を以て重禁錮囚何某を放免す

右の場合に於て附加の監視は之れを執行すべきものなるや否

(編者曰大赦及び特赦に關する問題を本節中に收録するは或は其の當を得ざるが如しと雖も素と本書編纂の順序を刑法所定の順序に倣ひしを以て他に是等の問題を收録すべき適當の場所なし止むを得ず本節復權に關する問題と共に之れを併録することゝ爲したり)

(三) 復權を設けたる理由如何

(四) 大赦ありたる場合に於て其の既に徴收したる罰金及び沒收したる物件は之れを還付すべきや

○第三章 加減例

(一) 禁錮を減じて二日以上七日以下となりしときは拘留の區域も亦二日以上七日以下とすべきや將た一日以上十日以下の区域内に於て之れを處分すべきや

(二) 罰金科料を加減して少數を生じたるときは如何すべきや

(三) 輕罪の刑は加へて重罪に入ることを得ざれども禁錮は加へて七年に至ることを得違警罪の刑は加へて輕罪に入ることを得ざれども拘留は加へて十二日に科



料は加へて二圓四十錢に至ることを得而して其禁錮を七年に拘留を十二日に科料を二圓四十錢に止めたる所以は何ぞや

○第四章 不論罪及び減輕

○第一節 不論罪及び宥恕減輕

(一) 或る船舶大洋航行中暴風に遭ひ爲めに其の準備し置ける糧食悉皆を海中に沈没せしめたり後大洋に漂さるゝこと數日乗員一同飢餓に迫り殆ど死せんとするの場合に立至れり之れを以て船員中の一人を殺し其の肉を食して漸く露命を繋ぎ居る中偶々救助船に出逢ひ死せざることを得たりとせば其の生存者の處分如何

但此の場合に於ては其の船員の一人を殺さざりしならば他の總員は餓死することを得免れざるものと想像す

(二) 過失罪は所爲なるか欠爲なるか又無意なるか有意なるか

(三) 船舶沈没し甲者纔に一身を支ふるに足るべき木片を擁して海上に漂ふ乙者一身を支ふる者なきにより之れを奪はんとす甲者は之れを與へざるとし相争ふ

場合に於て甲乙兩者の位地は緊要防禦なるや無急防禦なるや

(四) 不論罪と宥恕との區別如何

(五) 犯意は責任の基礎なりや將た原素なりや

(六) 其の意に非ざるの所爲と罪を犯すの意なきの所爲との區別如何

(七) 犯意惡意及び故意の區別如何

(八) 不能犯とは如何なるものを云ふや又法律上之れを罰せざる理由は如何

(九) 正當防衛と有形無形の強制に遇ひて行ふたる所爲とは孰れも無罪なりと雖も

此の二者の間に區別ありや

(十) 醉狂して罪を犯したる者の處分如何

(十一) 無意犯と過失犯との區別如何

(十二) 罪を犯すの意なき所爲と罪と爲るべき事實を知らずして犯したる所爲とは如何なる區別あるか

(十三) 天災又は意外の變に因り避くべからざる危難に遭ひ自己若くは親屬の身體を防衛するに出でたる所爲と正當防衛に出でたる所爲との區別如何

(十四) 刑法第七十五條の意義及び該條第一項第二項の區別如何



(十五) 十二歳以下の幼者は刑法上無責任なり然るに八歳以上の者は情狀に因り満十六歳に過ぎざる時間之れを懲治場に留置することを得とは刑法第七十九條の明言する所なれども其の懲治場留置の處分は檢事公訴を提起し通常の手續によりて之れを爲すべきものなりや或は檢事に於て自ら其の處分を爲すべきものなりや

(十六) 甲なる縣下には裸体にて道路に在ることを禁じ犯者を違警罪にて處分するものとし其の相隣れる乙なる縣下にては之れを禁せざるものありとせんに偶々旅人あり甲縣下に此の禁あることは之れを知るも其の境界を詳知せざるより乙縣下なりと思ひ裸体にて路傍に休憩せしに其の處は甲縣下に屬せしなり  
右裸体者の處分如何

(十七) 將に餓死せんとするに際して食物を窃取し又は將に凍死せんとするに際して衣服を窃取せし場合は刑法上其の責罰を免すべきや  
然るに

(十八) 甲男乙女と自殺を謀りて水中に投ず然るに甲男少しく泳游の術を知るを以て急に死すること能はず其の苦に堪へずして初志の非なるを悔ひ將に死を止らんとし面を水上に出せば乙女も亦一の木片によりて水面に泛ぶ於是乎泳游して

乙女に近づくの時偶々颶風の起るあり木片の助けによるにあらずんば甲男は其の游泳を全ふすることを得ず依て乙女を水中に擠し其の木片を奪ふて萬死の中に一生を得たり

右甲男刑法上責任の有無如何 *モ*

(十九) 宥恕減輕を設けたる理由如何

(二十) 抗拒すべからざる強制に遭ひて爲したる所爲を無罪とするの理由如何

(二十一) 人あり或る日旅行を爲して千里茫茫たる原野を過ぎんとす會々強盜の襲ふ所と爲りて行李行厨より其の身に纏ふ所の衣服に至るまで悉く奪取せられたり是に於て其の人裸体道を急ぎしも風雪身を切るが如く全身殆ど凍り且つ空腹に迫り將に餓死せんとするとき宛もよし一人の來り過ぐるに會ふ依て食と衣とを分與せんことを哀願すれども應せず止むを得ず其の人の衣服を剝ぎ行厨を奪ひ僅に其の死を免れたり問ふ此の者の處分如何

(二十二) 甲者乙者を脅して曰く汝丙者を殺すべし應せずんば即ち我れ直に汝の愛子を殺せんと此の場合に於て乙者果して丙者を殺したるときは之れを如何に處分すべきか



- (二十三) 職務を以て爲したる所爲を不論罪とするの理由如何
- (二十四) 罪を犯すの意なしとは如何に之れを解すべきや
- (二十五) 犯意なきの所爲は何故に無罪となるか
- (二十六) 刑法第七十七條第一項の但書は如何なる場合を想像したるか又其の無罪にあらざる理由如何
- (二十七) 一湖水あり官廳之れに無數の小魚を飼養す因て漁魚禁制の場と定む人あり其の禁制を知らず網を投じて魚數十尾を獲たり此の者は刑法第七十七條第四項によりて無罪たることを得ざるか否あり
- (二十八) 法律規則を知らざるを以て犯意なしとすることを得ざるの理由如何
- (二十九) 徴兵適齡届を代人に依頼して爲さしめしに代人怠りて届出でざるときは代人の過失は委任者之れに任すと云ふ原則によりて委任者其の刑罰を受くべきものなるか否
- (三十) 出産届を爲さんと欲して家を出でしに途上洪水に遭ひ川支の爲めに届出期日に後れたるときは罪となるや否否
- (三十一) 木石を途上に堆積したるを以て標識の點證を爲さんとするに方り突然拘

- 引せられて點證すること能はざりし時は有罪なるか將た無罪なるか
- (三十二) 幼者の罪と爲るべき事を行ひたるとき之れを不論罪となすの理由如何
- (三十三) 刑法第七十九條但書に「滿八歳以上の者は情狀に因り滿十六歳に過ぎざる時間之れを懲治場に留置することを得」と規定したる理由如何
- (三十四) 刑法第八十條の所謂「是非を辨別する」とは一般の事物に付き其の是非を辨別するを要するか將た單に一事件に付き其の是非を辨別するを以て足れりとするか
- (三十五) 瘡啞者の犯行を不論罪とするの理由如何
- (三十六) 刑法第七十八條の不論罪と第八十二條の不論罪とは其の理由に於て如何なる差異あるか
- (三十七) 幼者が重罪輕罪たるべき所爲を行ひたるときと違警罪たるべき所爲を行ひたるときとに付き其の責任に差違あるは如何なる理由に基くや
- (三十八) 宥恕全免と不論罪との區別は何れの點にあるや
- (三十九) 本屬長官の命令を受くると雖も其の所爲や全く法律に違ふて重罪たり輕罪たるに於ては常に刑事の責に任すべきや



- (三十) 酒力を假りて罪を犯したる者の刑法上の責任如何
- (三十一) 懲治場に留置したる者にして假令改過自新の情顯然たるるときと雖も之れが留置を釋き放免すること能はざるや
- (三十二) 被告人の年齢を計算するに其の出生の年月日の明なる者は論なしと雖も其の年月日の明ならざる者は如何して之れを計算すべきや
- (三十三) 生來の聾者にあらずして後に耳聴くこと能はざるに至り隨て口又言ふこと能はざるに至りし者が罪を犯したるとき其の責任如何
- (三十四) 十六歳以上二十歳未満の者が重罪輕罪を犯したるときは法律上當然宥恕して其の刑を減等するにも拘はらず獨り違警罪に限り之れを宥恕せざるは如何なる理由に因るや
- (三十五) 十二歳以上十六歳未満の者が違警罪を犯したるときは其の所爲の是非を辨別すると否とを問はず唯だ其の罪を宥恕して本刑に一等を減するのみに止まるや

○第二節 自首減輕

- (一) 刑法第八十五條に凡そ犯罪にして事未だ發覺せざる前に於て官に自首する時は一等を減すとあり然るに同條但書に謀殺故殺は自首減輕の限にあらずとあり同じ犯罪にして減等と與ふると與へざるとの區別あるは果して如何なる理由に基くや
- (二) 我刑法に於て自首減輕の規定を設けたるは如何なる理由に基くや
- (三) 刑法第八十五條に所謂事未だ發覺せざる前とは其の事實の未だ發覺せざる前を云ふか將た其の事實は既に發覺するも未だ犯人の誰たるを知らざる前を云ふか
- (四) 強盜人を故殺したる者にして事未だ發覺せざる前に自首することあるも減輕を與ふるの限りにあらざるかや
- (五) 強盜人を殺傷し若くは強盜婦女を強姦したる場合と雖も犯人自首して其の贓物を還給し損害を賠償したるときは第八十六條の減輕を與ふべきや
- (六) 犯人其の者の誰たることを知らざるときは已に起訴あり又豫審處分ありと雖も其の者自首するに於ては尙ほ減輕を與ふべきや
- (七) 刑法第八十五條の所謂官とは如何なる官署を云ふや



- (八) 自首は如何なる方法を以て之れを爲すべきや
- (九) 自首は代人に委任して之れを爲すことを得べきや
- (十) 謀殺故殺罪と他の犯罪と併せて自首したるときは如何に處分すべきや
- (十一) 贖物の返還損害の賠償は自首すると同時に爲さるべからざるや將た後日爲すことを得べきや
- (十二) 數人共犯の場合に於て其の内一人は自首して且つ償還を爲し他の一人は自首せず且つ償還をも爲さるときは其の處分如何
- (十三) 刑法第八十六條の所謂全部と半數とは如何なる標準に由りて之れを定むべきや
- (十四) 刑法第八十七條の場合に於て被害者に首服するには未だ犯人の誰たることの官に知れざる以前たることを要するや

○第三節 酌量減輕

- (一) 酌量減輕を設けたるの理由如何
- (二) 裁判官は刑法規定の刑を苛酷なりとし或は誤謬なりとして減輕することを得

るや

- (三) 裁判官は酌量減輕法を適用するに當りて減輕の理由を明示するの義務なきか
- (四) 有期刑に酌量減輕法を適用するには其の最長期と最短期とに付き一等又は二等を減輕したる刑期の範圍内に於て相當の刑を定むべきものなりや將た單に其の最短期より一等又は二等を減輕して其の刑を定むべきものなりや

○第五章 再犯加重

- (一) 再犯加重の刑は初犯舊法の刑に處せられたる者と雖も之れを犯數に算入し新法によりて本刑に一等を加重することを得べきや
- (二) 我刑法に於て再犯を加重するの理由如何又一般に再犯を加重するは果して其の當を得たるものなるや
- (三) 再犯加重は一事再理すべからずとの格言に抵觸せざるや否
- (四) 日本人外國に於て初犯を罰せられ日本國內に於て再犯したるときは再犯加重を以て論ずべきや
- (五) 刑法第九十一條乃至第九十三條に刑に處せられたる者であるは現に刑の執行



を受けたる者と云ふの義か將た裁判言渡を受たる者と云ふの義か

(六) 刑法第二百二十六條及び第九十二條の如き本刑を免して止だ監視に付せられたる者再犯加重の場合に於ては之れを重罪に處せられたるものとすべきや將た輕罪に處せられたるものとすべきや

(七) 普通の犯罪に因り處罰せられたる後徴兵令に違背したるときは尙ほ再犯加重の例に據るべきや

(八) 我刑法は初犯窃盜罪にして再犯誹毀罪なるときと雖も之れを再犯加重例に照して處分することとせり斯く其の前後罪質の異なるにも拘はらず再犯加重例を適用することし定めたるは立法上果して其の當を得たるものなるや否

(九) 刑法第九十一條の重罪に該る云々の重罪とは罪の性質上重罪なるを指したるか將た重罪の刑に該當すべきものを指したるか如何

(十) 再犯加重する場合と再犯加重せざる場合とを列擧し併せて其の理由を詳説すべし

(十一) 先に重罪を犯し後に違警罪を犯すときは再犯加重することなし然るに若し後の罪重罪なるも減輕に因りて違警罪の刑に該るときは尙ほ之を加重するは何

故なるや

(十二) 先に重罪輕罪を犯し減輕せられて違警罪の刑に處せられたる者後に違警罪を犯すときは再犯を以て論すべきや否(刑法第九十三條參看)

(十三) 初犯再犯共に體刑に係るときは先づ定役に服すべきものを執行し然る後定役に服せざるものを執行するは何故なるや

(十四) 刑法第九十五條の場合に於て附加の罰金を禁錮に換へたるときは主刑附加刑何れを先きに執行すべきや

(十五) 一軍人あり軍律と常律とを犯し軍法會議に於て數罪俱發例に據り一の重き軍律に従ひ處分せられたる後其の犯人兵籍を解除せられ再び常律の罪を犯したる場合に於ては再犯を以て論すべきや否

(十六) 三犯以上の者と雖も其の加重の法は再犯の例に據るべきものと定めたる理由如何

○第六章 加減順序

(一) 加減の順序に於て再犯加重を先にすると後にするとは如何なる差異あるや



- (二) 刑法第九十九條に於て加減の順序を設けたる理由如何
- (三) 加重を先にして減輕を後にしたるは如何なる理由によれるや
- (四) 刑法第九十九條の本文と但書とに所謂本刑とは犯罪の性質上之れに該當する所の刑を謂ふや將た唯だ加重減輕を爲すべき刑の基本を謂ふや
- (五) 刑法第九十九條但書の場合に於て加重と減輕との原因同時に發生するときは孰れを先にするか
- (六) 加減の順序に於て特別の加減を先きにして普通の加減を後にしたるは何故なりや

○第七章 數罪俱發

- (一) 人を殺すの目的を以て放火したる者は數罪俱發の例に問ふべきや
- (二) 數罪俱發と再犯とは法律上如何に之れを處分するや又其の處分を異にする理由如何
- (三) 刑法第百條第百一條の意義理由及び諸規則中數罪俱發例を用ひざる者ある理由如何

- (四) 夜間故なく門戸を踰越して人の邸内に入りたるとの點を以て家宅侵入罪の處分を受けたるに其の侵入の際財物を窃取したりとの事實後に至りて發見せられたり右犯人の處分如何
- (五) 刑法第百條第二項に「刑期の等しき者は定役ある者を以て重と爲すとあり其の刑期の等しくして何れも定役あるか又は何れも定役なきときは何れの刑を以て重と爲すべきや
- (六) 輕禁錮に該る罪と罰金に該るを罪と俱に發したるときは輕禁錮に該る罪を以て情狀の重きものと認めざるべからざるや
- (七) 刑法第百二條に所謂判決なる語は單に確定判決のみを指したるものなるや將た第一審及び第二審の判決も亦之れに包含するものなるや
- (八) 前發の罪罰金の刑に處せられ既に納完了たる後餘罪發覺し死刑若くは無期徒刑に該るときは之れを如何すべきや
- (九) 刑法に所謂數罪俱發一の重に從て論ずとあるは數罪中一の重き罪のみを罰して他は悉く之れを不問に付すとの意なるか然らば之れを刑事訴訟法第六條に公訴權消滅の一原因として掲げざるは如何



(十) 前に發したる罪既に第二審の判決を経て上告中餘罪後に發し輕きに因り論せざる旨言渡されたるに前發の罪上告裁判所に於て無罪を言渡されたるときは其の後發の罪は最早之れを問ふことを得ざるや

(十一) 一罪と數罪とを區別するの標準如何

(十二) 一罪執行の後餘罪發覺したるときの處分如何

(十三) 附加刑執行の期限は後發の體刑に通算すべきものなるや

(十四) 免許鑑札を受けずして數年間煙草製造營業を爲したる所爲は一罪を構成するや將た數罪を構成するや且其の時効の起算點及び裁判管轄如何

(十五) 刑法第百條の「刑期」とあるは法律上罪に該する本刑の刑期を謂ふか將た實際犯人に該すべき刑の刑期を謂ふか

(十六) 俱發したる數箇の重罪中に再犯加重宥恕減輕自首減輕酌量減輕を當行すべき事實あるときは尙ほ其の加減を當行せざる前に於ける刑を以て他罪の刑に比較すべき者なりや

(十七) 刑法第百條第三項の「所犯情狀の重さ」とは犯罪の重さと云ふの意なるや將た犯罪に伴隨して生ずる所の情狀の重さを云ふの意なるや

(十八) 違警罪に限り二罪以上俱發したるときは各其の刑を科すとの特例を設けたるは如何なる理由によれるや

(十九) 刑法第百二條に云へる「輕く若くは等しき者」とは如何なる場合に比較して輕く若くは等しき者なりや

(二十) 前發の刑禁錮に該り後發の刑罰金に該るとき其の罰金が禁錮より重しとすれば其の通算法は之れを如何にすべきや

(二十一) 數罪各別の公訴によりて提起せられ後發の罪再犯の罪と俱發したる場合に於て再犯の罪と後發の罪と比較し一の重さに従ひて前發の罪の刑を通算することなく二刑共に之れを執行することゝ爲したる理由如何

(二十二) 刑法第百二條第一項の場合に於て若し前發の刑大赦特赦再審の訴等に由り消滅したるときは如何に之れを處分すべや又其の刑を全免せずして單に其の幾分を免せしに止まるるときは後發の刑より實地受刑の分を控除すべきや將た宣告當時の刑を控除すべきや

○第八章 數人共犯



○第一節 正犯

- (一) 抗拒すべからざる無形の強制を以て人をして犯罪となるべき所爲を行はしめたる者の處分如何
- (二) 教唆の未遂犯は之れを罰することを得るや
- (三) 甲乙兩名盜罪を犯さんことを約し甲は差支ありて共に約束の場所に到ること能はず乙のみにて盜罪を犯し甲乙其の贓を分てり此の場合に於て甲は盜罪の正犯なりや將た從犯なりや正犯
- (四) 瘋癲人を教唆して罪を犯さしめたる者及び瘋癲人罪を犯すに當り之れに器具を給與したる者は如何に之れを處分すべきや
- (五) 幼者を教唆して重罪輕罪と爲るべき事實を行はしめたる者は之れを教唆者として罰すべきや
- (六) 犯罪前の加功者と犯罪當時の加功者と犯罪後の加功者とは其の責任に差異あるか
- (七) 無能力者の犯罪を幫助したる者は從犯を以て之れを罰すべきや

- (八) 教唆者を正犯と爲すの理由を説明すべし
- (九) 刑法第六條に曰く「正犯の身分に因り別に刑を加重すべきときは他の正犯に及ぼすことを得ず」と其の身分に依り別に刑を加重すべきときは如何なることを云ふや
- (十) 犯罪構成の諸元素中一二の元素のみを共犯したる者の正從の區別如何
- (十一) 犯人の多數に因り刑を加重すべき時は何故に教唆者を算入して多數と爲すことを得ざるや
- (十二) 竊盜を教唆せられたる者兇器を携帯して人の住居に入り之れを犯したる時は教唆者の刑も亦加重すべきや但教唆者は右加重の情狀を前知せざりしこと事實とす
- (十三) 身分に因り構成する罪を他人が共に犯したるときは他人は有罪なるや無罪なるや
- (十四) 外國に在る外國人を教唆して外國に於て重罪輕罪を犯さしめたる者は刑法上教唆罪を以て論ずることを得るや
- (十五) 身分により構成する罪を他人が共に犯せば他人も共に有罪なりとの説あり



其の理由に身分により刑を加重するときは他人に及ばず然れども身分が罪の有無に關するときは他人に及ぶと云へりされば犯罪の主体たるべき能力なきものも其の主体たるべき能力あるものと共に犯せば能力なきものが新に能力を得るに至るや如何

但教唆の場合を除く

(十六) 正犯と従犯との區別により刑に輕重の差異を設けたる理由如何

(十七) 貧乏の人に向ひて汝斯く貧に泣かんよりは寧ろ窃盜を爲せと云ふが云き或は子多くして生計に苦む者に對して其の子を遺棄せよと云ふが如きは以て教唆として論ずることを得るか

(十八) 教唆者と犯罪の一部を分擔せしめたる者との區別如何

(十九) 教唆を行ふと雖も之れを中止したる時は如何に處分すべきや

(二十) 教唆者を罰するに付ては其の教唆を行ひたるより被教唆者が罪を行ふに至るまでの時間が之れに關係することなきや

(二十一) 共犯人中の一人若くは數人に法律上加重減輕の原由の隨伴する者あれば他の共犯に其の影響を及ぼさざる者なりや

(二十二) 正犯の身分により刑の減輕若くは免除を生じたるときは他の共犯人は其の影響を受くるか

(二十三) 人の子孫と共に祖父母父母の身体に對する罪を犯したるときは其の加重の影響を受くるか

(二十四) 教唆者窃盜を教唆したるに被教唆者放火罪を犯し又は教唆者人を殺すことを教唆したるに被教唆者強盜罪を犯したるときは刑法第百八條の所謂「指定したる以外の罪を犯したる者」と云ふことを得るか

(二十五) 被教唆者が教唆者より指定せられたる以外の罪を犯し若くは指示せられたる所と異るときは教唆者は被教唆者と同一の刑を受くべきや

(二十六) 法律に於て單純なる教唆者を罰せざるは何ぞや

○第二節 從犯

(一) 從犯の罪は其の所爲と同時に成立するや

(二) 從犯の從犯は我刑法に於て之れを罰するや

(三) 從犯の教唆者は之れを罰すべきや若し從犯の教唆者を罰するものとせば猶ほ



正犯として之れを處断するか

- (四) 従犯は常に正犯の罪名と同一なりや又は同一ならざることありや
- (五) 未だ刑罰の責任なき幼者に物品等を與へ犯罪の意思を助成して罪を犯さしめたる者は教唆者なりや將た従犯なりや
- (六) 正犯の刑を加重減輕すべき時は従犯の刑も亦之れを加重減輕せざるべからざるや
- (七) 従犯常律にて成立したる後正犯軍律にて無罪と爲るときは先きの従犯の判決は如何なるや
- (八) 甲者殺人の情を明かして乙者に對して曩きに供托し置きたる短銃の返還を請求せり此の場合に於て之れが返還を拒むことを得るや若し拒むことを得ずして之れを返還するも刑法第九九條の従犯とならざるや
- (九) 違警罪を犯すことを知て器具を給與し又は誘導指示して正犯を幫助し犯罪を容易ならしめたる者を従犯として罰することを得ざる理由如何
- (十) 正犯の決行を幫助したる者は従犯とならざるか
- (十一) 事前の従犯と事後の従犯とを區別するの利益如何

(十二) 犯人の多數に因りて刑を加重すべきときは従犯者を加へて多數と爲すことを得ざるや否

(十三) 外國人の犯罪を幫助したる内國人の處分如何

### ○第九章 未遂犯罪

- (一) 刑法第一百十二條に所謂障礙と升錯とは之れを區別するによりて如何なる利益あるか又未遂犯は果して既遂犯よりも軽く罰せざるべからざるの理由あるか
- (二) 我刑法の規定するところを見るに重罪の未遂は悉く之れを罰するに拘らず輕罪の未遂は或は之れを罰し或は之れを罰せず而して違警罪の未遂は全く之れを問はず問ふ未遂を罰するは何に因るか又之れを罰せざるものあるは如何なる理由に因るや
- (三) 未遂犯と既遂犯とは如何なる點に於て之れを區別するや
- (四) 缺効犯と不能犯との區別如何
- (五) 未遂犯缺効犯中止犯の區別を説明すべし
- (六) 着手未遂犯と缺効犯との區別及び其の之れを區別するの利益如何



- (七) 未遂犯と不能犯との差異如何
- (八) 犯罪の着手と豫備との區別如何
- (九) 刑法上犯罪の豫備に止まる所爲を罰せざるを以て原則と爲したるは如何なる理由に基くや
- (十) 刑法に於て缺効犯に減輕を與ふることゝ爲したる理由如何
- (十一) 豫備の所爲を一罪として問ふ者と豫備の所爲として罰する者とを區別するに付き如何なる利益ありや
- (十二) 刑法第百十一條の「其の刑を科せず」とあるは罪あれども宥免して其の刑を科せずとの意なるや將た無罪なりとの意なるや
- (十三) 我刑法は中止犯を罰するや否若し罰せざるものとせば其の理由如何
- (十四) 犯人が犯罪の所爲を行ひ了り未だ其の目的たる結果の生ぜざるに他の原因の之れに加はるありて其の結果を生せしめたるときは之れを既遂犯とするか將た未遂犯とするか

○第二編、公益に關する重罪輕罪

○第一章 皇室に對する罪

- (一) 刑法第百十六條に所謂「危害を加へたる」とは既遂犯を指し又其の所謂「危害を加へんとしたる」とは未遂犯を指すものなるや
- (二) 刑法第百十六條及び第百十八條の場合に於ては犯罪の豫備及び決心をも之れを罰するや
- (三) 皇室に對する不敬の罪は苟も皇室に對し敬禮を失する者は皆此の罪を以て罰せらるゝものなるや將た自ら其の間に制限のあるものなるや
- (四) 御歴代の天皇に對し奉り不敬の所爲ある場合は何れの法條を以て罰せらるゝや

○第二章 國事に關する罪

○第一節 内亂に關する罪

- (一) 國事犯と非國事犯の區別如何
- (二) 何故に國事犯の自由刑には苦役を附せざるや
- (三) 内亂の罪と兇徒囂衆の罪との差違如何



- (四) 刑法第二百二十六條に内亂の豫備又は陰謀を爲すと雖も未だ其の事を行はざる前に於て官に自首したる者は本刑を免し六月以上三年以下の監視に付すとあり此の場合に於ける監視も亦附加刑たるの性質を有するや
- (五) 犯罪の決意のみに止まるものは刑法上之れを罰せざるを原則とす而るに内亂に關する罪は其の陰謀をも之れを罰することゝ爲したるは如何なる理由に基くや
- (六) 國事犯の既遂と常事犯の既遂との差別如何
- (七) 刑法第二百一十一條の四に規定したる教唆に乗じて附和隨行し又は指揮を受け、て雜役に供したる者と雖も亦政府顛覆邦土僭竊朝憲紊亂の目的を有することを要するか
- (八) 内亂罪の教唆者と總則の教唆者との間に如何なる區別かある
- (九) 國事犯に死刑を科するの利害如何
- (十) 内亂を起すの目的を以て人民の私有に係る兵器彈藥船舶金穀等を劫掠したる者と雖も刑法第二百二十二條に依り處分せざるべからざるや
- (十一) 刑法第二百二十三條の謀殺罪構成の要件如何

- (十二) 内亂を起すの目的を以て兵器金穀を準備する爲め強盜を爲したるときは普通の強盜を以て罰すべきや將た内亂の豫備として論すべきや
- (十三) 刑法第二百二十一條の場合に於て兵器金穀外の物件を資給したる者の處分如何
- (十四) 政府を變亂するの目的を以て人を謀殺したる者として刑法第二百二十三條を適用せんには其の被害者の何人たることを問はざるや
- (十五) 内亂の豫備又は陰謀を爲すと雖も未だ其の事を行はざる前に於て官に自首したる者は何故に其の刑を免するや

○第二節 外患に關する罪

- (一) 外患罪を國事犯とするの可否如何
- (二) 日本人たるの身分を喪失したる者にして刑法第二百二十九條の罪を犯したるときは如何に之れを處分するや
- (三) 外國に與して本國に抗敵するとは獨り外國と本國と開戦の際外國兵に加はりたる場合のみを指すや將た外國政府又は其の官吏を教唆して兵を出さしめ因り



て以て本國に抗敵したる場合も亦之れに包含するや(刑法第二百二十九條參看)  
(四) 刑法第三百十條の所謂「敵兵の誘導」は有形的誘導に限るか將た無形的誘導も亦之れに包含するか

(五) 刑法第三百十一條の罪は惡意即ち本國を害し敵國を利するの意あるを要するか將た單に故意のみを以て足れりとするか

(六) 外國に對し私に戰端を開くの罪に於て其の豫備と看手とは如何なる點を以て區別するか

(七) 刑注第三百三十四條の罪は局外中立の布告の禁令を犯したる場合にのみ成立するか將た萬國公法上局外中立一般の規則に背きたる場合にも亦成立するか

○第三章 靜謐を害する罪

○第一節 兇徒聚衆の罪

(一) 兇徒嘯集罪と内亂罪とは何れの點を以て區別すべきや

(二) 刑法第三百三十六條第三百十七條の罪に付き未遂犯なるものありや

(三) 暴動の際人を毆打して創傷せしめたる者の處分如何(刑法第三百三十八條參看)

(四) 兇徒聚衆準備の目的を以て強盜を爲したる者は兇徒聚衆の一罪を以て罰せらるべきや將た兇徒聚衆と強盜との二罪を以て罰せらるべきや

○第二節 官吏の職務を行ふを妨害する罪

(一) 甲者某省の大臣及び次官が商人より賄賂を收受し或條例を作りたりとの事實を論責したる書簡を内閣總理大臣に送りたり内閣總理大臣は某大臣に對し其の始末を詰責せしにより某大臣は官吏侮辱の罪あるものとして相當官衙に告發したり右場合に對する刑法上の處分如何

(二) 例之ば司法大臣が或る訴訟事件に關して賄賂を收受したりと云ふが如く之れを公にすれば固より其の官吏たる品位を損すべきも而も其の賄賂の收受の事たる司法大臣の職務に關係を有するものにあらざるときは其の誹毀は之れを其の者に對する官吏侮辱の罪と爲すを得るか

又例之ば或る判事は或る訴訟に關して賄賂を收受したりと吹聴するときはその判事は其の者が既に官吏侮辱の罪に服せるに關らず更に之れを誹毀の罪に處すべく訴ふるを得るか



- (三) 巡査不規則の令狀を携帶して人を逮捕せんとする時之れに抗拒したる者の處分如何
- (四) 官吏違法の處分を爲すに當り抗拒したる者は有罪となすべきや
- (五) 官吏侮辱罪と誹毀罪との區別如何
- (六) 刑法第四百十條に「毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きに從て處斷す」とあるは毆打創傷罪の刑に一等を加へたるもの、最長期を科するの謂なるや將た毆打創傷罪の刑に一等を加へ之れを第三百三十九條の刑と比較し其の重きに從て處斷するの謂なるや
- (七) 刑法第四百十條には暴行脅迫を以て官吏の職務執行に抗拒し因て官吏を毆傷したる者の刑を定めたるも之れを故殺したる場合を規定せず此の所爲は第二百九十六條に依りて處分すべきものなるや又は第三百三十九條及び第二百九十四條の二罪俱發を以て論すべきものなるや
- (八) 官吏其の職務を以て官署の命令を執行するに當り其の執行を受くる以外の者が暴行脅迫を以て之れを妨害したる所爲は如何に之れを處分すべきや
- (九) 官吏の爲すべきことを爲さざる場合に暴行脅迫を以て之れを爲さしめたる者の處分如何

の處分如何

- (十) 官吏の面前に於て文書を以て侮辱したるときは刑法上如何なる制裁あるや
- (十一) 筆寫したる文書を以て官吏を侮辱したる者は刑法第四百十一條第二項を適用して處斷することを得ざるや
- (十二) 蒞莖板を以て摺りたる者は刑法第四百十一條第二項の「刊行の文書圖畫」と謂ふことを得るや
- (十三) 偶像を作為して官吏を侮辱せし者の處分如何
- (十四) 官吏を侮辱したる者を罰するには其の事實の有無を問はざるか
- (十五) 新聞紙條例に於ては官吏の侮辱に付き事實の證明を許さるるか
- (十六) 官吏の面前に於て過激の言語を發し若くは憤起して肩を張るが如き容体を爲すも刑法第四百十一條に據り處斷せらるゝの限にあらざるや

○第三節 囚從逃走の罪及び罪人を藏匿する罪

- (一) 已決囚徒の逃走せるときは我刑法之れを罪とし罰するに拘らず刑期限内再び逃走せるものにあらざれば之れを再犯者として遇せざるは如何なる理由に因る



や(刑法第四百二十二條參看)

五十四

- (二) 他人の罪を免れしめんことを圖り其の罪證となるべき物件を隠蔽したる罪と強窃盜の贓物を寄藏したる罪とは如何なる點に於て區別するか
- (三) 人を殺傷せんが爲め若くは罪證を隠蔽せんが爲め他人の住家に放火したる者は單に放火の一罪を構成するに過ぎざるか將た放火罪と殺傷罪若くは罪證隠蔽罪との二罪を構成するや
- (四) 禁錮以上の刑に該るべき現行の犯罪人を警察官に於て逮捕し警察署附屬の監倉に留置中逃走せしものは刑法第四百四十四條の制裁を免れざるか
- (五) 監守又は獄丁が獄舎の閉鎖を遺忘して戸扉の開けるときに當り逃走したる已決の囚徒と雖も刑法第四百四十二條の制裁を免るゝことを得ざるや
- (六) 入監中逃走するものは無罪者と雖も之れを罰するは如何なる理由なるや
- (七) 不法に人を逮捕して入監せしめたる場合に獄舎を破り逃走したるときは如何に處分すべきや
- (八) 刑法第五百十一條の所謂「犯罪人」とは確定裁判を経て有罪と爲りたる者を指すや又は刑事被告人若くは刑事上官署の捜査する所と爲りたる者を指すや

(九) 甲者窃盜を爲し官の追捕甚だ急なるを聞き知り乙者を教唆し該窃盜は乙者己れ自ら爲せるものゝ如くに首出せしめ一時は斯くして罪を免れ得たる後に告發するものありて甲者の此の策略發覺したりとせば

- 一 乙者は之れを罪人藏匿若くは隠避の罪に問ふことを得るか
- 二 又甲者は之れを其の犯せる窃盜の罪の外に乙者の罪(若し乙者を罪人藏匿の犯者とせば)の教唆者と爲すことを得るか

(十) 甲者或る罪を犯し遁れて乙者の家に來り救助を乞ふ乙者之れを憐み藏匿したるときは甲者は乙者の從犯として罰せらるべきや將た單に囚徒藏匿を以て其の罪を論すべきや

(十一) 贓物に關する罪と罪證隠蔽の罪との區別如何

(十二) 刑法第五百十三條に「其の罪を論せず」とあるは之れを犯すも罪とし論せず即ち無罪なりとの意なるか將た罪あれども其の刑を科せずとの意なるや

(十三) 罪囚を藏匿し又は證憑を湮滅するも其の親屬の爲めなるときは其罪を論せざる理由如何

(十四) 監獄の別房に留置したる監視人が逃走したるときは監視規則違背の罪なる

五十五



や將た囚徒逃走の罪なるや

○第四節 附加刑の執行を遁るゝ罪

- (一) 公權を剝奪せられたる者外國の勳章を借用したるときは之れを附加刑の執行を遁るゝものとして罰すべきや將た外國の勳章を借用したるものとして罪すべきや抑も又同時に此の二罪を犯せるものとして刑を科すべきや
- (二) 重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪に該るときは再犯加重を爲すを原則とす然るに附加刑の執行を遁るゝ罪は刑期限内再び犯したるときにあらざれば再犯を以て論せずと定めたるは如何なる理由に因るか
- (三) 監視規則違犯の罪は繼續犯なるや將た即時犯なるや
- (四) 特別監視に付せられたる者其の規則に違犯したるとき刑法第一百五十五條に據り處斷せらるべきものなりや

○第五節 私に軍用の銃礮彈藥を製造し及び所有する罪

- (一) 刑法第一百五十八條の罪は同第一百五十七條の從犯なるや將た從犯にあらずして一個の正犯なりや
- (二) 刑法第六十條に所謂所有なる語は單に所有權のみを指すものなりや將た所有權に關せずして所持せし者をも包含するの意なりや
- (三) 犯罪の用に供したる物件は犯人の所有に係り又は所有主なきときの外之れを沒收することを得ざるを以て原則とす然るに刑法第六十一條に於て之れが例外を設けたるの理由如何

○第六節 往來通信を妨害する罪

- (一) 刑法第六十二條の往來妨害罪を構成するには道路橋梁等を損壞したるが爲めに往來の人或は馬車が通行することを得ずして實際妨害を受けたる者あることを要するや將た單に妨害と爲るべき事實の存するものあれば足れりとするや
- (二) 道路橋梁を損壞することなくして或は巨石を置き或は大木を横へ其の他危險物を堆積して以て往來を妨害したるときは刑法上如何なる制裁あるや
- (三) 人を毆打創傷するの意思を以て刑法第六十二條の罪を犯したるときの處分



○第七節 人の住所を侵す罪

- (一) 甲乙争論の未甲は乙を毆打し乙の逃ぐるを追ふて丙の住家に侵入せり  
甲は故なく他人の住家に入りたるの罪に處すべきや
- (二) 夜中人家に入りて人を殺傷したる者は家宅侵入罪の外尙は殺傷の一罪を構成するや
- (三) 甲者の邸内に縦の大樹あり鶴來て巢を結び三羽の雛を養へり乙者夜間窃に其の邸内に侵入し雛を捕へて去りたり乙者の所爲は刑法の制裁する所なるや否
- (四) 一の下宿屋に於て甲者は一の室を占め乙者は他の室を占むるとせんに若し甲者が故なくして乙者の室に侵入したるときは甲者は家宅侵入の罪を免れざるや若しこの場合に於て家宅侵入罪の成立するものとせば其の罪は下宿屋の主人に對して成立するや將た乙者に對して成立するや
- (五) 貸家主が故なく借家主の家宅に侵入したるときは刑法第七十一条及び第七十二条の罪に問はるべきや

- (六) 窃盜の目的を以て畫間人の邸宅若くは建造物に忍入りて犯罪の實行に着手したるも未だ其の目的を達せざるときは窃盜未遂犯の外尙は家宅侵入罪を構成するや否
- (七) 家宅侵入の場合に於て刑法第七十一条の一より四に至るまでの所爲ありたるときは之れを一罪として一個毎に一等を加重すべきや將た之れを數罪として第百條により處斷すべきや

○第八節 官の封印を破棄する罪

- (一) 執達吏が差押物に施したる公示標目を破毀したる所爲は刑法第七十四條により罰することを得るや
- (二) 官署の處分に因り施したる封印を破毀して物件を取出したるものは刑法第七十四條の一罪を以て論すべきや將た尙は第三百九十六條との二罪を以て論すべきや
- (三) 差押物件を藏匿脱漏するの目的を以て封印を破毀したるときは刑法第三百九十六條の罪と第七十四條の罪との二罪を構成するや



(四) 官署に於て封印を施したる財産中に差押ふべからざる物件あるときと雖も擅に其の封印を破毀したるときは刑法第七十四條の制裁を免れざるや

○第九節 公務を行ふを拒む罪

- (一) 衆議院議員が議會の秘密會に於て議またる事項を刑事裁判廷に於て證人となりて陳述を拒みたる場合は如何に處分すべきや
- (二) 徴兵に應ずるを厭ひ免役を圖る者其の適齡前に於て刑法第七十八條の罪となるべき所爲を行ひたるときは徴兵適齡の時に至らざれば之れを罰することを得ざるや將た徴兵適齡前と雖も之れを罰することを得るや
- (三) 徴兵忌避の罪は繼續犯なるや將た連續犯なるや若し連續犯なりとせば何れの日より公訴の時效を起算すべきや

○第四章 信用を害する罪

○第一節 貨幣を偽造する罪

(一) 五厘銅貨に水銀を鍍し之れを五錢の白銅貨として使用したる者の處分如何

(二) 五厘銅貨に金を鍍し之れを金貨と爲して行使したるものは貨幣の偽造罪なるや將た變造罪なるや若し之れを變造罪なりと假定せば金貨の變造罪となすか將た銅貨の變造罪となすか

(三) 五厘銅貨に金を鍍せしのみにて其の命價を變ずることなく行使したる者は貨幣の偽造罪なるや若くは變造罪なるや抑又詐欺取財なるや若し之れを詐欺取財罪なりとせば其の之れを取受したる後に知りて行使したるもの、處分如何

(四) 貨幣の偽造變造には毫も關與せず止だ行使にのみ共謀したる者刑法第九十條の情を知て取受せしものとは異れり(五)の處分如何又此の場合に於て其の行使を果さる前に發覺したる者は如何

(五) 甲者自家に於て偽造貨幣を發見したるを幸として乙家に行きて物件を買求め之れを代金に拂ひ渡したり甲者の處分如何  
但其の貨幣の眞偽に付ては一言をも爲さず

(六) 貨幣の偽造と變造とは如何なる點を以て區別するや理由を附して之れを詳論すべし

(七) 甲者五厘銅貨の文字を變じて鍍銀し貳拾錢銀貨の如くならしめ乙者より價金



十圓の時計一個を購ひ之れに鍍銀銅貨五十個を拂渡したり甲者此の所爲に依て豫審に付せられ乙者之れが證人として取調を受けたり其の際甲者は曾て乙者の妻たりし某女の私生子にして其の實乙者の子たる事實を乙者密に發見したるを以て甲者を免れしめん爲め不實の供述を爲したり然るに乙者は偽證の應を以て直ちに豫審に附せられ大に狼狽して自首したり  
右甲乙兩者の處分如何

(八) 貨幣を偽造變造するの情を知て偽造變造者の補助を爲し雜役に供したる者は如何に之れを處分すべきや(刑法第百八十七條參看)

(九) 一商人あり店頭混雜の際或る者より壺圖玩弄紙幣を壹圓紙幣と見誤りて受取り後其の玩弄紙幣なることを覺り竊に之れを懐にして或る青樓に登り翌日勘定の際此の玩弄紙幣を他の真正なる紙幣に混じて支拂せり商人の行爲は果して犯罪を構成するや

(十) 刑法第百八十六條第二項の豫備なる文詞中には偽造器械一部分の豫備をも包含するや

(十一) 學術研究の爲め或は美術品と爲さんがために貨幣を摸造し後日に至りて惡

意を生じ之れを行使したる者は刑法上如何なる制裁ありや

(十二) 紙幣を偽造するに當り官印を偽造したるときは官印偽造罪と紙幣偽造罪との數罪俱發を以て之れを論ずるや否

(十三) 刑法第百八十七條第一項の減等は偽造行使者の刑に減等するものなりや又は行使せざる者の刑に減等するものなりや將た偽造者の行使したる場合には其の偽造者の受くべき偽造行使の刑に一等を減じ若し其の偽造者にして未だ行使せざる場合には單に偽造の刑に一等を減するものなるや

(十四) 職工又は雇人が貨幣の偽造變造に關係せしのみならずして尙ほ其の行使にも關係したるときは如何に處分すべきや

(十五) 貨幣の偽造變造には關係せずして單に行使のみに關係したる者の處分如何

(十六) 貨幣偽造罪に未遂犯ありや  
(十七) 貨幣の偽造變造の情を知るも行使せざるの意思を以て之れを受取り後日に至り惡意を生じて行使したるときは仍ほ刑法第百九十條を以て之れを罰すべきや

(十八) 美術品として摸造したる貨幣を行使の目的を以て受取りたるときは如何に



- (八) 刑法第九十六條の罪は單に其の偽印を押捺したるのみにても成立するや否
- (九) 甲者あり官印を盗みて或る文書に押捺し而して乙者は其の盜捺に加功したるにあらざるも其の情を知て之れを受取り使用したり右乙者の處分如何
- (十) 眞正の官印を押捺したる文書より其の影蹟を切取り之れを他の偽造文書に貼付して使用したる者の處分如何
- (十一) 刑法第九十八條の罪を犯すに當り官印を偽造したるときは如何に處分すべきや
- (十二) 刑法第九十八條の偽造印紙使用の罪は其の偽造印紙たることを知て之れを使用したるのみを以て組成するや又は其の偽造者の何人たることをも知るを要するや
- (十三) 一個の官私印を偽造して之れを數次に行使したる者は一罪を成すに止まるか將た數罪を成すか
- (十四) 刑法第九十五條の所謂官署の印とは現に其の官署に於て使用するもの、みを指すや將た其の既に廢止に屬したるものも之れに包含するや
- (十五) 官印を偽造するの意思を以て他人をして之れを彫刻せしめたる者は官印偽

造罪の意思と所爲とを具備するものなりや

(十六) 無効の證書類に官署の印影を盜用したる者の處分如何

○第三節 官の文書を偽造する罪

- (一) 某省の官制上人民宛の金員領收證は甲局の調製交附すべきものなるに丙者あり乙局名義にて人民某宛の領收證を偽造し之れに乙局長の官印を盜用し右人民某より金若干を詐取したり丙者の所爲は官文書偽造行使罪を以て論すべきや
- (二) 官吏官の文書を送附せんとするに當り之れを拘り取り毀棄したるものは官文書毀棄の罪に問ふべきや將た財物窃取の罪に問ふべきや
- (三) 或る新聞記者政事上人心を動搖せしむるの目的を以て「某々總理大臣に任す」某々免本官等虚偽の事實を官報號外として自己の新聞に登載したり其の處分如何
- (四) 某省の會計官吏甲なる者不實の事項を記載したる支拂命令書を調製し之れを乙なる者に付與せり乙者之れを以て國庫金の支拂を受けたり甲者の罪如何
- (五) 官の證書を偽造して他人より官の受取るべき金額を領受したる者の處分如何
- (六) 甲者あり當該官吏乙者と結托し既に官廳の指令を得たる願書を引出し之れに



處分すべきや

六十四

(十九) 貨幣を取受するの後に於て偽造又は變造なることを知り之れを行使したる者は何故に之れを詐欺取財の罪と爲さるや

(二十) 貨幣偽造者を助成したる者即ち人の貨幣を偽造せんとする場合に於て他人が地金等を出したるときは之れを從犯と爲すべきやた正犯と爲すべきや

(二十一) 舊金銀貨を偽造したる者の處分如何

(二十二) 通用期限を経過したる紙幣を其の交換期限内に於て偽造變造したるときは刑法上如何なる制裁ありや

(二十三) 貨幣の偽造に着手したる以上は爾後之れを中止することあるも中止犯を以て論ずるの限にあらざるや

(二十四) 内國に於て未だ内國に通用せざる外國の貨幣を偽造した後内國に於て其の貨幣の通用せらるゝに至り之れを行使せりとせば其の者の處分如何

### ○第二節 官印を偽造する罪

(一) 古印紙を洗滌し又は裁斷して糺合せ使用したる者の處分如何

(二) 甲者某者に宛てたる書簡に古印紙を再貼し郵便函に投じ去りたり郵便局員乙者之れに刑法上の責任あるべきことを恐れ密に其の意を丙者に含めて甲者に差戻さしめたり以上三者の處分如何

(三) 刑法第九十九條にあるが如く印紙再貼用罪は本刑罰金なるも第二百一條により監視に付せざるべからず然るに實例及び學説は共に之れに反す其の理由如何

(四) 印紙再貼用の所爲と證券印税規則に定めたる脱税の所爲とは之れを一所爲と見做すべきや將た二所爲と見做すべきや

(五) 刑法第九十四條の「偽璽を使用する」とは其の自ら偽造したる御璽國璽又は他人の偽造したる御璽國璽を文書に押捺したる時は之れを以て偽璽の使用と謂ふべきや或は其の偽璽を押捺したる文書を他人に提供し以て利益を得んと企てたる時を以て偽璽の使用と謂ふべきや

(六) 御璽國璽偽造の罪は如何なる點に達するときは既遂にして如何なる點までは未遂なるや

(七) 官名を刻したる官吏の印章は之れを官署の印を稱することを得るや

六十五



- (八) 刑法第九十六條の罪は單に其の偽印を押捺したるのみにても成立するや否
- (九) 甲者あり官印を盗みて或る文書に押捺し而して乙者は其の盜捺に加功したるにあらざるも其の情を知て之れを受取り使用したり右乙者の處分如何
- (十) 眞正の官印を押捺したる文書より其の影蹟を切取り之れを他の偽造文書に貼付して使用したる者の處分如何
- (十一) 刑法第九十八條の罪を犯すに當り官印を偽造したるときは如何に處分すべきや
- (十二) 刑法第九十八條の偽造印紙使用の罪は其の偽造印紙たることを知て之れを使用したるのみを以て組成するや又は其の偽造者の何人たることをも知るを要するや
- (十三) 一個の官私印を偽造して之れを數次に行使したる者は一罪を成すに止まるか將た數罪を成すか
- (十四) 刑法第九十五條の所謂官署の印とは現に其の官署に於て使用するもの、みを指すや將た其の既に廢止に屬したるものも之れに包含するや
- (十五) 官印を偽造するの意思を以て他人をして之れを彫刻せしめたる者は官印偽

造罪の意思と所爲とを具備するものなりや

(十六) 無効の證書類に官署の印影を盗用したる者の處分如何

○第三節 官の文書を偽造する罪

- (一) 某省の官制上人民宛の金員領收證は甲局の調製交附すべきものなるに丙者あり乙局名義にて人民某宛の領收證を偽造し之れに乙局長の官印を盗用し右人民某より金若干を詐取したり丙者の所爲は官文書偽造行使罪を以て論すべきや
- (二) 官吏官の文書を送附せんとするに當り之れを拘り取り毀棄したるものは官文書毀棄の罪に問ふべきや將た財物窃取の罪に問ふべきや
- (三) 或る新聞記者政事上人心を動搖せしむるの目的を以て「某々總理大臣に任ず」某々免本官等虛偽の事實を官報號外として自己の新聞に登載したり其の處分如何
- (四) 某省の會計官吏甲なる者不實の事項を記載したる支拂命令書を調製し之れを乙なる者に付與せり乙者之れを以て國庫金の支拂を受けたり甲者の罪如何
- (五) 官の證書を偽造して他人より官の受取るべき金額を領受したる者の處分如何
- (六) 甲者あり當該官吏乙者と結托し既に官廳の指令を得たる願書を引出し之れに



増減を加へたり甲者及び乙者の處分如何

(七) 官私文書の偽造罪と毀棄罪との差別如何

(八) 民事の被告人裁判所より發せられたる呼出狀を受取り之れを毀棄したるときは官文書毀棄罪を以て罰することを得るや

(九) 想像の人を記入して證書を偽造したるときは我刑法は之れを罰するや否

(十) 文書の偽造と文章の偽造との區別如何

(十一) 文書偽造罪の成立には何故に惡意の存することを要するや

(十二) 文書を偽造するも其の文書が無効のものなるときは罪となるや否

(十三) 勅令又は詔勅を記載したる官報を偽造したる者は刑法第二百二條の詔書偽造を以て之れを罰することを得るや

(十四) 刑法第二百三條の第一項に於ける官文書と第二項に於ける官文書とは如何なる區別ありや

(十五) 官文書を偽造するに際し之れに要する真正の印章は元と四角のものなるに故らに圓形と爲して押捺したるときは官文書の偽造罪を成立するや

(十六) 無形的文書の偽造と有形的文書の偽造とを區別する方法如何

(十七) 刑法第二百三條中には所謂無形的偽造を包含するや否

(十八) 官文書偽造罪に於て無形的偽造ありとするには如何なる事項に付きて虚偽の陳述あることを必要とするか

(十九) 官文書偽造の既遂犯には犯者が行使の目的を達することを必要とするか

(二十) 刑法第二百三條の官文書偽造罪の成立に行使を以て之が要素と爲したるの理由如何

(二十一) 官の保管に係る文書を毀棄したるときは如何なる場合と雖も刑法第二百三條第二項の罪と爲るや

(二十二) 官文書毀棄罪と物件毀壞罪との差異如何

(二十三) 無記名の公債證書を偽造又は變造するの罪は記名の公債證書を偽造又は變造するの罪より一等を重くして處斷することゝ爲したるは何故なりや

(二十四) 刑法第二百五條の官吏其の管掌に係る文書とは官吏が職務上保存する文書を謂ふか將た官吏が職務上調製すべき文書を謂ふか

(二十五) 官吏職務上保存の責ある文書を偽造するときは之れを何れの條に擬して處分すべきや



(二十六) 執達吏の告示を毀棄したる者の處分如何

(二十七) 虚偽の供述を爲し公證人をして虚偽の公正證書を作らしめたる者の處分如何

(二十八) 電信技手が電機を使用し現字紙に虚偽の電信符號を現出せしめたる時は官文書偽造罪を以て論すべきものなりや

○第四節 私印私書を偽造する罪

(一) 某畫工なりと詐稱して地方に漫遊し畫を描きて某の繪事に使用する印章に擬似する印を押捺し某の名義を以て潤筆料を取受したる時は刑法上果して如何の罪責かある

(二) 甲者あり密かに乙者の落款を取出し之れを乙者名義の證書に押捺し丙者より金圓を借入れたり甲者の所爲は私印盗用と爲すべきや但此の落款は長方形にして何人が見るも通常の實印又は認印にあらざることを知り得べきものなり

(三) 甲者自己の所有にあらざる不動産を抵當に記入したる金子借用證書を乙者に交付して乙者より金子を騙取したり(但登記を受けず)

右は私書偽造行使罪に問ふべきや

(四) 父の私印私書を偽造して父より財物を騙取したる者あり其の處分如何

(五) 甲者其の友人乙者に金貨三百圓を預け乙者時に證券印紙を所持せざるにより先づ假證書を授與せり後本證書と引換ふるに當り甲者の目一文字なきを幸とし金貨の字を省き左の如く記載せり

預り金證書

一金三百圓也 但使用を許さず

右の金圓正に御預り申候御入用の節は何時たりとも御返還可申候爲後日證書如件

年月日

乙 助

甲太郎殿

甲者其の文字に心付かずして之れを受領す他日事ありて丙者に示し始めて金貨の明示なきを知り乙者に請ふ乙者初めは正貨を預からざる旨を主張せしが數回問答の末遂に其の罪に服す  
右乙者の處分如何



(六) 甲者金若干を乙者に借る期限に至るも返す能はず因て延期を請へども乙者隠かす督責酷だ急なり甲者窮迫の極終に悪意を生じ一夜乙者の庫中に潜入し篋底を探り嚮きに授與し置きたる借用證書を得て其の裏面某月日返済の文字を記入し而して原の如く之れを納め又乙者の無記名公債證書數紙を取て之れを破毀し門前の川流に投じて去る乙者之れを知らず他日裁判所に請ふて甲者を召喚し法廷に於て證書の檢閲を受くるに當り始めて裏書あるを發見したれども反證を擧ぐる能はざるを以て願下を爲し是れ必ず甲者の所爲ならんを疑ひ告訴せんと欲する際甲者は右始末を某官署に自首せり甲者の處分如何

(七) 甲者乙者の名義を偽り電報を以て丙者より金錢を騙取したり右甲者の所爲は如何なる犯罪を構成するや

(八) 甲者乙者に所有の地所を壹番書入と爲し金千圓を借用せんことを申込み乙者之れを承諾したり依て甲者は二番書入金員借用證書と題し登記を受けたる後其の表題の二番の二の字を壹に改作し以て壹番登記を受けたるものゝ如くに之れを裝ひ乙者に交付して金千圓を受取りたり

但地所は既に丙者に壹番書入と爲り居るものなるも其の代價は壹番二番の義

務を辨償して尙は五百圓の超過ありと云ふ

右甲者の處分如何

(九) 甲者或る事件に付き訴訟と爲るときは其の代理人を委任するの用に供する爲め白紙の委任狀甲者の自ら署名捺印したるものを作りて之れを乙者に渡し置きたり然るに乙者は該委任狀に甲者が丙者に差入れたる抵當の登記變更を請求する爲め丁者を代理人と爲す旨の文言を記入し之れに依りて其の登記を變更したり乙者刑法上の制裁如何

(十) 印章の偽造は眞印に模擬することを要するや否

(十一) 甲者借用證書を變造し其の執行を裁判所に求むるに方り乙辨護士をして其の寫を提出せしめ未だ本證書を提出せざる中變造の所爲發覺せり右甲者の處分如何

(十二) 出訴期限の經過したる借用證書に第三者をして證人として署名せしめ出訴期限の未だ經過し了らざる前に該證人より辨濟を得たりとの裏書を爲して其の證書を該證人に交付し之れをして債務者に係りて轉債要求の訴を起さしめたり而るに此の詐偽の所爲口頭辯論中に發見せられたりとせば右の二人は如何に處



分せらるべきや

七十四

(十三) 一己人が自己の名義にて不實の記載を爲し證書を作爲したる場合に於て證書偽造の罪成立するや否

(十四) 刑法第二百八條第二項の印影盗用とは印影の盗捺と使用の二條件を具備することを要するや

(十五) 變造證書の寫のみを提出したる所爲は證書變造行使罪を以て論ずるや

(十六) 甲者詐欺取財の目的を以て乙者より丙者に宛てたる金圓借用致度旨の書簡を偽造行使したる所爲は刑法第二百十條第二項の規定を適用處斷すべきものなるや

(十七) 甲者乙者に或る物件を預けたりしに乙者復た之れを丙者に預けたり然るに甲者急に其の物件を取還すの必要に遭遇し乙者の手書を偽造し丙者よりして其の物件を詣き取りたり此の場合に於ける甲者刑事上の責任如何

(十八) 紙面に他人の印影を摸寫したる場合は私印偽造罪に問擬することを得るか

(十九) 現存せざる人物を想像し其の印章を偽造したるときは刑法第二百八條の印章偽造罪成立するや

(二十) 私文書には無形的偽造ありや若し無形的偽造ありとすれば其の偽造は之れ

を罰することを得るや

(二十一) 想像の人を署名したる私文書の偽造は法律上私文書偽造罪として罰することを得るや

(二十二) 私印私書偽造罪の未遂犯は如何なる場合に生ずるや

(二十三) 印影盗用罪は假令其の所有主の面前に於てするも苟も其の承諾以外に押捺するときは成立するものなりや

(二十四) 文書偽造罪に於て其の行使の既遂は其の文書に依り害を受くる者に提出することを必要とせざるや

(二十五) 印形紛失届後に前印形を偽造し文書に押捺したる者は尙ほ刑事の制裁を受くべきものなりや

(二十六) 私署證書の紙尾に官吏の公證あるものは私署證書なりや將た公正證書なりや

### ○第五節 免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪

(一) 醫師他人の囑託に應じ變死人たることを知りながら病死の體に死亡證書を詐

七十五



爲し之れを所轄村役場に提出せしめたるときは文書偽造罪を以て罰することを得るや否

(二) 裁判所より召喚せられたる訴訟の當事者が出廷を免れん爲め疾病證書を偽造行使するも刑法第二百十五條の罪を組成せざるや

(三) 疾病證書に掲ぐる所の氏名は假令想像假設に係るも直に醫師其の人のあるが如く構造し以て證書を偽造したるに於ては證書偽造罪の制裁を免るゝことを得ざるや

(四) 囑託を受けたる醫師疾病證書を偽造して之れを公務を免るべき人に交附したるも若し其の人にして之れを行使せざるに於ては尙ほ醫師の罪も成立せざるや否

(五) 他人の變造したる免狀鑑札及び疾病證書たることを知て之れを行使したる者の處分如何

### ○第六節 偽證の罪

(一) 刑法第二百十八條に所謂「重罪輕罪違警罪」とは重罪輕罪違警罪の名の下に於ける被告人と云ふの意なるか將た重罪輕罪違警罪を犯せる者と云ふの謂なるか但しは又被告人の實際に受くる刑によりて知るべきものなるか如何

(二) 偽證罪を成立する要素如何

(三) 證人の資格なき者若し詐りて宣誓を爲し又は裁判官が誤りて之れに宣誓を爲さしめて證人と爲したる場合に於て此の者若し虚妄の陳述を爲したるときは之れを偽證罪として罰するや否

(四) 甲乙兩者共に或る罪を犯し甲者獨り被告人と爲り乙者は其の證人として出廷したる場合に於て乙者若し甲者の有罪の事實を陳述すれば勢ひ自己の犯罪を暴白せざるを得ざるにより甲者は有罪の所爲を爲したることはなしと陳述したり

右乙者の陳述は偽證罪を成すべき證言を爲したりと謂ふを得べきや

(五) 偽證罪の成立せんには如何なる點に付き虚妄の陳述を爲すことを要するや

(六) 曲庇の重罪たり輕罪たり將た違警罪たるによりて偽證者の刑に輕重の別を爲したるは何故なりや

(七) 茲に犯人あり法律上二年以上四年以下の刑期間に於て罰せらるべきに曲庇の



偽證ありたるが爲め裁判官は酌量減輕の規定を適用して二等を減じ一年の刑期を以て之れを罰したりとせば之れを以て刑法第二百十九條の所謂「正當の刑を免れたるもの」と謂ふを得べきや

(八) 偽證罪となるには偽證の目的を遂成したることを必要とするか

(九) 偽證によりて九年の重懲役に處せられたる被告人七年間刑に服して無罪となりし時は偽證者の受くる七年の刑期は既に本刑即ち重懲役の最短期を脱して輕懲役の期間に入るを以て輕懲役と爲すべきや或は依然重懲役の刑として之れに服せしむるか

(十) 刑事の偽證と民事の偽證と如何なる點に於て差異ありや

(十一) 偽證の囑託を受けたる者が其の囑託事件の詐欺に屬することを知らずして證言したる場合には囑託者は教唆者なりや又被囑託者は被教唆者なりや

(十二) 被告人其の證人を教唆して偽證を爲さしめたるときは偽證罪は成立するや否

(十三) 偽證の自首と偽證の取消とは其の效果に於て如何なる差異ありや

(十四) 被告人の親屬が偽證したるときは法律上之れを偽證罪として罰するか

(十五) 事實参考人の虚偽の陳述は何故に偽證罪を成さざるや

○第七節 度量衡を偽造する罪

(一) 米商乙者は隣接せる米商甲者と競争せんと欲し増量せる枘を以て米穀を販賣せるが爲め甲者は遂に廢業するに至りたり右乙者の刑法上の責任如何

(二) 刑法に於ては何故に度量衡を偽造して他人に贈與したる者を罰せざるや

(三) 商賈農工にして定規を増減したる度量衡を他人より借受け之れを所持するも罪とならざるや

○第八節 身分を詐稱する罪

(一) 二個の職業に従事する者が官署の間に對して其の一のみを答へて他は故らに黙し居りたるに官署もまた其の人は一職業にすら従事し居らざるものと思惟し其の儘別に問はざりしときは其の所爲は身分詐稱罪を成立するや

(二) 親屬又は他人の所生を自己又は親屬の所生として出生届を爲したるものは刑法上如何に處分べきや



- (三) 無籍者が有籍者なりと稱したる所爲は刑法第二百三十一條の罪なりや
- (四) 巡査の制服を借用して詐欺取財を爲したる者は官の服飾を借用したる罪と詐欺取財の罪との二罪を以て論ずべきや
- (五) 警察官其の出張先きに於て某の身分を取調べたるに某之れを詐稱したりとすれば某の罪は警察官に對しても亦成立するものなりや
- (六) 被告人刑事裁判所に於て其の屬籍身分等を詐稱するときは刑法第二百三十一條の身分詐稱罪成立するや否
- (七) 犯人其の罪の發覺を恐れ若くは刑事被告人と爲るの苦を厭ひ到る處官署に對して其の屬籍身分等を詐稱したるときは如何に之れを處分すべきや
- (八) 官職位階の詐稱又は徽章勳章の借用は公けの場所に於てすると否とは敢て之れを問はざるものなりや

○第九節 公撰の投票を偽造する罪

(一) 刑法第二百三十四條を見るに爲さしめ又は受け等の字あり此れ等の語の意味は賄賂の授受を爲せることを意味するか但は又單に其の約束を爲せるに過ぎざるものも含蓄せるか如何

(二) 国立銀行役員選舉の投票を偽造したる者は刑法上如何なる責任あるや

(三) 公選の投票を變造したる者は刑法第二百三十三條を以て處斷することを得るや否

(四) 甲者あり選舉を得んと欲して乙選舉者に賄賂を贈りて自己を投票せしむ乙者は固より甲者を選擧するの意なりしにより賄賂を收受したるに拘はらずして甲者を投票せり右甲乙兩者は刑法第二百三十四條に據りて罰せらるべきものなりや

(五) 賄賂を收受し又は收受するの約束を爲して投票權を拋棄したる者の刑法上に於ける責任如何

(六) 賄賂を授與して投票を爲すことを抑止したる者又は賄賂を收受して投票を爲さない者の處分如何

(七) 村總代を選ぶに際し其の投票を偽造したる者の處分如何

○第五章 健康を害する罪



○第一節 阿片烟に關する罪

- (一) 税關官吏が阿片烟の輸入を知り又は之れを見つゝ黙許して輸入者を上陸せしめたる場合の制裁如何
- (二) 阿片烟を吸食する爲め房屋を給與して利を圖りたるときは其の房屋は犯罪の用に供したるものとして沒收することを得るや
- (三) 刑法第二百四十條第一項の所爲は普通從犯の變例にして第二項の所爲は教唆の例外なりとの説あり其の理由如何
- (四) 單に阿片烟を他人に贈與したる所爲は罪とならざるや

○第二節 飲料の淨水を汚穢する罪

- (一) 過ちて人の飲料に供する淨水を汚穢し因て之れを用ふること能はざるに至らしめたる者の處分如何(刑法第二百四十三條參看)
- (二) 刑法第二百四十四條の罪は犯罪者に於て其の用ゐたる物品は健康を害すべきものなることを知るを要するか

○第三節 傳染病豫防規則に關する罪

- (一) 刑法第二百四十六條の罪は偶然之れを犯したる場合と雖も尙ほ該條の制裁を免るゝことを得ざるや
- (二) 傳染病流行の際人の豫防規則に違背して流行地方より他所に出でたるときの制裁は刑法第二百四十八條に規定しあるも物品を流行地方より他の地方に運搬したる所爲に付ては何等之が制裁を設けたるものなし右は全然其の所爲を不問に置くべきものなりや
- (三) 刑法第二百四十六條の違犯者が船長なるときは何故に其の刑を加重するや

○第四節 危害品及び健康を害すべき物品製造の規則に關する罪

- (一) 刑法第二百五十條の「危害を生ずべき」と云ふ文辭は「物品なる文辭に冠らしめて解すべきか又は「製造所なる文辭に冠らしめて解すべきか
- (二) 危害を生ずべき製造所とは如何なる種類のものを云ふや
- (三) 府縣知事が警察上より設けたる規則に於て危害を生ずべき製造所と見做し許可を受くべきの手續あるに之れに背きて擅に創設したるときは裁判所は其の所



爲を以て違警罪として罰すべきや或は刑法第二百五十條の罪として罰すべきや  
(四) 刑法第二百五十條第二百五十一條の罪を犯すに因り人を疾病死傷に致したるときは何故に過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷するや

○第五節 健康を害すべき飲食物及び藥劑を販賣する罪

- (一) 刑法第二百五十三條の所謂人の健康を害すべき物品とは如何なる種類のものなりや
- (二) 偶然人の健康を害すべき物品を飲食物に混和して販賣したる所爲は刑法第二百五十三條の罪を組成するや
- (三) 刑法第二百五十三條の罪は故意を要せざるものなりや否若し故意を要する者とせば何故に該條の罪を犯すに因り人を疾病又は死に致したるときは之れを過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷するや

○第六節 私に醫業を爲す罪

- (一) 私に醫業を爲すの罪は單に一回の診斷を爲したるのみにて其の罪は成立するや
- (二) 官許を得ずして醫業を爲したる者が治療の方法を誤り因て人を死傷に致したるときは過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷すとは刑法第二百五十七條に定むる所なり然らば官許を得て醫業を爲す者は假令治療の方法を誤りて人を死傷に致すことあるも刑法上之れを過失殺傷の罪として處斷することを得ざるや
- (三) 官許を得ずして獸醫の業を爲したる者は刑法第二百五十六條の制裁する所にあらざるか
- (四) 眼科若くは産科専門の免狀を有する者にして内科醫の業を爲したるときは無免許醫業の罪に問擬すべきや

○第六章 風俗を害する罪

- (一) 賭博罪と富籤興行の罪とは罪質上如何なる點に於て區別ありや
- (二) 茲に甲乙丙の農夫あり一日或る場所に會し花牌を弄す甲者賭して曰く余若し敗を取らば余所有の田地二段歩を乙丙兩人に無償にて一年間耕作なさしむべし



と乙者曰く余若し敗れば余の飼養する馬二頭を耕作用として一年間無償にて貸與すべしと丙者曰く余が敗れたるときは甲乙二人の爲めに手傳として又無償にて三ヶ月間宛勞力を爲すべしと是に於て相談一決し互に輸贏を争ひ居りたるに際し巡行の巡查の目撃する所と爲り直に逮捕せられたり右三人刑法上の制裁如何

(三) 甲者乙者の賭博を爲すの情を知りて賭資として金若干圓を貸與したり甲者は乙者の従犯として處分すべきや

(四) 同居の寄留者一室内に於て賭博罪を犯すに當り之れが家主たる者其の情を知りたるときは刑法第二百六十一條の房屋給與罪を以て處斷すべきものなるや

(五) 現行賭博犯の見張番を爲し正犯を幫助し犯罪を容易ならしめたるものは刑法上従犯の責任なきや

(六) 自己の宅に於て賭博を爲したる者は刑法上賭博罪と房屋給與罪との二罪を構成するや

(七) 人民が賭博の現行を認め其の證據たる骨牌等を取押へ(被告人は逮捕せず)之れを携帶して直に檢事に告發せり其の處分如何

但被告を呼出し取調ぶるに犯罪を自白せりと假定す

(八) 刑法第二百五十八條及び第二百五十九條の公然とは如何なる意義なりや

(九) 室内に於て猥褻の所業を爲したるに偶々風の爲めに障子を吹き飛ばされて其の所業を顯はしたるときは之れを以て公然猥褻の所業を爲したる者として罰すべきや

(十) 賭博なる所爲は立法上之れを罪として論すべきものなりや否

(十一) 賭博と類似賭博との差異如何

(十二) 賭博罪の現行とは唯だ現に行ひたる際に發覺したる場合のみを指すや將た現に行ひ終りたる際に發覺したる場合をも亦包含するや

(十三) 賭博罪は何故に現行犯の場合にあらざれば之れを罰せざるや

(十四) 房屋を給與したる者は博奕を爲したる者の従犯にあらざるか

(十五) 飲食物を賭する者は之れを罰せず其の理由如何

(十六) 賭博の器具財物其の現場に在るものは之れを沒收すとの規定は特に之れを刑法第二百六十一條中に設くる必要あるか

(十七) 賭博を爲したる當事者の一方が詐欺の所爲にて勝を博し財物を得たるとき



は詐欺取財の罪と爲るか又其の被害者は詐欺に因りて勝を博し財物を得たる者に對して返償の訴を起すことを得るか

(十八) 富籤興行罪の既遂犯は何れの時なりや

(十九) 神祠佛堂墓所等に對する不敬の罪を成立せんには其の所爲の無形的なると有形的なるとを問はざるものなりや

(二十) 刑法第二百六十三條第一項の罪と第四百二十六條第十二號の罪とは何れの點を以て之れを區別すべきや

(二十一) 賭博罪は現に財物を賭せざるも財物授受の目的に出でたるときは其の罪成立するや否

(二十二) 甲乙丙等數人相會しあみだ闇を以て其會食費用を支辨すべき額を定めんとして公然抽籤を爲したり而るに巡查は現に金錢を賭せざるも其の實金錢の授與を爲すに等しとて取押の上告發をなせり  
右は刑法の制裁を受くべきものなるや

(二十三) 深夜人の通行絶えたる公道に於て猥褻の所業を爲したる者は刑法第二百五十八條の罪責を免るべからざるか

### ○第七章 死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪

(一) 火葬したる遺骨は之れを死屍と云ふことを得べきや

(二) 妊娠四ヶ月以上の死産兒を毀棄したる者は刑法第二百六十四條を以て問ふべきものなるや

(三) 墳墓を發掘して人骨を竊取し之れを他人に賣渡したる者は墳墓發掘罪を以て處分すべきや將た竊盜罪を以て處分すべきや

(四) 埋葬すべき死屍を毀棄したるの罪に付きては如何なる犯意を必要とするや

(五) 刑法第二百六十四條及び第二百六十五の罪を成すには權利なき者之れを行ふことを要す即權利の有無を以て犯罪成否の標準とすべく敢て其の意思の惡意に出でたるや否を問ふを要せずとの説を唱ふる者あり其の當否如何

### ○第八章 商業及び農工の業を妨害する罪

(一) 甲者あり其の隣家に住する米商乙者の米を賣るに當り偽計又は威力を用ひて之れを妨害したるとき又は丙者が乙者より米を買はんとするに當り偽計又は威力を以て妨害したるときは刑法第二百六十七條に據りて處分することを得べきや



(二) 刑法第二百七十條は如何なる場合を想像したるものなりや

○第九章 官吏瀆職の罪

○第一節 官吏公益を害する罪

- (一) 非職官吏が其の妻の名義を以て海軍省拂下の軍艦入札拂を受けたり仍て直ちに二割の利益を得他に轉賣するの契約を取結び正に金圓を授受するに際し事發覺せり右の處分如何
- (二) 憲兵卒の商業を爲したる所爲は刑法第二百七十五條の罪とならざるや
- (三) 刑法第二百七十四條の所謂「兵隊を要求し及び之れを使用する權ある官吏」とは如何なる官吏を云ふや

○第二節 官吏人民に對する罪

- (一) 官吏の既に事を爲し了れる後なることを知らずに或る者其の官吏の曲庇を得んが爲めに賄賂を使用したるに其の官吏の之れを收受したるときは此の官吏は賄賂收受の罪に問ふことを得るか

- (二) 枉法の處斷を爲さしめんが爲め裁判官に賄賂に行ひたるもの、處分如何
- (三) 裁判官に賄賂を贈り不正の裁判を爲さしめたる者は賄賂收受罪の教唆者を以て論ずるや否や理由を附して答辨すべし
- (四) 被告人を引致する巡查が一時其の拘禁を解き用便を爲さしめたるときは刑法第二百八十七條の制裁を受くべきものなりや
- (五) 刑法第二百七十六條に「其の權利なきことを行はしめ」とあるは如何に之れを解すべきや

- (六) 刑法第二百八十一條の罪は有意犯なりや將た無意犯なりや若し之れを無意犯なりとせば其の刑に於て同法第三百十七條乃至第三百十九條との間に權衡を失ふることなきや
- (七) 我刑法に於て裁判拒絶の罪を設けたるの理由如何
- (八) 官吏收賄罪を設けたるの理由は何れに在りて存するや
- (九) 官吏其の職務上に關して囑託を受くるに因り響應せられたるときは之れを以て賄賂罪成立するものなりと云ふことを得べきや
- (十) 賄賂罪に付き未遂犯なるものありや



九十二  
（十一）官吏にあらざる者が官吏を教唆して賄賂を收受せしめたるときは賄賂罪の教唆者と爲るか

（十二）賄賂を贈り官吏をして枉法の處分を爲さしめたる通常人は教唆者として罰することを得るや

（十三）刑法に於て一般官吏の外特に司法官吏に付き賄賂罪を規定したるの理由安く在るや

（十四）裁判官の收賄罪に付ては刑法第二百八十五條乃至第二百八十七條の支配を受くるの外第二百八十四條の支配を受くることなきや

（十五）裁判官が賄賂を收受し被告人を曲庇又は陷害して刑法第二百八十六條第二項又は第三項の罪を成すには被告人が實際刑の執行を受けたることを必要とするか或は其の裁判確定すれば足れりとするや或は裁判宣告ありたるときは未だ確定せずと雖も其の罪は則ち成立するや或は又裁判宣告前に在りと雖も其の罪の成立するに妨げなきや

（十六）刑法第二百七十七條の犯人あるに當り豫審判事檢察官吏等が職務外の時間に於て其の報告を受けて遂に保護の處分を爲さざりしとて刑法の問ふ處に

あらざるや  
（十七）押丁が看守の職務を代理するに當り賄賂を收受したるときは如何に處分すべきや

### ○第三節 官吏財産に對する罪

（一）委託物に關する罪と官吏監守物件に關する罪との異同及び其の理由を詳述すべし

（二）官署の倉庫を監守する番人が其の庫中の金穀物件を窃取したるときは刑法第二百八十九條の罪に問擬すべきか或は第三百六十六條の罪に問擬すべきか

（三）官吏人民より正數外の金穀を徵收し而して之れを其の儘官府に納めたるときは刑法第二百九十條の犯罪成立するや如何

（四）執達吏が職務上差押へたる金品を窃取したる所爲は監守盜を以て論すべきや

（五）郵便配達人が其の事務取扱中郵便信書中の爲替券を窃取したる所爲は刑法第二百八十九條の監守盜を以て論すべきものなりや又其の爲替券を以て金圓を收受したるときは其の處分如何



(六) 雇吏が其の職務上監守すべき金圓を窃取したるときは刑法上如何なる制裁かある

(七) 官吏と通常人と共謀して其の官吏の監守する金圓を窃取するも通常人は普通窃盜罪を以て論するの外なきや

○第三編 身體財産に對する重罪輕罪

○第一章 身體に對する罪

○第一節 謀殺故殺の罪

(一) 甲婦乙男との交情は漆膠も膏ならざりしなり甲婦常に其の夫を失はんことを思ひ窃に毒酒を貯へ置けり然るに一夕乙男忍び來り之れを飲んで死に至れり右甲婦の所爲は刑法上如何の制裁を受くべきや

(二) 甲者乙者を毒殺せんと欲し毒酒を之れに飲ましめたり然るに乙者の苦悶甚しきを見るや憫憐の情に堪へず直に消毒藥を與へて幸に死を免れしむることを得たるも乙者は爲めに治すべからざるの癡疾者と爲りたり甲者刑法上の制裁如何

(三) 甲あり乙に金千圓を贈與して丙を殺さんことを委託す乙之れを諾したるも自

ら其の力の及ばざることを覺り私に丁に百圓を與へ丁をして丙を殺さしめたり

右甲の處分如何

(四) 謀殺と故殺との區別如何

(五) 某甲乙某を殺害せんことを企つるや久し一日乙某外出して夜深更其の家に歸ることを探知し刀を携へて路傍の森林に潜伏し乙某の通行を待つ偶々通行者あり某甲は之れを乙某なりと信じ蒼卒刀を抜て之れを斬る幸にして傷を爲すこと輕し然れども某甲尙は殺意を果さんとせば容易に之れを殺すを得べかりしも其の通行者の乙某に非らざりしことを覺知し驚て其の罪を謝せり某甲は謀殺未遂犯を以て論すべきや否や

(六) 被告人甲被害者乙を毒殺せんと企て被告人丙に毒藥の配劑を乞ふ被告人丙與ふるに番木鱉若干を以てせり被告人甲は之れを食物に混じて被害者乙に食はしめたるに苦痛煩悶して容易に絶息せざりしかば被告人甲は傍にある刀を被害者乙に加へ一刀其の首を打落せり

右被告人甲丙の行爲は刑法第何條により處分すべきや  
但被告人甲が被害者乙に食はしめたる毒藥は人を殺すに足るの分量なりしも



被害者乙は之れを嚙下する前苦味に堪へずして其の幾分を吐出したるを以て嚙下したる毒薬の分量若干なるやを取調べんとしたるも被害者乙の死体已に腐敗し解剖を爲すを得ざるが爲め之れを知る能はず

(七) 旅客甲者夜山路を攀登せしに二發の飛丸一は其の胸を貫き一は其の臂を傷けたり後事實を捜査するに一は甲者に宿怨ある乙者の所爲にして一は獵人丙者の過誤に係れども其の孰れの彈丸を發射せしや辯すべからずと云ふ乙丙の刑事上の責任如何

(八) 親屬相盜むに便利なる爲め人を故殺したる者の處分如何

(九) 甲者乙者を毒殺するの目的を以て毒薬を服用せしめたるに偶々消毒物之れに混和し居りたるを以て乙者は死を免れたり甲者は有罪なりや否

(十) 甲者事に因りて乙者を怨み之れを殺さんと欲するや久し然れども未だ間を得ず會々乙者の上海に渡航せんとするを聞知し友人丙者をして之れを尾し上海に着したる後之れを殺さしめんとし密に謀計を授く丙者之れを諾し上海に於て遂に乙者を殺し逃亡したり  
右甲者の處分如何

(十一) 甲者乙丙兩者を殺さんとし豫て藏する所の毒薬を飲ましめしに乙者は即死し丙者は二十日間の疾病休業にて全癒せり甲者の處分如何

但醫師の鑑定に據れば其の毒薬の性質は單に人をして疾病を醸さしむるに過ぎざるも酒に和して之れを服せしむれば致死の効あり乙者の死は腹中酒氣ありしによると云ふ

(十二) 甲者あり乙者を殺さんと欲すること久し一日乙者の丙家に至るを探知し竊に丙者の邸内に一の阱を作り乙者をして之れに陥らしめんとしたり然るに此の日乙者丙者と共に來り丙者まづ通過するの際之れに陥りたるを見て乙者其の歩を止め幸に免るゝことを得たり甲者の處分如何

但阱を作りたる場所は乙者が必ず通過すべき場所なるも製作拙劣にして一見陷阱たることを知り得べし

(十三) 甲者あり豫て乙者を惡み之を殺さんと欲せしも未だ其の期を得ず一日銃獵に托して野外に誘導し之れを銃撃せり然るに之れと同時に丙者の野獸を狙撃せんとして過りて乙者を銃撃したるあり而して乙者の死体を檢するに甲丙兩者の銃丸二つながら乙者に中りたるも一は胸部の致命傷にして他は足部の輕傷なり



然れども何れが甲者の所爲にして何れが丙者の所爲なるや分別すること能はず  
右甲丙兩者の處分如何 *甲は死す乙は死す*

(十四) 某婦事を以て其の夫を怨み機を待て之れを殺害せんと意あり偶々夫病を得て正に危篤なり醫之れを診し且つ藥を與へ婦に謂て曰く本日午後一時に之れを服せしめよと然るに婦は故意を以て之れを與へず終に其の夫をして死に至らしめたり婦は刑法上如何なる責任あるや

(十五) 刑法第二百九十三條の所謂「毒物」とは其の性質上人を死に致すべきものたるを要するか又は場合により人を死に致すことあるべきものにて尙ほ毒物と稱することを得べきや

(十六) 毒物施用の方法は其の身体の内部たると外部たるとを問はざるや

(十七) 單に故意に出でたるのみの毒殺罪ありや

(十八) 毒殺の所爲は其の豫謀に出でたると故意に出でたるとを問はず悉く死刑を以て之れを罰するは何ぞや

(十九) 甲者あり乙者を殺さんと欲して毒物を豫備したるに偶々乙者來り自ら之れを服して死に至れり甲者の處分如何 *乙は死す*

(二十) 前問題の場合に於て盜賊あり來りて之れを服し遂に死したるときは如何若し其の死したる者甲者の僕婢なりしときは如何

(二十一) 甲者乙者を殺さんとし毒物を一個の茶碗に納れ他の茶碗に非毒物を納れ共に之れを乙者に供したるに乙者其の毒物に非ざる方の茶碗に就き之れを服用したるときは刑法上甲者の責任如何 *毒物を以て殺す*

(二十二) 刑法第二百九十六條の罪は他の重罪輕罪と故殺と併立することを必要とするか

(二十三) 甲者あり某家に入りて窃盜を爲さんと欲すれども某家の門衛乙者堅く守護するを以て容易に之れに入ることを得ず因て甲者は乙者を誘出して之れを殺したりしに忽ち其の場所にて捕縛せられたり

右の場合に於て甲者は刑法第二百九十六條を以て罰すべきものなりや

(二十四) 人を殺さんと欲し朽腐したる板を以て橋梁を架し之れを渡らしめたるに其の人身甚だ輕捷にして爲めに危害に陥ることなく彼岸に達することを得たりこの場合に於ける所爲を稱して刑法第二百九十七條の未遂犯と云ふことを得べきか *否*



(二十五) 誤殺と過失殺とは何れの點に於て區別すべきや  
(二十六) 検事が司法大臣の命令を待たずして死刑を執行したるときは其の處分如何

(二十七) 甲婦誤て某橋下に陥落す偶々乙男あり橋上を過ぐるの際甲婦の災厄を見て心私に期する所あり忽ち腰帶を解き垂下し甲婦をして之れを握らしむ甲婦即ち其の帶により水を離るゝこと尺餘乙男甲婦の醜惡なるを見て以爲らく此の醜婦の恩義に感じ他日附き纏ふことあらば一大厄介ならんと無慘にも其の手にせる帶を放ちて去れり是に於て甲婦は遂に溺死したり

右乙男の刑法上に於ける制裁如何

(二十八) 甲者乙者に宿怨あり之れを殺害せんと欲するや久し或る時好機に際會し之れを毒殺せしも甲者の所爲たること分からざりし然るに乙者は將に埋葬せられんとするに當り忽然蘇生し次て其の毒殺の所爲を行ひたるは甲者なること分明せり右甲者刑事上の責任如何

○第二節 毆打創傷の罪

(一) 相撲業者が相撲を爲す際相撲規則に禁せられたる手段を以て對手人を傷つけ依て癱疾に致したるもの、處分如何

(二) 甲者乙者を怨み之れに報ひんことを欲するや久し或る時乙者と某割烹店に會飲せり甲者即ち酔に乗じて乙者の頭に放尿し以て怨を報せりと爲す甲者は刑法上に於て果して如何なる責任かある

(三) 二人以上の者共に人を毆打創傷したるも傷を成すの輕重は知ること能はず斯る場合に於ては此の數人共謀せるにあらずとも尙ほ重傷の刑に照して一等を減せる罰に處せられざるべからざるや又此の際に其の一人を助けたる從犯者ありたりとせば其の者の處分は如何

(四) 甲者あり極めて舊習を好み今尙ほ結髪せり甲者の友人乙者は開化を好むの癖あり或る日甲者を把へて押し付け其の髪を斷ちたり甲者大に怒り直ちに警察署に馳付け其の不法を申告せり右乙者の擬律如何

(五) 毆打犯には未遂犯あるや否之れを説明すべし

(六) 第三百六條は豫謀毆打にも適用すべきや若し適用するとせば其の場合如何

(七) 甲乙に謂て曰く予は丙に宿怨あり彼れを毆撃して癱篤疾に至らしめ以て甘心



せんとす然るに彼れ脅力あり予が敵に非ず如何せば可ならんと乙曰く易々のみ彼れ賭博を嗜む今他人の偽書を作り招くに賭博を以てせば其の之れに赴かんや必せり子夜に乗じ之れを半途に要撃せば則ち疾雷耳を掩ふに違わらず彼れ力あるも之れを用ゆるに所なく而して子は亦後難なからんと甲之れを然りとし尙ほ其の書を作爲せんことを請ふ乙乃ち左の賭博の招状を書して之れを附與す

口演

只今より某家に於て戊巳等の數人例會相催し候間直に御出張有之度候

年月日

丙吉殿

世話人 某

乙後に其の計策の拙にして事の發覺し易きを恐れ之れを停めんと欲す然るに甲に會するを得ず偶々丁に會つて其の實を告げ之れを囑托す丁陽に之れを諾し心に甲乙の罪を得んことを欲し甲に會すと雖も故らに之れを通告せず甲は終に乙の計策を用ひ丙を要撃したれども力敵せず却て丙の捕ふる所となり引致せらるるに至る而して丙は創傷を負ひたれども二十日を経て全癒せり右の事實に付き甲乙丁の處分如何

(八) 毆打に因り誤て他人を創傷したる者と過失に因て他人を創傷したる者との區別如何

(九) 甲なる者あり乙を毒殺せんと欲して毒酒を乙に飲ましめたり然るに乙の苦悶甚しきを見て憐に堪へず直ちに消毒藥を與へて幸に死を免れしめたるも乙は爲めに數十日の疾病に罹りたり刑法上甲の處分如何

(十) 藝妓甲なる者理髮職乙なる者をして理髮せしむるの際乙者故意を以て甲者の眉毛を剃落せり乙者刑法上の責任如何

(十一) 甲者乙者と口論の末爭鬪を生じ互に組合ひ地上に倒れながら甲者は其の携ふる所の煙管を以て乙者の頭部を亂撃し其の餘勢乙者が當時背負ひ居りたる小兒の右額を傷け該創傷の爲め小兒は死に至れり

右の場合に於て甲者が小兒に對する所爲は刑法第三百四條に該當すべきや將た同法第三百十七條に該當すべきや

(十二) 腕力を用ひずして人の身体を創傷したる者は之れを毆打創傷罪と爲すを得るや否

(十三) 毆打創傷罪の刑を定むるには如何なる方法に據るべきや



(十四) 毆打致死罪を成すには毆打の爲め即時に死を致したることを要するか將た毆打後の數日を経過して死を致すも亦可なるか

(十五) 刑法第三百一條第一項に所謂「職業を營むこと能はざる」とは被害者の従事する所の職業を營むこと能はずと云ふの意義なりや又は被害者の従事する所の職業は勿論其の他の職業をも營むこと能はずと云ふの意義なりや

(十六) 甲乙兩者あり平素丙者と悪し因て甲者は丙者の兩目を瞎し乙者は其の一手を折ることを約束し終に毆打して其の目的を達したりとせんに此の場合に甲者は兩目を瞎したる罪の刑を受け乙者は一肢を折りたる罪の刑を受くべきか

(十七) 刑法第二百九十七條の罪は人を殺すの意に出で詐稱誘導して危害に陥れたる所爲なりこの所爲の目的を達せざれば未遂犯として罰するや將た無罪なりや

○第三節 殺傷に關する宥恕及び不論罪

(一) 晝間故なく人の看守したる建造物内に侵入したるものを防ぐが爲めに單に其の人を毆打したるも殺傷するに至らざるものは之れを如何に處分すべきや

(二) 甲者乙者と激論の末短刀を以て乙者を刺さんとす乙者空手防禦の術なく遂に

短刀を奪ひ却て甲者に向ふ甲者又之れを奪取し乙者を殺せり甲者の處分如何

(三) 正當防禦に必要な條件を詳述すべし

(四) 正當防禦と已むを得ざるに出でたる所爲との區別如何

(五) 甲者叔父乙者の家に同居し某學校に通學せしも性淫逸酒色に耽り曾て學事を勉めず乙者大に之れを憂ふ甲者一日薄暮乙者の不在を奇貨とし遊廓に赴かんと衣服を着替るに際會し乙者家に還り家屋内物音の聞ゆるを以て密に屋後に至り戶外に行み甲者の舉動を伺ひ將に戸を開て内に入らんとせしに甲者に於ては更に之れを知らず全く盜賊の恐び入る者と臆測し刀を振り上げて切り付け尙ほ逃ぐるを追ひ終に之れを刺し殺したり右甲者の處分如何

(六) 無能力者に對して正當防禦の權あるや

(七) 挑發を理由として特別宥恕を爲すに就ては如何なる條件を要するや

(八) 正當防禦と總則中の不論罪とは何れの點に於て其の性質を異にするか

(九) 三更人定まりて四邊寂寥たるの頃甲家の垣牆を攀ちて將に邸内に闖入せんとする者乙者あり甲者之れを見て以爲らく是れ必ず盜兒の來り窺ふものならんと乃ち傍側の一刀を揮ひて之れに迫ること頗る急なり乙者已むことを得ず携ふる



所の棍棒を以て之れを禦ぎ因て甲者に創傷を負はしめたり後乙者を捕へて之れを鞠訊したるに乙者は甲者の妻丙者の姦夫にして當夜も亦甲者不在なりと思惟して闖入したるものなることを知り得たり

右乙者の處分如何

(十) 刑法第三百十五條は財産の危害に付き正當防衛を爲すを得べきことを定めたるものなるや

(十一) 刑法第三百十條に「毆打して互に創傷し其の手を下すの先後を知ること能はざる者は各其の罪を宥恕することを得」とあり單に毆打罪に限り宥恕減輕を與へ他の殺傷に付ては之れが減輕を與へず是れ果して如何なる理由に基くや

(十二) 刑法第三百十條に所謂其の手を下すの先後とは創傷を爲すの先後を云ふか將た挑發を爲すの先後を云ふか

(十三) 既に淫事に着手し若くは之れを終りたる際にあらざれば姦通の現行犯と稱すること能はざるか將た男女密話し若くは同衾するに止まるときと雖も之れを目して姦通の現行犯と云ふことを得るか

(十四) 刑法第三百十一條に所謂姦所とは如何なる場所を謂ひ姦通を覺知しとは如何なる事を謂ふや

何なる事を謂ふや

(十五) 刑法に於ては何故に妻が其の夫の他の婦と密通せるを覺知し直に之れを殺傷したる場合に於て宥恕減輕を與へざるや

(十六) 他人の妻と姦通し姦所に於て襲撃を受けたる姦夫は本夫に對して正當防衛を行ふことを得るか

(十七) 本夫が豫め謀て姦夫姦婦を姦所に殺傷したる場合と雖も刑法第三百十一條の宥恕減輕を與ふべきや

(十八) 一方より襲撃を爲すも我れに於て仍は逃走するの餘地あるときは正當防衛權を實行することを得るか

(十九) 暴行者なりと信じて暴行者にあらざるものを故らに殺傷したるときは之れを以て正當防衛權の實行と爲すことを得るか

(二十) 被挑發者に宥恕減輕を與へたる理由如何

(二十一) 刑法第三百十一條の妻とは戸籍簿に登記したる妻の謂なるか

(二十二) 他人の身體又は生命を正當に防衛せんと欲し誤りて防衛の地位に在る者を攻撃者と信じ之れを殺傷したるときは尙ほ正當防衛と爲るか



(二十三) 刑法第三百十五條第三號の場合に於ても已むことを得ざるの條件を具備せざれば不論罪たるの限にあらざるや

(二十四) 本夫其の妻の將に姦通せんとするを撞見し其の所爲を遂げざらしめんが爲め已むことを得ず姦夫を殺傷したるとき(即ち本夫に於て殺傷を行はざれば姦通を防止すること能はざるるとき)は之れを正當防衛に出づる者として不論罪と爲すべきや將た刑法第三百十一條の宥恕減輕を與ふるに止まるべきや

(二十五) 茲に二人の格闘する者あり何の故たるを知らず然れども甲者の乙者を搏て之れを僵し將に之れを刺さんとするを見て惻怛の情傍觀するに忍びず而して事機已に緊迫して尋常手段の加ふべき暇なく乃ち短銃を發して甲者を射殺し以て乙者を九死の中に救助したる者ありとせんに之れを以て正當防衛に出づる者とせんか將た尋常の故殺犯を以て論すべきや

(二十六) 財産に關し正當防衛權を許すの利害如何

(二十七) 他人の財産を防衛するが爲め已むを得ずして暴行人を殺傷したる者は刑法第三百十五條の不論罪にあらざるか

(二十八) 刑法第三百十五條の場合に於ては假令不正の所爲に因り自ら暴行を招き

たるるときと雖も尙は不論罪たるべきや

(二十九) 他人の爲めに被盜品を取還せんと欲し其の盜犯者を殺傷したる者の處分如何

(三十) 公權を執行する官吏に於て正當の令狀を携帯せずして人を拘留せんとするに當り其の人は之に抵抗するの權ありや若し之ありとせば其の人已むを得ざるに出で執行官吏を殺傷したるときは刑法第三百十四條に據り不論罪たるべきや

(三十一) 二人相互に毆傷し其の手を下すの先後を知ること能はざるときは各其の罪を宥恕する理由如何

(三十二) 本夫が挑激を受けたりとして宥恕を與ふるに付ては何故に即時に姦夫姦婦を殺傷することを要するや

### ○第四節 過失殺傷の罪

(一) 醫師甲者新聞紙に左の如き廣告を爲したり曰く

余は醫術研究の爲め生人の胃腑を切開して其の活動作用を驗視せんと欲す望みの者は速に申込みあれ應募者には金一千圓を進呈すべし但切開したる局部



には十分なる施術を爲すべしと雖も治癒は確保することを得ず  
と乙者あり右の廣告に應ずる旨を申込みたり依て甲者は之れを驗診し十分健全  
なるを知り廣告の通り金一千圓を與へ助手丙丁の二人と共に胃腑を切開したり  
然るに十分なる施術を爲したるに拘はらず局部治癒に至らずして乙者は遂に死  
亡したり

右の場合に於て甲丙丁の三人は刑法上の責罰を科すべきものなるや

(一) 製業者あり過て藥瓶を取違へ普通藥を入れるべき瓶に毒藥を入れたり藥劑師は  
毫も之れを知らず又取扱上一の過失なく調劑して患者に與へ爲めに患者をして  
死を致さしめたり藥劑師の處分如何

但該藥は透明無色にして試験を爲さざれば鑑別し難しと云ふ

(三) 法律は一般に犯意なき所爲を罰せざるを以て原則と爲す然るに過失殺傷を罰  
するは何故なるや

(四) 豫て痙攣の持病あることを知りながら其の人の暴行を懲戒するの目的を以て  
之れを制縛し因て其の持病を起し竟に死亡せしめたるときは刑法上如何なる制  
裁ありや

(五) 失火の爲め人を燒死せしめたる者の罪責如何

(六) 假令戯れに起因したる場合と雖も其の結果たる他人に創傷を負はしめ因て廢  
篤疾に致したる以上は刑法第三百十八條の制裁を免るゝことを得ざるや

### ○第五節 自殺に關する罪

(一) 囑托を受けて自殺人の爲めに手を下したる者は罪と爲り本人たる自殺人は罪  
と爲らざるは如何なる理由に由れるや

(二) 人を脅迫して自殺を爲さしめたる者は刑法上如何なる責任ありや

(三) 自殺者罪なきに之れを教唆し又は之れを幫助したる者を罰するは何ぞや

(四) 凡そ中止犯の場合に於ては加害者は現に生じたる損害に付き其の責を受くる  
を原則とするが故に自殺の下手者若し中途にして其の所爲を止息したるときは  
其の現に生じたる毀傷により之れを毆打創傷罪として罰すべきか

### ○第六節 擅に人を逮捕監禁する罪

(一) 逮捕監禁の罪は即時犯なるや將た繼續犯なるや



- (二) 父兄か其の子弟を懲戒するの目的を以て刑法第三百二十三條の所爲を爲すも該條を以て處分するの限にあらざるや
- (三) 未だ發覺せざる監禁罪の實行中他の犯罪發覺して其の處斷を受け裁判確定の後には於て監禁罪發覺したるときは數罪俱發例に據るべきや將た再犯加重を以て論すべきや
- (四) 甲なる者あり人を監禁して已に三十日を經過し自ら之れを中止せんとするに際し乙なる者其の已に監禁日數の三十日に達したることを知りつゝ之れを讓受けたるときは乙者は僅に一日間の監禁を實行して之れを解散するも尙は三十日間監禁の罪を以て論せらるべきや

○第七節 脅迫の罪

- (一) 脅迫取財と恐喝取財との差別如何
- (二) 脅迫罪の告訴を待て其の罪を論ずる理由は安くに在るや
- (三) 刑法第三百二十九條の所謂親屬とは刑法第十章の親屬例に掲げたる總ての親屬を指したるものなるや否

○第八節 墮胎の罪

- (一) 甲なる者あり乙女に通ず乙女懐胎して五ヶ月に及びたり甲者屢々乙女に勸むるに墮胎藥を服用せんことを以てす乙女毎に諾せず甲者茲に於て一計を案じ乙女の孝心深く且つ父母の遠國にあるを幸とし丙者をして丁者の名義を偽筆せしめ父母の強盜の爲め慘酷なる最期を遂げたることを詳記し且つ慘憺たる圖畫を挿める書簡を送らしめたり乙女之れを披見し悲哀に堪へず遂に之れが爲めに墮胎したりと云ふ
- 右甲者の處分如何
- (二) 婦女を懐胎なりと誤認して墮胎藥を與へ爲めに其の健康を害したるときは刑法上如何なる制裁かある

○第九節 幼者又は老疾者を遺棄する罪

- (一) 刑法第三百三十七條の「寥闕無人の地」とは場所其れ自身が絶體的に無人の境なりや又は其の場所が無人の境にあらざるも偶々人の無かりし場合なりや
- (二) 幼者又は老疾者を遺棄するの罪は其の之れを保養するの責任ある者に於て爲



されれば其の罪成立せずとの説あり其の當否如何

(三) 假令幼者老疾者を遺棄するも或る他の原因よりして癡篤疾若くは死に至りたるときは遺棄者は刑法第三百三十九條の制裁を受くるの限にあらざるか

○第十節 幼者を略取誘拐する罪

(一) 略取と誘拐との二者を區別するの標準如何

(二) 十二歳未満の幼者を略取又は誘拐するも他人に交付し若くは自ら藏匿したるにあらざれば刑法第三百四十一條の罪とならざるか

(三) 幼者を略取誘拐する罪を親告罪と爲したる理由如何

(四) 幼者を略取誘拐する罪の告訴は公訴權をして發生せしむるものなりや將た公訴權は已に發生するも此の告訴を爲すまでは停止するものなるや

(五) 刑法第三百四十四條の親屬とは如何なる人を指したるや

(六) 某家に甲なる少女あり乙者之れを誘拐して娼妓と爲したりしが甲者後丙者の爲めに購はれ式に従て之れと結婚したりとせば甲者の結婚したるが爲めに被害者又は親屬は乙者を告訴するも其の効なきか否(刑法第三百四十四條參看)

(七) 刑法第三百四十一條乃至第三百四十三條の罪は其の刑總て輕罪なり然るに獨り第三百四十五條の罪に限り之れを重罪と爲したるは如何なる理由ありて然るや

(八) 親權を有する者が其の幼者を外國人に交付したるの所爲は刑法第三百四十五條の罪と爲るや否

○第十一節 猥褻姦淫重婚の罪

(一) 甲者あり乙者の外出中なることを偵知し深夜乙者の歸宅せるものゝ如くに裝ふて乙の家に入り乙者の婦丙者を欺き姦せり甲者刑法上の責任如何

(二) 藥酒の爲め昏倒せる婦女を姦淫したる者の處分如何

(三) 重婚の罪は繼續犯と爲す説と即時犯と爲す説とあり孰れか允當なるや其の理由を述べし

(四) 猥褻罪と強姦罪とは何れの點を以て區別するや

(五) 強姦罪は暴行脅迫なしと雖も其の婦女任意の承諾なき以上は之れが成立を妨げざるか



- ・(六) 當初より姦するの目的なくして婦女に藥酒を用ひ其の昏睡するに至りて之れを姦したるときは刑法上如何なる制裁ありや
- ・(七) 姦淫罪及び猥褻罪の親告罪たる所以如何
- ・(八) 刑法第三百五十條の親屬とは如何なる人を云ふや
- ・(九) 猥褻及び姦淫の罪を犯すに因て人を死傷に致したる罪に付ては何故に之れを親告罪と爲さるや
- ・(十) 婚姻を爲したるも未だ公署に其の届出を爲さる前の婦女と姦淫したるときは其の兩者の處分如何
- ・(十一) 我刑法が婦の姦通のみを罰して夫の姦通を問はざるは何ぞや
- ・(十二) 妾は刑法第三百五十三條の所謂有夫の婦にあらざるか
- ・(十三) 刑法第三百五十三條は相姦者即ち姦夫を姦婦と同じく罰せり是れ姦夫を以て姦婦の共犯者と認めたるに由れるか
- ・(十四) 姦通罪の告訴權を本夫に專屬せしめたる理由如何
- ・(十五) 本夫に於て其の婦の姦通を縱容したるの事實あれば何故に本夫が姦夫姦婦の告訴を爲すも其の効なきか

- ・(十六) 姦婦死去の後本夫は姦夫に對して有効に告訴することを得るか
- ・(十七) 重婚罪に於て一夫を有する者の夫と爲りし者又は一妻を有する者の妻と爲りし者を罰せざる理由如何
- ・(十八) 我刑法に於て強盜婦女を強姦したる者と婦女を強姦して後に強盜したる者と其の刑を異にしたる理由如何
- ・(十九) 刑法は何故に夫婦間に於ける強姦罪の成立を見認めざるや
- ・(二十) 甲者一夜友人に招かれ痛く酩酊して歸路に就き某の山間を過ぐ時に人あり歩を早めて來る近くに及び之れを窺ひ見れば窺窕たる二八の美人なり於是乎甲者俄に春情を起し抑へんと欲して能はず直に趨て之れを挑む然れども美人操を固守して敢て應せず因て腕力に訴へ其の號泣するをも顧みず之れを姦し將に終らんとするの際偶々巡查の來るに遇ひ倉皇其の場を遁れて家に歸れり暫くして己れの新婦巡查に保護せられて歸り來れるを以て其の事情を質せば前の強姦せし美人は全く己れの新婦に相違なかりしと云ふ以上の場合に於て甲者は刑法上如何なる責任ありや

○第十二節 誣告及び誹毀の罪



(一) 甲者あり新聞紙上に於て乙者の出版著書を批評するに當り左の數句を交へたり曰く

議論文章の拙劣なる一讀して著者其の人の無學無識たることを知るべしと甲者の所爲は刑法上誹毀罪を構成するや

(二) 新聞紙上に某衆議院議員が金錢を以て他の議員買収の爲め奔走盡力せし旨記載し而して其の事實なかりし時は其の所爲誹毀とすべきや

(三) 誣告罪と誹毀罪との差異如何

(四) 誣告罪を構成する要素及び誣告の誹毀若くは偽證と異なる點如何

(五) 甲者乙者に對し貸金請求の訴訟を起したるも證書偽造并に其の印影の押捺は合意に出でざりしとの諸點より敗訴と爲りたり乙者は勝訴者と爲りたるを以て其の判決確定の後判決文の理由を摘記し左の廣告文を某新聞に掲載したり

甲者は不都合千萬にも證書を偽造し印影を濫用し不法の請求を爲したること明なるが故裁判確定と爲り云々

乙者及び新聞紙署名人の處分如何

(六) 一私人の結合より成立したる銀行會社等の如き無形人を誹毀したる場合と雖

も有形人を誹毀したる場合と等しく刑法第三百五十八條に據り處斷すべきや

(七) 刑法第三百五十八條の所謂「惡事醜行」とは如何なることを云ふや

(八) 誹毀罪は何故に公然の演説、書類、畫圖の公布、雜劇、偶像等の作爲、即ち公の方法を以て爲したる者にあらざれば之れを罰することを得ざるか

(九) 誹毀罪に事實の證明を許さざる理由如何又新聞紙條例の誹毀罪は何故に事實の證明を許すや

(十) 死者に對する誹毀罪の成立に誣罔の一條件の具備することを要したる理由如何

(十一) 誣告を爲すと雖も未だ被告人の推問を始めざるに前きだち誣告者自首したるときは何故に其の刑を免するや

(十二) 誣告罪成立の時期如何

○第十二節 祖父母父母に對する罪

(一) 甲者あり乙者を他人なりと信じて或る一室に監禁し日數十一日に至り初めて乙者の他人にあらずして全く自己の生父なることを發見したり此の場合に於て



甲者は十一日間他人を監禁したるの罪に問はるべきや將た同日數間其の父を監禁したるの刑に處せらるべきや

(二) 刑法第三百六十四條の「子孫」とある中には是れ等の配偶者は包含せざるや否

(三) 我が刑法が祖父母父母に對する正當防衛を認めざる理由如何

(四) 祖父母父母に對する罪は親子祖孫の關係あるによりて之れを特別罪と爲したるものなりや將た子孫の身分あるにより普通の罪を加重したるものなりや

(五) 刑法第三百六十四條の罪は身分により刑を加重したるものなりや將た身分により罪を成立するものなりや

(六) 祖父母父母に對する罪に特別の宥恕及び不論罪の例を用ひざるは如何なる理由に因れるや

(七) 未だ戸籍に登録せざるも既に親族近隣に於て養子女と認むる者が其の養父母を毆打したるときは如何に之れを處分すべきや

### ○第二章 財産に對する罪

#### ○第一節 窃盜の罪

(一) 國立銀行役員が其の銀行に身元保證として差入れ置きたる自分所有の株券を持出し之れを他に質入として金借したるときは刑法上如何なる責任あるや

(二) 甲者あり夜中乙者の邸の門扉開きあるを幸とし邸内に入りて赤土を掘り數荷を持出し尙ほ之れを採掘し居る際乙者之れを發見し石を採りて打ち付けたる爲め甲者は兩眼を失したり而して乙邸の家屋土地は丙者の所有にして乙者は單に之れが借家人たるに止まると云ふ甲乙兩者の處分如何

(三) 甲者乙旅店に恐び入り旅人の金時計一個を窃取したり而して右被害者を取調べたるに嘗て甲者が乙者の從僕たりし時乙者の妾丙女と姦通して生じたる子なること確實と爲れり然れども被害者の戸籍は單に乙者の長男とのみ記載しありと云ふ甲者の處分如何

(四) 甲者兎を射撃したるに的中して凡そ壹丁程走り倒る乙者之れを目撃し居り故らに之れを拾ひ通れ去る乙者は刑事上責任ありや果して有りとするれば其の處分は如何

(五) 一旦他家を相續して其の戸主と爲りしものが其の後故あり實家に寄留中其の父母の財物を窃取することあるも窃盜罪を以て論せらるゝの限りにあらざるや



- ・(六) 甲者が乙者より窃取せる物件なることを知りて丙者更に之れを甲者より盗取せりどせば丙者は窃盜罪を犯したるものと云ふことを得べきや若ししか云ふことを得んには丙者の罪は甲者に對して成るや將た乙者に對して成るや
- ・(七) 數人共有の池あり其の共有者は嘗て生育を計るの目的を以て之れに鯉魚を放ちたり然るに共有者中の一人竊に其の數尾を捕獲して他に賣却したるときは其の所爲窃盜罪を以て擬することを得るや
- ・(八) 甲者同居の兄乙者の書籍を窃取し情を明して之れが賣却方を丙者に委託す丙者之れを某書肆に賣り八圓を得たるも甲者には四圓にて賣れりと欺き他の四圓は己れ之れを着服したり右甲丙兩者の處分如何
- ・(九) 刑法第三百七十七條の主旨は單に刑のみを科せざるにあるか將た犯罪の成立せざるものなるや若し他人の親族相盜を教唆し且其の財物を分ちたるものあるときは其の者の處分如何
- ・(十) 甲者あり乙者飼養の鶯を窃取せんとし籠の戸を開きたるに鶯は直に飛び去れり甲者刑法上の處分如何
- ・(十一) 甲者あり白刃を携へて乙者の倉庫に入り衣類數點を窃取し去れり右乙者の

所爲は持兇器窃盜罪なるや但該倉庫は乙者の邸内にあり且其の住家と接近せると何人も庫内にありて寢食せずと云ふ

- ・(十二) 甲者あり乙者の家に忍び入り百五十圓の債權證書を窃取し自ら乙者なりと稱して該證書を抵當に入れ丙者より金百圓を借り受け之れを費消したり法律上甲者の制裁如何
- ・(十三) 窃盜罪と受寄物費消罪との區別如何
- ・(十四) 郵便配夫他人に屬する信書を開封し在中の爲替券を取出し之れを銀行に持行き請取人と稱して額面の金額を引出せり  
右配夫に對する刑事上の處分如何
- ・(十五) 甲なる郵便集配人あり其の受持の書狀中に爲替券の封入しあるを知り其の書狀の封を切りて爲替券を取り書狀は水中に投棄し其の爲替券に受取人の氏名を記し有合印を押し郵便局より券面の金二十圓を受取れり甲の處分如何
- ・(十六) 盜罪を構成する元素如何
- ・(十七) 甲同宿者乙に宛てたる書狀を開封して郵便爲替券を取出し之れに乙の名を記入し自己の實印を押捺し郵便局より券面の金額を受取りたり甲の處分如何



又甲の郵便局に至り支拂の請求を爲すに先ち乙爲替券を窃取せられたるを覺知し相當の手續を盡し爲めに其の爲替券の無効に歸したるときは甲の處分上に如何なる影響を及ぼすや

・(十八) 財物を盜取するの目的を以て人を殺したるものは刑法上如何に刑を適用すべきやに付き左の二説あり其の當否如何

甲説 盜罪及び殺人罪の二罪を併科し數罪俱發例に依るべきものとするもの

乙説 盜罪及び殺人罪の内何れか其の一を科し數罪俱發例に依らずとするもの

・(十九) 甲者其の所有に係る金時計一個を乙者に寄託したるに乙者の長男丙者は父の所有品なりと信じて窃取し之れを丁者に賣渡せり丁者は窃取物なることを知て其の時計を買受けたり

右丙丁兩者の處分如何

・(二十) 死者の遺骨は盜罪の物体たることを得るや

・(二十一) 他人の物件なりと信じて之れを窃取したるに其の物全く父の所有品にてありしときは窃取者の處分如何

・(二十二) 夜中人家に入りて盜盜を爲したる者は家宅侵入罪と盜盜罪との二罪を構成すべきや

・(二十三) 鎖鑰ある倉庫内の物件を窃取せんと欲し先づ其の鍵のある本宅の壁を破り侵入して其の鍵を取り出し而して右倉庫の鎖鑰を開き其の内の物件を窃取したる者又は家屋内に忍び入り或る物件を窃取し既に家外に出でたる後又其の家外にて或る物件を窃取したる者は共に盜盜の一罪のみを以て處斷するや

・(二十四) 船室内の盜盜は家屋内の盜盜を以て論ずることを得るや

・(二十五) 家屋の壁を破り其の孔より手を差入れ物品を窃取したる所爲は刑法第三百六十六條の罪なるや將た同第三百六十八條の罪なるや

・(二十六) 會社の雇人か其の社長宛の郵便書狀を受取り之れを社長に交付せずして私に開封一覽したる後隱匿したるときは如何なる處分を爲すべきや

・(二十七) 十二歳未滿の幼者と共に盜盜をなしたる丁年者に對しては刑法第三百六十九條を適用することを得ざるや

・(二十八) 十二歳以上十六歳未滿の幼者を教唆して其の父の衣類を窃取せしめたる者は盜盜教唆罪を以て論ずることを得るや



- ・(二十九) 被告人の虚偽の申立に依り踰越損壞の窃盜を屋外窃盜と誤認し處斷したる場合に於て更に之れを踰越損壞の窃盜として處斷することを得るや
- ・(三十) 水火震災に乗じ屋外窃盜を爲したる者も亦明治二十三年法律第九十九號を以て處斷すべきものなりや
- ・(三十一) 明治二十三年法律第九十九號の屋外窃盜犯には監視を附加し加重を爲し親屬相盜を適用し又其の贓物の故買牙保等は之れを罰するや否
- ・(三十二) 戸主乙者の父甲者(同居)一日乙者が債權者(家主)より家賃の請求を受け竟に其の有体動産は債權者の申請に依り執達吏の爲めに假差押の處分を受けたり甲者は此の處分を熟知し乙者の不在中其の動産物件數個を獨斷を以て債權者に交付したり甲者は刑法上如何なる責罰を受くるものなりや
- ・(三十三) 僕婢が主人の命により其の物件を購はんと欲し金圓を懐にして遠きに至り途中にて惡意を生じ之れを消費したるときは窃盜罪を成すや否
- ・(三十四) 會社解散して未だ其の財産を分割せざる前に社員中の一人が其の財産の一部を奪取したるときは窃盜罪を以て論すべきや
- ・(三十五) 窃盜罪の犯意は如何なるものを要するや

- ・(三十六) 窃盜犯の從犯は之れを算入して多數を爲すことを得るか否若し算入することを得ずとせばその理由如何
- ・(三十七) 性質に因る兇器と用方に因る兇器との區別如何又其の之れが區別を爲すに付き如何なる利益ありや
- ・(三十八) 屋外窃盜を軽く罰するの理由如何

○第二節・強盜の罪

- ・(一) 甲者乙家に入り強盜を爲さんとしたり然るに乙者力爭するにより之れを一撃したるに刀尖餘りて乙者が懐に居りし幼兒丙者をも斬り死に至らしめ遂に財を得ずして去れり如何に之れを處分すべきや但乙者は單に傷を受けたるのみ
- ・(二) 典物として他人に交付したる自己の所有物を暴行脅迫を以て強取したる者は、如何に處分すべきや
- ・(三) 甲者逆旅を山間に開き宿に投ずるものあれば則ち毎に之れを殺して其の財を奪ふ人力車夫乙者其の情を知り行旅の資斧ある者を見れば必ず乗車せしめ且甲者の逆旅の待遇善さを虚構して此に投宿せしめ而して甲者が奪ふ所の財は之れ



を折半す博徒丙者此の事を聞き以爲らく奇貨居くべしと乃ち旅客に扮して山間を過ぐ乙者例に依て之れを逆旅に誘導す夜三更刀を提げて丙者の臥房に潜入し臥具を隔て、之れを刺す空床なり忽ち一人暗中より大喝一聲跳出して曰く吾は探偵吏なり汝輩が人を殺して財を奪ふを聞く故に來て實跡を檢す汝若し吾に賄せば已まん否らざれば勾致して其の罪を糺さんと之れを見れば丙者なり甲者事の意外に驚き狼狽して百圓を丙者に與ふ後事發覺し甲乙丙の三人を審訊するに甲者は丙者の實子幼時他人に拐帶し去られし者なり右甲乙丙の三人の處分如何

(四) 強盜婦女を強姦し因て死に致したる者の處分如何

(五) 人を脅迫して財物を強取する者と人を恐喝して財物を騙取する者とは如何なる點に於て區別するか

(六) 甲者あり乙者より丙者へ宛てたる郵便葉書を偽造して郵便函に投じ郵便配達夫は之を丙者に配達せんとする途中にあるとき乙者は自己の名義を偽りたる不實の葉書を發せられたることを知り之れを丁者に告げたるに丁者は便郵配達夫を途中に要して其の葉書を奪ひ取りたり

右丁者の處分如何

- (七) 強盜財を得て之れを傍に置き婦女を強姦し了りたる際會々人の認むる所と爲り其の儘逃走したるときは如何に之れを處分すべきや
- (八) 強盜を爲すの目的を以て被害者の門前に至り門戸を開かざれば放火すべしと強迫したるの所爲は單純なる脅迫罪なるや又は強盜の未遂罪なるや
- (九) 刑法第三百八十條の罪は強盜の既遂と未遂とに係關なく成立するものなりや
- (十) 刑法第三百八十條の人とは共犯人以外の人を指したるものなるや將た共犯人も之れに包含するものなるや
- (十一) 偽造の貨幣なることを知り之れを強取し行使たる者は刑法上如何に處分すべきや

○第三節 遺失物理藏物に關する罪

(一) 立退の際に甲者の紛失したる指環を其の後其の處に移轉し來れる乙者之れを發見したるも匿して官署に届けず又遺失主に返さず之れを他人に賣却したり然るときは此の乙者は如何なる罪を犯せるものとすべきや

(二) 遺失物に關する罪と盜罪との間に如何なる差違あるや



(三) 甲者あり乙者の遺失したる品たることを知て之れを拾ひ得て賣却せり甲者の處分如何

(四) 人あり紙幣を貯ふるに當り盜を恐れて之れを紙屑中に入れ置けり一日紙屑買來れるを以て之れを賣拂へり後其の紙屑中に金百圓を入れ置きたることに氣付きしも其の買主は通り掛りの者なるにより搜索の便なく止むを得ず其の儘に爲し置けり買主は家に歸り改め見たるに中に奇利あり大に喜で之れを私有せり右紙屑買の處分如何

(五) 他人の所有物を拾得て之れを自己の所有物なりと稱し賣拂ひたる所爲は拾得物隱匿の一罪を以て罰すべきか又は冒認罪及び費消罪の俱發を以て論すべきか若し俱發を以て論すべきものとせば其の拾得物を毀壞したる者の處分如何

(六) 贋造紙幣を拾ひ得て之れを隱匿したる者の處分如何

(七) 遺失物隱匿の罪は五日の申告期間内に其の拾得物を差出すときは成立せざるか

(八) 拾得したる借用證書を以て金員を受取りたるときは拾得物隱匿罪と詐欺取財罪との二罪を構成するや

(九) 借用金證書を拾得て之れを隱匿し債務者をして之れを預金證書に書替へしめ共犯者某を以て債權者と爲し之れを取立て分配したる者の處分如何

(十) 遺失物を拾得て官に自首したる後費消したるものと費消したる後官に自首したるものとは刑法上の制裁に如何なる差異ありや

(十一) 拾得と窃取との區別如何

(十二) 遺失物と標流物との區別は何れの點に在るや

(十三) 甲者途上に金時計を拾得し之れを點檢するに其の友乙者の所有物たり因て之れを返還せんと欲し持振りたりしか後數日を経て惡意を生じ終に隱匿して返還せざるときは遺失物隱匿罪を以て處分すべきや

(十四) 所有者に還付せず又は官署に申告せざることは遺失物隱匿罪構成の一條件とするを得るか

(十五) 埋藏物とは如何なるものを云ふや

(十六) 遺失金を拾得したる者を教唆して官署に申告せしめず教唆者自ら其の拾得金を費消したるときは刑法第三百八十五條の教唆を以て論すべきや將た第四百一條の罪を以て論すべきや



○第四節 家資分散に關する罪

- (一) 甲なる破産管財人は乙なる破産債務者より賄賂を收受し乙者の其の財産目録中の物件を窃取し賣却することを默許せり右甲乙兩者の處分如何
- (二) 財産藏匿脱漏罪は家資分散言渡前に於ける行為に付ても成立するや否
- (三) 刑法第三百八十八條の所謂「所産」とは單に有形の財産のみに限るや將た無形の財産即ち債權の如きものも包含するや
- (四) 財産藏匿脱漏罪構成の要素如何

○第五節 詐欺財の罪及び受奇財物に關する罪

- (一) 甲者湯屋に至り湯札を購ひ其の札代として金十錢を湯錢受取人乙者に渡し置き其の札は浴後即ち歸るときに受取らんことを約したり然るに其の浴中他の浴客丙者の歸るを見て乙者は之れを甲者と信じ其の預り置ける湯札十枚を渡せしに丙者は之れを嘿して受取り後其の情を明して之れを自己の下宿し居れる家の下女丁者に賣渡したり丙丁兩者の處分如何
- (二) 他人より寄託を受けたる物品を自己の所有物と詐り賣却したるものあり刑法

上の處分如何

- (三) 窃盜犯人より贓品たるの情を知らずして委託を受けたる盜贓品を費消したるものは刑法上委託品費消の罪あるや
- (四) 此に一の地所あり甲乙の二人互に其の所有權を争ふて熄まず遂に訴訟を仰ぐに至れり然るに法廷は之れを以て乙者に所有權あるものと斷じ其の裁判確定せり甲者憤懣に堪へず之れを丙者に賣却して若干金を得たり右甲者刑法上の處分如何但該地所は從來甲者の名義と爲り居りたるものにして乙者は裁判確定に至るも行政上の手續を盡さざりしを以て賣却の當時は依然甲者の名義なりしと云ふ
- (五) 甲者常に乙藥舖の藥を服し居りたるを以て雇人丙に藥價五十錢を與へ右藥舖に就き買ひ求め來るべきことを命じたり然るに丙は其の金子を消費せり茲に於て丁に依頼し丁の知己なる戊藥舖より右同様の藥を無代價にて貰ひ受け之れを甲に與ふ甲は乙藥舖の藥なりと信じて之れを服用するや直に煩悶して氣絶せり右は全く戊藥舖が誤て劇藥を調劑せしに依るものなりと云ふ以上の事實により丙丁戊の刑法上の處分如何



(六) 甲者乙者の銀側時計一個を保管せり甲者の妻丙者該時計の夫の時計にあらざるを知りながら其の不在中之れを他へ質入し金若干を借用したり丙者の處分如何

(七) 借用物を典物と爲したる者の處分如何

(八) 自己の不動産の已に抵當となしたるを欺隠して他人に賣與したる場合に於て其の罪の成立する否とは登記の有無に關係あるや

(九) 冒認罪と受寄物費消罪との區別如何

(十) 甲者あり乙者より甲者に宛てたる金子借用證書を偽造し之れを以て乙者に對し出訴し勝訴の裁判を得て執行上其の請求金を乙者より受取りたり甲者は詐欺取財の罪を以て問ふべきや

(十一) 甲なる下婢主人乙の留守中其の家宅に在る物品を私かに賣却し其の代金を費消せり右下婢の刑法上の處分如何

(十二) 欺罔と恐喝との區別如何

(十三) 委托物費消罪に未遂の場合ありや

(十四) 製造家の丁稚客より金五圓の物品製造の注文を受け來り製造家には三圓の

品の注文を受けたりと詐り其の價格相當の品を製造して客より五圓を受取り主人に三圓を渡し二圓は丁稚自ら費消したり右丁稚の處分如何

(十四) 清國人某あり日清條約有効の當時我刑法上詐欺取財の所爲を行ひ嘗て發覺せざりし然るに條約無効の今日に至り檢事は該所爲に就て公訴を提起したり我帝國裁判所は某を如何に處分すべきや

(十五) 甲乙の二人酒樓に飲む乙者は甲者の熟睡したるが爲めに懷中の所持金を遺失せんことを懸念し竊に之れを預りたり甲者醒後類に之れを搜索すれども乙者は微笑して明日は發見するならん請ふ安心せよと云ひしのみにて告ぐるに其實を以てせず甲者も亦乙者の戯れに匿したるならんと思惟し共に其の樓を去りたり翌朝甲者は該金を乙者に請求す然るに乙者は歸途該金を遺失したるにより前日己れが預り居る事實を告げざりしを奇貨とし之れを知らずと答へたり刑事上乙者の處分如何

(十六) 他人の秘密を漏告せんと恐喝して財物を横取したるもの、處分如何

(十七) 甲者湯屋に行き湯錢を出さずして入浴し後其の事發覺せり甲者の處分如何

(十八) 甲乙共有の不動産を登記上甲者の所有と爲しあるを奇貨とし甲者は丙者と



共謀して右の土地を丁者に質入したり甲者及び丙者の處分如何

・(十九) 甲者金千圓を乙者より借用するに當り地價六百圓の土地を千三百圓の地價なりと詐り之れを抵當とし已に登記を結了せり甲者刑法上の責任如何

但右の抵當物件は千三百圓以上の實價あるものなりと云ふ

・(二十) 甲者あり某店に於て買物を爲す際紙入を其の店頭に遺忘し去りたり後甲者之れに心付きて取戻さんと欲し立歸りて之れを尋問するに該店の番頭乙者之れを私し偽りて斯る物なかりしと答へたり右乙者は刑法上何罪を以て處罰すべきか

・(二十一) 甲乙兩者共謀して乙者の親屬丙者所有の動産を冒認して之れを販賣し其の利を分ちたり甲乙兩者の處分如何

・(二十二) 甲者其の所有の不動産を乙者に賣渡し代價は既に收受したるも登記は之れを三ヶ年の後に爲すべき旨を約し置きたり然るに甲者は約に背きて該不動産を善意なる丙者に賣渡し登記を経たり此の場合に於て甲者は單に民事上の制裁を受くるに過ぎざるか將た刑事上の制裁をも免るゝこと能はざるか

・(二十三) 甲者乙者に支拂ふべき金圓を郵便爲替にて振出し之れを書狀中に封入し

て郵送したるものゝ如く虚構し直に乙者の名義を以て該金額の拂渡を受けたり甲者の處分如何

・(二十四) 甲者乙者を欺罔し日を期して若干金を交付すべき旨を約せしめ期日に至り傭人丙者を遣はして之れを受取らしめたり丙者は密に其の情を熟知し居りたるを以て該金圓を受取りたるも之れを甲者に交付せず數日にして費消し盡したり右丙者の處分如何

・(二十五) 甲者所有の畑地を乙者に管理せしめ置きたるに乙者は其の管理中縱に該畑地の土砂若干坪を他に賣却し他をして掘取らしめたり但甲者と乙者とは兄弟の間柄にして其の本籍を同ふするも甲は七年前より職務上の都合にて引續き他出し居りたる事實なりと云ふ

右乙者刑法上の處分如何

・(二十六) 甲者あり豫て乙者の囑託により某沼に蓄養せる魚類を看守せり一日知人丙者來りて金二十錢を出し竊に垂釣を許されんことを請ふ甲者不圖恣心を生じ其の金を得て丙者の請を許したり丙者暫時垂釣したるも遂に一尾をも得ること能はざりしと云ふ



右甲丙兩者の處分如何

- (二十七) 刑法第三百九十八條の規定を冒認罪に適用するには犯人被害者の親屬なることを要するや又は被冒認者の親屬なることを要するや
- (二十八) 冒認罪には何人が其の被害者なるや
- (二十九) 冒認罪に於て犯人親屬に係りて第三百九十八條の適用を受くるるとき他人と共に犯して財物を分ちたるときは其の處分如何
- (三十) 勞働其の他無形の財産上の利益は刑法第三百九十條の所謂財物なりや而して之れを騙取したるものは詐欺取財を以て論じ得べきや
- (三十一) 甲者乙者を欺罔し若くは恐喝して證書を取り後此の證書に依り暴行を加へて乙者より金銭を強取したるときは一罪なるか二罪なるか
- (三十二) 甲者乙者より地所を買受けたり然るに該地所は乙者の亡父が先きに丙者に贈與したるものなることを發見し甲者は若し丙者より訟求せらるゝ場合に至ては之れに勝つこと能はざるを知り乙者と相謀り丙者より乙者に賣却したるの偽造證書を作成し丙者を欺き調印を爲さしめ其の登記を完了したり右甲乙兩者の處分如何

但甲者の乙者より地所を買受けたるは乙者は亡父の正當の相続人にして賣買の當時贈與せられたる事實を知らざりしものなり

- (三十三) 甲者あり一時の窮を免れんとし茲に一計を案出し乙婦が偶々丙なる質貸商と懇親の間柄なるを知り乙婦の手を借り甲者名義にて丙者より夜具數枚を質借し之れを典物に投じ若干の金圓を借入れたり然るに該金は使用するに至らずして甲者は急病の爲めに死亡したり其の子に丁なる未成年者あり素と貧にして一錢の貯へあるなし遂に其の情を知て該金を甲者の葬送其の他に費消し盡したり右丁者の處分如何

- (三十四) 他人の商標を偽造し之れを商品に貼付して店頭陳列し他人を欺罔して其の商品を販賣したるときは商標條例違反の罪と詐欺取財の罪との二罪を以て罰すべきや將た單に商標條例違反の一罪を以て罰すべきや

- (三十五) 借入金證書を偽造し其の金圓を詐取せんが爲め該證書に因り其の債務者に對し支拂命令を申請したるとき又は訴を提起したるときは詐欺取財未遂の罪を構成するや

- (三十六) 前問題の支拂命令書又は訴狀を其の債務者に送達したるに債務者は異議



の申立を爲し或は偽造の抗辯を爲したるときは詐欺取財未遂の罪を構成するや  
(三十七) 金圓保管の任にあらざる者が其の保管者と共に委託金費消の罪を犯したるときは刑法上如何に之れを處分すべきや

(三十八) 不動産に付ての詐欺取財既遂罪は其の所有權移轉の登記終了を以て組成するや又は其の物の引渡を待て組成するものなるや

(三十九) 恐喝取財の罪を構成するには其の恐喝の直接なることを要するや又は間接に被害者をして畏懼の念を懐かしむるも亦可なるや

(四十) 欺罔若くは恐喝の方法を用ゐずして他人所有の地所を自己に買受けたる者の如く装ひ之れが登記を受けたるもの、處分如何

(四十一) 甲乙兩者共謀して乙者の相續人丙者を欺罔して財物を騙取したる場合に甲者若し其の財物の分與を受けざるときは詐欺取財を以て論ずることを得ざるや否

(四十二) 甲者或る犯罪たるべき所爲を行へり乙者之れを奇貨とし甲者に迫り金若干圓を渡されば告發を爲すべしと恐喝し以て金圓を得たり

右の場合に於ても乙者の所爲は刑法第三百九十條の犯罪を成すや

(四十三) 甲なる者あり某町の火災に際し窃盜を爲し不義の利を博せんと欲し類焼人の家具を運搬する道路に彷徨す偶々乙なる者一の包を持し來りて其の監守を甲者に託す甲者計の成りたるを喜び其の儘持ち歸り之れを氏名知れざるものに賣却し金三百圓の利を得たり

右甲者の處分如何

(四十四) 甲者乙者に命じて若干圓の印紙を買入れしむ賣捌所は三分の割引を爲したり然れども乙者は之れを甲者に明告せず而して其の割引金は悉く費消したり右乙者の處分如何

(四十五) 甲者或る旅舎に投じ其の出立の際一の財囊を遺忘したり旅舎主人乙なる者該財囊は甲者の遺留品なることを知るも之れを發き其の在中せる金五十圓を費消したり其の後甲者は財囊を旅舎に遺忘せることを覺知し復び旅舎に來り尋るに財囊遺留の有無を以てす然るに乙者は之れに答て曰く遺留品等更に之れなかりしと後發覺して乙者は捕はれたり

右乙者の處分如何

(四十六) 甲なる者一夜其の居宅を距る二三町前に火災ありたるに一漢あり行李二



個を負ふて來り甲者の門内に投置けり翌朝に至り人あり行李の引渡を求む甲者其の在中せる物品を詰問す遂に對ふること能はずして去る其の後再び返還を求むるものなし甲者以て天幸と爲し竊に該行李を發き在中せる紙幣六百圓を費消し一月の後其の餘の物品は悉く之れを燒燬したり  
右甲者の處分如何

(四十七) 刑法第三百九十條第二項は數罪俱發の例を示したるものなりや否

(四十八) 人あり一錢をも懷にせず飲食店又は遊樂場に入りて飲食又は遊樂したるときは刑法上如何なる責任かある

(四十九) 刑法第三百九十條の外尙は第三百九十二條を設くるの必要ありや

(五十) 刑法第三百九十三條第二項は如何なる場合を想像したるものなるや

(五十一) 刑法第三百九十五條の所謂委託を受けたる物件とは單に動産のみを指すか將た動産不動産をも指すか

(五十二) 受寄財産費消罪成立の時期如何

(五十三) 某銀行の頭取あり本店を東京に置き支店を函館に置き其の支配人をして函館支店を管せしめたり一日頭取惡意を生じ委託金を費消するの目的を以て一

月一日支配人をして函館支店の委託金を引き出さしめ其の月十日を以て之れを落手し同二十日之れを或る事に使用し同三十日債權者の督促を受けて返還することを得ず此の場合に於て其の犯罪成立の時期は何日に在りや

(五十四) 寄託又は代理の名義を以て他人の捺印若くは署名ある白紙を預り寄託者又は委任者の利益を害し得べき證書を作りたるときは受寄物費消罪と爲すか將た私文書偽造罪と爲すか

### ○第六節 贓物に關する罪

(一) 甲者乙者より平素懇情の故を以て時計一個の贈與を受けたり後數日人の告ぐる所によりて其の時計の隠匿せる遺失物なることを知れり然れども之れを官に差出すを厭ひ知らざる爲ねして他に賣却したり甲者刑法上の責任如何

(二) 往きに甲某が或る物品を竊取して其の所爲既に時効に罹りたる後乙某が情を知て之れを買取りたるときは猶ほ贓物故買の罪を成立するや

(三) 盜贓品を典物として得たる金圓の分與を受けたる者は刑法第三百九十九條の受贓罪を構成するや如何



- (四) 委託物費消の場合に於て其の物件は贓物を以て之れを處分することを得るや
- (五) 刑法第四百一條の所謂其の他の犯罪に關したる物件とは如何なるものを指したるや
- (六) 刑法第三百九十九條の罪と第四百一條の罪との間に於て刑に輕重の差異を設けたるは如何なる理由に基くや
- (七) 窃盜犯者の爲め其の犯所の外に在て現に犯者の追次窃取し來れる贓物を看守し又は車力を以て之れを他所に運搬したる者は如何に之れを處分すべきや
- (八) 刑法第三百七十七條に規定したる者の間に於て窃取したる財物なることを知て之れを寄藏したる者の處分如何
- (九) 最初贓物なりと信じて之れを寄藏したるに其の實贓物にあらざりしときは其の寄藏者の處分如何
- (十) 刑法第三百九十九條の罪は主たる強盜盜犯の有罪に歸すると無罪に歸するとに論なく苟も盜贓品たることを知りて之れを受領したるときは其の罪成立するものなるや否

○第七節 放火失火の罪

- (一) 甲者あり乙者を怨むや久し一日乙者の邸宅に接近せる自己所有の山林に火を放て之れを燒燬して乙者を騷擾せしめ以て怨を報せりと爲せり甲者刑法上に於ける責任如何
- (二) 人を殺さ左が爲め其の住家に火を放ちたるに家屋は半燒に止まり其の人の生命を害するに至らざりしときは放火者の處分如何
- (三) 放火罪に付人の住居したる家屋とは如何なる者を指示するや
- (四) 甲者乙者を怨むと久し或る夜甲者は短銃を携帯して乙者の住居に忍び入り乙者書齋の傍に窺ひ寄り乙者の姿影を認めて發砲せしに誤て「ランプ」に當り爲めは乙家を燒失したり
- 但乙者の姿影と認めしは書篋の影にてありたりしと云ふ
- 右甲者刑法上の制裁如何
- (五) 自己の家屋に放火したるに其の火延て他人の住家を燒燬したる場合は如何に之れを處分すべきや
- (六) 刑法第四百七條に火を放て自己の家屋を燒燬したる者どあり自己の家屋とは



- (四) 委託物費消の場合に於て其の物件は贓物を以て之れを處分することを得るや
- (五) 刑法第四百一條の所謂其の他の犯罪に關したる物件とは如何なるものを指し  
たるや
- (六) 刑法第三百九十九條の罪と第四百一條の罪との間に於て刑に輕重の差異を設  
けたるは如何なる理由に基くや
- (七) 窃盜犯者の爲め其の犯所の外に在て現に犯者の追次窃取し來れる贓物を看守  
し又は車力を以て之れを他所に運搬したる者は如何に之れを處分すべきや
- (八) 刑法第三百七十七條に規定したる者の間に於て窃取したる財物なることを知  
て之れを寄藏したる者の處分如何
- (九) 最初贓物なりと信じて之れを寄藏したるに其の實贓物にあらざりしときは其  
の寄藏者の處分如何
- (十) 刑法第三百九十九條の罪は主たる強窃盜犯の有罪に歸すると無罪に歸すると  
に論なく苟も盜贓品たることを知りて之れを受領したるときは其の罪成立する  
ものなるや否

○第七節 放火失火の罪

- (一) 甲者あり乙者を怨むや久し一日乙者の邸宅に接近せる自己所有の山林に火を  
放て之れを燒燬して乙者を騷擾せしめ以て怨を報せりと爲せり甲者刑法上に於  
ける責任如何
- (二) 人を殺さんが爲め其の住家に火を放ちたるに家屋は半燒に止まり其の人の生  
命を害するに至らざりしときは放火者の處分如何
- (三) 放火罪に付人の住居したる家屋とは如何なる者を指示するや
- (四) 甲者乙者を怨むこと久し或る夜甲者は短銃を携帯して乙者の住居に忍び入り  
乙者書齋の傍に窺ひ寄り乙者の姿影を認めて發砲せしに誤て「ランプ」に當り爲め  
に乙家を燒失したり
- 但乙者の姿影と認めしは書笈の影にてありたりしと云ふ
- 右甲者刑法上の制裁如何
- (五) 自己の家屋に放火したるに其の火延て他人の住家を燒燬したる場合は如何に  
之れを處分すべきや
- (六) 刑法第四百七條に「火を放て自己の家屋を燒燬したる者」とあり自己の家屋とは



人の住居すべき家屋のみを指し其の他の建造物は之れに含蓄せざるや否

(七) 刑法第四百七條中には同居人若くは賃貸家屋等も包含するや

(八) 放火罪完成の時期如何

(九) 人を殺すの目的を以て人の住居したる家屋に放火したるときは其の目的の罪即ち殺人罪と放火罪との數罪俱發なりや

(十) 火を放て自己の家屋を燒燬したる者を罰するの理由如何

(十一) 人の住居せざる家屋に放火したるに終に人の住居したる家屋に延燒したるとき又は山林の竹木田野の穀麥に放火したるに終に人の住居したる家屋に延燒したるときの處分如何

(十二) 禮拜堂又は演說會劇場等の建造物に人の群集したるとき之れに放火したる者は人の住居したる家屋に放火したる者として罰すべきや

(十三) 他人の財産を納れたる自己の建造物に放火したる者は如何に之れを處分すべきや

(十四) 他人に抵當として書入れたる家屋又は建造物に放火したる者の刑法上に於ける制裁如何

### ○第八節 決水の罪

(一) 水車の運轉を停止するの目的を以て自己所有の田畔を崩潰して水を他に流下せしめ以て水車の運轉を停止したるのみにして他人の權利を侵害したることなきものは刑法第四百十三條を以て論ずることを得ざるや

(二) 刑法第四百十一條の罪は其の結果を罰するものなりや將た犯者の目的に付きて罰するものなりや

### ○第九節 船舶を覆没する罪

(一) 刑法第六百六十九條の罪と第四百十五條の罪との差違如何

(二) 刑法第四百十五條の罪は船舶の覆没を以て犯罪構成の要素とするや否

### ○第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

(一) 一日人力車を馳せて甲地より乙地に至らんとす路上偶々一本の青竹を横へたるものあり左右通行に餘地なきを以て已むを得ず車夫に命じて車を其の上に行



らしめたるに青竹は忽ち毀損せり主人及び車夫は刑法上問ふ可きものありや

(二) 不法監禁の被害者監禁を脱せんと欲して監禁屋舎を毀壞したるときは財産毀棄罪を以て論ずることを得べきや

(三) 盜贓たるの事情を明かし他人をして之れを破壊せしめたるるとき其の他人は刑法第四百二十一條の責任を免れざるや

(四) 刑法第四百十九條の罪と第三百七十二條及び第三百七十三條の罪との差異如何

(五) 刑法第四百二十一條の所謂人の器物とは如何に之れを解すべきか

(六) 證書の印影を塗抹したるものは有形上毫も毀棄滅盡せずと雖も之れが爲め或は證書の効力を失墜するにより無形上毀棄滅盡せるものなり右の場合に於ては刑法第四百二十四條に開擬して其の罪を論ずることを得るか

(七) 刑法第四百十七條の所謂家屋中には壁雨戸の類を包含するや否

(八) 家屋の所有者たる賃貸人が其の賃貸したる家屋を毀壞するも單に賃借人に賃借権ありとの故を以て賃貸人は人の家屋を毀壞したるの罪ありと云ふことを得ざるや否

(九) 家屋に附着したる戸障子を毀壞したる所爲は刑法第四百十七條によりて處斷すべきものなりや將た第四百二十一條によりて處斷すべきものなりや

(十) 刑法第四百十八條の所謂人の家屋に屬する牆壁とは家屋の外部を圍繞する牆壁の謂なるや將た家屋に附着する壁の謂なるや

(十一) 竊盜を犯さんが爲め家屋に屬する牆壁を毀壞したるときは竊盜の未遂罪と財産毀壞罪との二罪を構成すべきや

(十二) 共有者の一人が其の共有地に生植する竹木を他の共有者の承諾を経ずして伐採したるときは刑法上如何に之れを處分すべきや

(十三) 囚徒が逃走の際其の手に施しある手錠を外し之れを投棄したるの所爲は刑法第四百二十一條の犯罪を成すや否

(十四) 證書の一部を損傷するも其の權利義務を證明するに差支を生ぜざるるときは刑法第四百二十四條の罪を構成せざるや

(十五) 他より金錢を借替へ一時に債務を辨濟すべしとて債權者を欺き證書上の權利釋放を受けたるの所爲は人の權利義務に關する證書を毀棄滅盡したるの罪として處分することを得るや



○第四編 違警罪

百五十

- (一) 甲乙相隣接せる兩縣地方違警罪の處罰を異にするものあり例へば路上に放尿する所爲を甲縣は拘留七日に處し乙縣は拘留三日に處し又は甲縣は科料にして乙縣は拘留なるが如き場合に人あり兩縣の境上に於て放尿したるときは如何に之れを處分すべきや
- (二) 官許を得たる火葬場に於て火葬を爲し其の遺骨を官許の墓地外に私に埋葬したるものは刑法第四百二十五條第十三號に依り處罰することを得るや
- (三) 刑法第四百二十八條第四號に定めたる所爲は賭博罪と爲したるものなりや將た賭博罪にあらずと爲したるものなりや

○第五編 刑法附則

- (一) 甲者あり公然の演説を以て乙者を誹毀したり乙者は誹毀罪の公訴と共に私訴を提起し甲者をして謝罪文の廣告を三日間新聞紙上に掲載せしめんことを要求せり右要求の當否如何

- (二) 甲者あり乙者の家に恐び入りて乙家秘藏の名刀を盜取し丙公商人に托して之れを丁者に賣却せり丁者は丙者の贓物牙保の犯人たるを知らずして買得したり然るに丁者は被害者乙者より贓物の返還を請求せらるゝに當り刑法附則第五十五條第一項を援用し原價を得ずんば其の刀を返還せずと抗辯せり其の當否如何但丙公商人は贓物牙保の罪を以て罰せられたり
- (三) 買戻契約證書を毀棄したる被告事件に於て其の地所買戻を請求するに私訴を以て之れを爲すことを得るや
- (四) 詐欺に罹りたる被害者は善意の不動産獲得者に對する取戻を請求することを得べきや又其の第三抵當債權者に追蹤することを得べきや
- (五) 犯罪を告訴したる者が其の告訴の爲めに警察署に出頭したる日當金を公訴に附帶する私訴として被告人に請求することを得るや
- (六) 刑法附則第二十五條に依り甲警察署に於て旅行券を受け乙警察署の管内に到り即日(其の月廿五日)監視票を受けたる者あり此の者其の月三十一日まで一回も出頭せざるときは同第二十七條の違犯と爲るや
- (七) 株式仲買人又は國立銀行等より買得したる株券なるも元と犯罪に因て轉讓せ

百五十一



られたるものに係るときは原所有者より無償返還の要求を受くることありや  
(八) 贓物の既に典物と爲しある場合は被害者の請求あるにあらざれば還給するこ  
とを得ざるや

(九) 監獄の別房に留置したる監視人は刑法附則第二十六條第二十七條により警察  
署より監視票を下附し總て監視執行上に付ては警察官の管理を受けしむべきも  
のなりや否

(十) 假令公商に由るも其の贓物なることを知て買取したるときは所有者より無償  
返還の請求を受けざるべからざるや

(十一) 公商に由りて贓物を買取したる場合に於て其の公商自ら犯人たるとき又は  
現に物品を占有する者は公商に由らずと雖も其の之れを該占有者に讓渡したる  
もの前に公商に由りて買取したるときは所有者より現占有者に對し其の原價を  
償はざれば之れを取戻すことを得ざるや

(十二) 刑法附則第五十五條の場合に於て犯人若し無資力にして原價を償ふこと能  
はざるときは被害者はまづ公商をして之れを償はしめんことを請求するを得る  
や

(十三) 刑法附則第五條の場合に於て穩婆は懐胎なりと云ひ醫師は懐胎ならずと云  
ふときは其の何れに従て斷すべきや

(十四) 罰金納完以前に於て犯人死去するときは何故に之れを免するや

### ○第二類 刑事訴訟法

#### ○第一編 總則

(一) 親告罪に就き數人の共同被告ある場合に於て其の告訴人は被告人中の一人若  
くは二人に對する告訴を拋棄し尙ほ殘餘の被告人に對する公訴を維持し得べき  
や

(二) 公訴提起以前に被告人死去したる場合に於ては相續人に對する私訴權は公訴  
の時効により消滅すべきや將た民法の時効に依り消滅すべきや

(三) 被害者の告訴を待て起るべき事件に付き被害者の已に告訴を爲したる後私和  
したるときは公訴は之れが爲めに消滅するや否

(四) 被害者私訴を起さる前に死亡したるときは相續人は私訴を爲すを得るや果し  
て私訴を爲すを得るとせば其の之れを爲すを得べき場合如何



- (五) 刑事訴訟法に於て即事犯と繼續犯とを區別するの利益如何
- (六) 刑法は既往に遡及するの効を有せざるに刑事訴訟法が此の効を有するは如何なる理由に基くや
- (七) 刑事訴訟法に定めたる時効の適用に付き公訴と私訴との間に差異ありや
- (八) 公訴に付ての確定判決は私訴に付き爲すべき判決に影響を及ぼす者なるや否
- (九) 有夫姦罪の場合に於て一方の者死去する時は他の一方の者に付て公訴消滅するや否
- (十) 私訴は其の金額の多寡に拘はらず公訴に附帶して刑事裁判所に之れを爲すを得るの理由如何
- (十一) 私訴は其の金額の多寡に拘はらず公訴に附帶して刑事裁判所に之れを爲すことを得せしむるに付き如何なる利益ありや
- (十二) 公訴の時効の期間は犯罪の種類に因て差異あり其の犯罪の種類を定むるは如何なる標準に依るべきや
- (十三) 被告人の死去は何故に公訴權消滅の原因となるや
- (十四) 公訴權を停止する場合あるか

○(十五) 如何にして時効の期間の経過を中斷するや及び其の之れを中斷する理由如何

- (十六) 檢事の一體不可分とは如何なる意義なるや
- (十七) 公訴私訴の裁判は互に其の効力を及ぼすべきか
- (十八) 時効中斷の原因を問ふ
- (十九) 告訴を待て受理すべき事件に付き公訴起りたる後被害者共犯者中の一人に對して告訴を拋棄することを得るや
- (二十) 私訴權は被害者の相續人に屬するや
- (二十一) 時効の期間起算點及び中斷の原因に付き公訴と私訴とを同一ならしめたる理由如何
- (二十二) 公訴私訴の性質及び公訴と私訴との異同を交説すべし
- (二十三) 公訴時効に罹りたる後は復た損害賠償を要求することを得ざるか
- (二十四) 告訴の拋棄は公訴に如何なる影響を及ぼすや
- (二十五) 公訴私訴の時効期間を同一ならしめたるより生ずる結果如何
- (二十六) 公訴と私訴とは如何なる點に於て關係あるや



(二十七) 公訴の時効を設定したる理由を説明すべし

(二十八) 被告人無罪の言渡を受くる時は判事検事等に對し要償の訴を爲すことを得るや理由を附して説明すべし

(二十九) 甲者あり文書を公布して乙者を誹毀せり乙者之れを告訴し且公訴に附帶して私訴を起し取消並に謝罪文を新聞紙に掲載せんことを要求せり要求の當否如何

(三十) 甲者あり其の友乙者に語て曰く予故あり將に自殺せんとす唯利器の得易からざるに困む聞く子名劍を藏すと敢て請ふ使用を許さば幸甚乙者其の心事切なるを察し貸すに秘藏の短刀を以てす甲者乃ち之れを以て屠腹せり乙者は甲者の相續人に對し短刀の返還を要求するの權ありや

(三十一) 公訴に附帶して私訴を爲すことを許したる理由如何

(三十二) 告訴を待て受理すべき事件に付き公訴の起りたる後其の判決の確定前に於て告訴者より告訴の願下を爲したる時其の公訴事件は如何に之れを處分するを相當とすべきや

(三十三) 損害賠償を要求するには如何なる條件を要するか又如何なる標準に依り

て其の金額を量定すべきや

(三十四) 公訴權消滅の原因として確定裁判の効力を申立つるに付き必要なる條件如何

(三十五) 公訴消滅の原由中一身に止まる者と共犯人に及ぶ者との區別及び理由如何

(三十六) 検事は公訴に於て當事者なるや否

(三十七) 時効の経過を停止する場合ありや

(三十八) 共犯人中の一人に公訴消滅の原因ある時は他の共犯人に如何なる影響を及ぼすや

(三十九) 告訴を要する事件に付き被害者特に共犯人中の一人に對して告訴を爲したる時は他の共犯人に對して公訴を起すことを得るや

(四十) 刑事訴訟法は如何なる時及び如何なる人を支配するか其の原則と例外を擧げて之れが理由を説明すべし

(四十一) 私訴の被告人となるべきものを列擧し併せて其の被告人となるべきの理由を詳説すべし



(四十二) 證書窃取事件の被告人甲者は窃取の證なしとして無罪の言渡を受け其の判決確定したるに乙者と共謀し右證書を變造したりとて乙者と共に變造の公訴を受けたり事實及び證據は前件に於けるものと毫厘の差なし被告人甲者は一事再理の抗辯を爲したり其の當否如何

(四十三) 我國に在留し領事裁判權を有せる外國人我刑法上の貨幣偽造の罪を犯し未だ發覺せず對等條約實施後發覺したるときは檢事は該所爲に付き公訴を提起することを得るや

(四十四) 大赦ありたるときは私訴の時効は如何なる期間によるべきや

(四十五) 刑事訴訟法第四條に據れば私訴は公訴に付き第二審の判決あるまで何時に對する控訴の期間内なるときは何れの裁判所に私訴を提起すべきものなるや

(四十六) 教唆者の時効の起算點は實行者の時効と同一なりや否

(四十七) 犯罪あり其の犯人の明ならざる場合に於ても時効の經過を中斷するの効ありや

(四十八) 前に一所爲ありて起訴せられたるも被告事件罪とならず無罪の宣告を受

け其の判決確定したり後復た同一の所爲あり檢事は前後二所爲を對照して一の慣行犯を構成するものなりとし公訴を提起したり此の場合に於て被告は前の確定判決を理由として訴を排斥することを得るや

(四十九) 公訴私訴共に時効を以て消滅したるときと雖も損害賠償の名義を以て民事の訴を起すことを得るや

(五十) 起訴の自由なる原則に對する例外ありや若し之れあらば其の場合如何

(五十一) 公訴の提起と公訴の實行との區別如何

(五十二) 貴族院及び衆議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する犯罪の外開期中其の院の許諾なくして妄りに逮捕することを得ざるは起訴の自由を制限するものなりや

(五十三) 本邦に駐在する外國の公使其の他一般の在留外國人に對し檢事が公訴を提起することを得ざるは起訴の自由に對する例外と云ふことを得べきや

(五十四) 刑の言渡前に死去したる被告人は無罪の身を以て死せりと見做すは如何なる理由によれるや

(五十五) 數罪を犯し重き一罪先づ發覺して刑の言渡を受けたるときは後に覺發し



たる輕き罪に對する公訴權は消滅するや否

(五十六) 民法上の損害要償訴權と私訴權との區別如何

(五十七) 贓物の返還と損害の賠償との間に存する差異如何

(五十八) 醫師製藥者等官許を得ずして營業したるときは他の同業者之れに對して損害の賠償を要むることを得るや

(五十九) 賠償の返還損害の賠償の義務は連帶なるか將た非連帶なるか

(六十) 婦をして其の夫の所爲に關し民事擔當人たらしめざるの理由如何

(六十一) 民事裁判所又は刑事裁判所の一に私訴を提起したる後更に之れを他の裁判所に移すことを得るや

(六十二) 豫審又は公判に於て免訴の言渡を受けたる被告人に對し要償の訴を爲すには私訴として提起すべきや將た民事の訴として提起すべきや

(六十三) 公訴の判決と私訴の判決との相互に及ぼすべき影響如何

(六十四) 公訴に附帶して私訴を刑事裁判所に爲したる場合に於て民事の管轄上に付き如何なる變則を爲すや

(六十五) 犯罪の區別に依り時効の期間に長短の區別を設けたるは如何なる理由に

基くや

(六十六) 連續犯及び慣行犯の時効期間は何れの日より起算すべきや

(六十七) 公訴消滅の場合に於て被害者は私訴として要償の訴を提起することを得べきや

(六十八) 刑事訴訟法に於て公訴に付き既に刑の言渡ありたるときは民法に定めたる時効の例に従ふことと定めたるは如何なる理由によれるや

(六十九) 公訴の時効と民事の時効とは其の之れを設けたる理由に於て如何なる差異ありや

(七十) 公訴の時効に關する規則は之れを既往に及ぼすことを得るや

(七十一) 時効の期間を計算するには何故に犯罪の日よりするか其の理由を問ふ

(七十二) 時効の中斷に付き其の手續法式に背きたる時と裁判所の管轄違なる時と其の効力上に於て差異あるは如何なる理由によりて然るや

(七十三) 時効を中斷する手續は必ずしも本犯を指名することを要せざるや

(七十四) 時効に因り公訴の消滅したる後に至り被害者は犯罪を構成する所の所爲に付するに民法上の犯罪若くは准犯罪の名稱を以てするも之れが損害賠償を要



求することを得ざるや

(七十五) 被害者が犯人の相續人に對し贓物の返還又は損害の賠償を要求する場合に於ても亦第八條の時効期間に據らざるべからざるや將た民法に定めたる時効期間に據らざるべからざるや

(七十六) 刑の廢止ありたるときは私訴の時効は民法に據るべきや

(七十七) 新法頒布以前に爲したる訟訴手續にして當時の法律に背かざるときは其の效ありと爲したる理由如何

(七十八) 刑事訴訟法第十五條に「期間を計算するに時を以てするものは即時より起算し日を以てするものは初日を算入せず」とあり時と日との間に此の差異を設けたるは果して如何なる理由に據れるや

(七十九) 期間を計算するに日を以てするものは初日を算入せず若し最終の日休暇に當るときは期間に算入せざるを以て原則と爲す然るに時効の期間に限り之れに反對なる計算方法を設けたるは如何なる理由に基くや

(八十) 裁判所所在の地に住せざる訴訟關係人をして假住所を撰定し之れを裁判所に届出でしむるの必要如何

(八十二) 最終の日休暇に當るときは期間に算入せざるの規定は時を以て計算する場合にも適用すべきものなるや

(八十三) 刑事訴訟法第十三條第三項に所謂「上訴に因り生じたる損害」とは如何なる場合を云ふや

(八十四) 刑の執行を遁れたる者逮捕狀を以て逮捕したるときは其の當日并に護送里程に對する日數を除去し上訴期間を起算すべきや

(八十五) 借用證書を偽造して貸金催促の訴を爲し遂に勝訴の判決を得て強制執行を遂げたる後即ち其の判決確定よりは滿三ヶ年後執行終了よりは二ヶ年十ヶ月後に至り之れを公訴したり此の場合に此の事件は公訴の時効に罹りたるものなるや

(八十六) 被告人氏名詐稱罪を犯したるを以て普通裁判所は之れを審判して有罪に決したり然るに其の後換刑處分を行はんとするに當り該被告人は軍人なることを發見したり此の場合に於て普通裁判所の判決は有效なりや將た無効なりや



(八十七) 強盗人を殺傷したる場合に於て強盗罪に對して公訴起り有罪の判決確定したる後更に殺傷の廉を以て公訴を起すことを得べきや

(八十八) 公訴權の檢事に屬せざるより生ずる結果如何

(八十九) 夫は離婚の後と雖も其の妻が姦通罪に付き尙ほ有効に告訴することを得るや

(九十) 夫は其の妻の姦通罪に付き離婚後に於て告訴權を拋棄することを得るや

(九十一) 私訴時効の期間は何故に其の進行を停止することなきや

(九十二) 公訴の提起は私訴の時効を中斷し私訴の提起は公訴の時効を中斷すべきや

(九十三) 豫審免訴の言渡は時効を中斷するの効力ありや

(九十四) 刑事訴訟法第十三條の場合に於て輕過失に因れる損害賠償の訴は何れの裁判所に提起することを得るや

(九十五) 刑事訴訟法第十三條の場合に於て告訴人告發人等が重過失の責に任せざる場合ありや

(九十六) 官吏公吏は其の職務上の告發に付き假令重過失の場合と雖も被告人に對

して損害賠償の責に任せざるや

(九十七) 被告人は偽證者に對し要償の訴を自己の被告事件を管轄する裁判所に爲すことを得るや

(九十八) 刑事訴訟法第十三條第四項の意義如何

(九十九) 刑事訴訟法は治罪法の相續者なりや將た治罪法を全廢して刑事訴訟法を制定したるものなりや

(百) 内國人が外國の君主又は公使の從者と爲り内國に滯在中罪を犯したるときは如何に之れを處分すべきや

(百一) 檢事は事件の大小輕重に拘はらず苟くも犯罪ありとせば公訴を提起せざるべからざるや

(百二) 私訴は豫審中と雖も之れを提起することを得るや

(百三) 被告人の無能力は公訴消滅の原因にあらざるか

(百四) 從犯又は未遂犯又は幼年者なるに因り重罪の刑を減じて輕罪の刑に處すべきときは時効は之れを重罪として適用すべきか將た輕罪として適用すべきか

(百五) 民事訴訟法第二百四十四條の判決は其の主文に包含するものに限り確定力



を有すとの規定は之れを刑事訴訟法に適用することを得るか

## ○第二編 裁判所

### ○第一章 裁判所の管轄

- (一) 正犯と従犯と数名の被告人ありて正犯は甲裁判所の管轄地内に於て捕縛せられ従犯は乙裁判所の管轄地内に於て捕縛せられ而して乙裁判所は甲裁判所より先に豫審又は公判の手續を爲したるときは右事件の管轄裁判所は何れなるや
- (二) 區裁判所又は地方裁判所の管轄に屬する事件と大審院の特別權限に屬する事件と同時に起訴したる時は孰れの裁判所に於て被告人を管轄するや
- (三) 附帶の犯罪に付ては裁判所は土地又は犯罪の種類に因り其の管轄に屬せざる事件と雖も之れを裁判することを得るや
- (四) 甲地に於て或る罪を犯し逃れて乙地に走りたる後乙地に於て逮捕せられたる場合に甲地の裁判所が乙地の裁判所に先ち其の犯罪事件の審理に着手したるときは甲地の裁判所は別に被告人の送致を受けずして缺席判決を下だすことを得るや

- (五) 東京に於て甲乙共謀して強盜罪を犯し乙は又丙と共に横濱に於て窃盜罪を犯し丙は又丁と共に千葉に於て詐欺取財罪を犯したる場合に若し東京裁判所に於て先づ甲に對する審判に着手したるときは乙丙丁は何れの裁判所にて之れを管轄すべきものなるや
- (六) 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの申請を爲し得べき時に付き刑事訴訟法第三十七條第二項に於て之れが制限を設けたるは如何なる理由によれるや
- (七) 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの申請ありたる以前に原裁判所が既に踐行したる手續は其の申請の爲め効力を失ふことなきや
- (八) 甲裁判所は最初豫審又は公判に着手し其の後乙裁判所に於て被告人を逮捕したるときは何れの裁判所を以て之れが正當管轄と爲すべきや
- (九) 正犯従犯数名の被告人ありて正犯は甲裁判所の管轄地内に於て逮捕し又其の従犯は乙裁判所の管轄地内に於て逮捕し且つ乙裁判所に於て最初豫審又は公判に着手したるときは之れが管轄裁判所は何れなりや
- (十) 軍人と常人と交渉したる犯罪の裁判管轄は何れの裁判所なりや
- (十一) 犯罪の地及び被告人所在の地の不分明なるときは何れの裁判所に於て之れ



を管轄するや

(十二) 公安の爲め管轄を移すの申請ありたるときは其の之れが決定あるまで原裁判所は本案の審理を停止せざるべからざるや

(十三) 民事原告人より私訴を爲し又は被告人異議の申立を爲さずして辨論を爲したる後始めて第三十六條に記載したる嫌疑の情狀を發見したるときは裁判管轄を移すの申請を爲すことを得るや(刑事訴訟法第三十七條參看)

(十四) 甲區裁判管内に於て一罪を犯した後乙區裁判所管内に來り又一罪を犯し前後二罪に付き乙區裁判所に公訴を提起したり然るに右起訴前に於て甲區裁判所は前の一罪に付き起訴を受け居れり此の場合に於て乙區裁判所は前後二罪に付き管轄違の言渡を爲すべきや將た後の一罪に付き相當の刑を言渡すことを得るや

(十五) 監視違反罪の裁判管轄如何

(十六) 屋外窃盜者より贓物を收受したる者の裁判管轄は本犯と同一の裁判所なりや

(十七) 同一の被告人に對し同時に數個の犯罪が發覺したるときは其の中に於ける

上級裁判所は下級裁判所に屬する事件をも併せて裁判することを得るや

(十八) 豫備兵徵集に應せざる場合に於ける裁判管轄は何れなりや

(十九) 東京地方裁判所は最初に東京に於ける犯罪の豫審に着手し横濱地方裁判所は最初に横濱に於ける犯罪の公判に着手し千葉地方裁判所は最初に千葉に於ける犯罪の豫審に着手せるときは何れの裁判所が是れ等數多の犯罪を管轄すべきや

(二十) 甲者あり東京に於て重罪を犯し又横濱に於て重罪を犯せり而して東京地方裁判所及び横濱地方裁判所は同時に其の管轄犯罪に付き豫審處分に着手したり右の場合に於て裁判所は如何に處分すべきや(刑事訴訟法第二十七條參看)

### ○第二章 裁判所職員の除斥及び忌避回避

(一) 民事訴訟法によれば判事の婦が原告若くは被告たるときも亦判事は除斥せらるゝものと爲せり然るに刑事訴訟法に於ては單に判事の被害者たる時に限りて其の婦の被害者たる場合を掲げず二法の間斯の如き差異を設けたるは如何なる理由に基くや(刑事訴訟法第四十條民事訴訟法第三十二條參看)



(二) 豫審終結に干與したる裁判官は何故に公判に干與することを許さざるや(刑事訴訟法第四十條參看)

(三) 裁判所の職員中忌避することを得る者と得ざる者とあり其の理由如何

(四) 訴訟關係人に檢事を忌避することを許さざるの可否如何

(五) 除斥の原因と偏頗の恐るる忌避の原因との訴訟上に及ぼす効力の差異並に之れが申請に付ての訴訟手續を述べし

(六) 判事を除斥すべき場合並に理由如何

(七) 上告裁判所の判事中除斥の原由あるに拘はらず其の裁判に干與したるときは如何なる方法を以て其の裁判の取消を求むることを得るや若し取消すことを得ずとせば除斥に關する刑事訴訟法第四十條の規定は第二審以下の裁判所にのみ適用すべきものなるや

(八) 忌避の申請ありたるとき公判に付ては辯論を中止するにも拘はらず豫審に付ては仍ほ其の處分を繼續するを以て原則と爲せり是れ果して如何なる理由に據れるものなるや

(九) 忌避の原由判事か法律に依り職務の執行より除斥せらるゝ場合と偏頗の恐れ

ある場合とに付き申請の時期を異にせる理由如何(刑事訴訟法第四十二條及び民事訴訟法第三十四條參看)

(十) 忌避の申請を不當なりと宣言する決定に對する上訴の方法及び其の期間如何

(刑事訴訟法第四十二條及び民事訴訟法第三十八條參看)

(十一) 判事の轉任は法律上職務の執行より除斥せられたるものと云ふべきや

(十二) 判事自ら回避すべき者と思料し其の申立を爲したるときは訴訟手續を中止せざるべからざるや

(十三) 判事に除斥の原因ありとして訴訟關係人より忌避の申請を爲したる場合に於ても豫審に付ては尙ほ其の處分を繼續すべきや(刑事訴訟法第四十三條參看)

(十四) 豫審に於て免訴を言渡したる判事は新なる證據を發見して再び豫審を開くに當り其の事件を取調ぶることを得ざるか

(十五) 大審院の特別權限に屬する事件を公判に付すべきや否を決定せたる判事は同時に其の事件の公判判事となることを得ざるや

(十六) 第一審に於て受命判事又は受託判事として取調に従事し判決若くは決定を下さざる者同一事件に付き第二審の判事と爲りたるときは其の事件の裁判を爲



すことを得るや否

(十七) 刑事訴訟法第四十一條の場合に於て民事原告人は豫審判事を忌避することを得るや

### ○第三編 犯罪の捜査起訴及び豫審

#### ○第一章 捜査

(一) 捜査處分と豫審處分との差異如何

(二) 檢事及び司法警察官は非現行犯の場合に於て犯罪捜査上證人被告人を訊問し其の他檢證物件差押臨檢等の處分を爲し得ざるか

(三) 捜査の目的如何

(四) 諸般の犯罪に付き警視總監及び地方長官は檢事と島司郡長林務官及び市町村長は警視警部長警部憲兵將校下士等と等しく之れを捜査することを得るや

(五) 犯罪の認知と犯罪の思料との區別如何(刑事訴訟法第四十六條參看)

(六) 刑事訴訟法第六十二條第一第二第三の手續を爲し了りたる以後は其の同一被告事件同一被告人に對し再び捜査を爲すを得ざるや疑なしと雖も該起訴の手續

を爲す際未だ捜査を終らざる廉ありとして起訴後に繼續し而して豫審又は公判中に送付し來りたる書類及び物件の如きは尙ほ之を合式のものとして差支なきや  
(七) 林務官の司法警察官たるべき場合は單に山林に關する犯罪のみに限るや

#### ○第一節 告訴及び告發

(一) 告訴と民事原告人たるの申立との間に存する差異如何

(二) 一人の爲す告發と官吏公吏の職務上爲すべき告發とは如何なる差異ありや  
(三) 官吏公吏が職務を行ふに當りて認知し又は思料したる犯罪に付ては縱令自ら其の犯罪の爲め損害を被ひりたる場合と雖も告訴を爲さずして告發を爲すべきや

(四) 被害者又は親屬の告訴を待て受理すべき事件に付ては親屬中何人の爲したる告訴を以て有効の者とすべきや

(五) 告訴及び告發取下の效果如何

(六) 法律に於て告訴告發を爲すを命じたる場合を掲げ其の之れを命じたる理由を

明示すべし



- (七) 告訴は何時まで之れを取下ぐることを得るか
- (八) 共犯者の一人に對して告訴を爲したるときは他の共犯者に對しても其の効力を及ぼすことを得るや
- (九) 告訴と告發との差異を問ふ
- (十) 法律上一私人の告發を以て權能と爲し官吏公吏の職務上の告發を以て義務を爲したるの理由如何
- (十一) 一私人の告發と官吏公吏の告發とに付き其の爲すべき場所に於て差異を設けたるは如何なる理由に基くや
- (十二) 司法警察官又は巡查憲兵卒が其の職務を行ふに因り犯罪を認知し又は思料したるときは如何なる處分をなすべきや
- (十三) 法律上の代理人は何故に無能力者の爲め告發を爲すことを得ざるや
- (十四) 窃盜の場合に於て被害者の盜難届は告訴と同一に視ることを得るや

○第二節 現行犯罪

○(一) 現行犯と非現行犯との區別及び其の之れを區別したる理由如何

- (二) 現行犯と準現行犯とを區別するの利益如何
- (三) 法律は何故に違警罪の準現行犯を認めざるや
- (四) 刑事訴訟法第五十七條第二號の所謂「贓物」とは單に強竊盜によりて得たる物件のみに限るか將た詐欺取財其の他の犯罪に關して得たる物件をも之れに包含するか
- (五) 刑事訴訟法第四十九條によれば司法警察官は總て違警罪に付き即決を爲すべき職務あるものと爲したるの觀あり又同第五十八條によれば司法警察官は即決を爲すべき職務なきものと爲したるの觀あり何れが眞なるや
- (六) 贓物を他人に預け又は質入したる場合に於ては刑事訴訟法第五十七條の準現行犯と見ることを得るや

○第二章 起訴

- (一) 檢事が起訴するには事件に對して爲すべきか將た人に對して爲すべきか
- (二) 勅奏任官華族帶勳有位者の犯罪に對し上奏裁可を経ずして起訴したるときは果して違法の起訴なりや
- (三) 檢事の爲したる處分を告訴人に通知するは何等の必要に由るか(刑事訴訟法第



- (四) 地方裁判所検事にして其の事件違警罪なりと思料したるときは何故に其の裁判所に起訴することなく之れを區裁判所検事に送致せざるべからざるや
- (五) 區裁判所検事重罪輕罪事件として告訴告發を受け其の事件罪と爲らず又は公訴受理すべからざるものと思料したるときは不起訴の決定を爲すべきや
- (六) 刑事訴訟法第六十二條第二に曰く輕罪と思料したる事件に付ては其の輕重難易に従ひ豫審を求め又は直に其の裁判所に訴を爲すべしと然らば裁判所構成法第十六條第二及び第三の場合に於ても其の輕重難易に従ひ豫審を爲すべきものなりや

○第三章 豫審

- (一) 豫審處分は密行し公判手續は公行するを原則とす其の理由如何
- (二) 豫審を密行するの利害如何
- (三) 豫審の制を設くるの必要並に檢事をして之れを爲さしめざる理由如何
- (四) 豫審と公判とは如何なる點に於て差異ありや

- (五) 豫審判事が豫審中檢事の意見を求むべき場合を列擧すべし
- (六) 檢事の請求ありたるときは豫審判事は必ず其の請求に應せざるべからざるか
- (七) 非現行犯の場合に於て豫審判事が檢事の請求を待たずして爲したる豫審處分は當然無効のものなりや將た其の取消を待て始めて無効と爲るべきものなりや
- (八) 檢事が被告人に對し窃盜事件の起訴を爲し豫審を求めたるに豫審中其の被告人に對し他に詐欺取財の罪あることを發見したるときは豫審判事は直に之れが豫審に着手することを得るや
- (九) 豫審の手續中被告人の精神錯亂したるときは公訴權は爲めに停止するや否

○第一節 令狀

- (一) 令狀の種類及び其の効力如何
- (二) 召喚狀と勾引狀との差異如何
- (三) 罪の有無未だ決せざるに拘はらず人身の自由を停止することを得せしめたる理由如何
- (四) 令狀に時を記載するの必要は何れに在りて存するや



- (五) 令狀の執行と送達とは如何なる區別がある
- (六) 刑事訴訟法第七十二條第一號乃至第三號の場合に於て直に勾引狀を發することを得る理由如何
- (七) 召喚狀の送達と被告人出頭との間少くとも二十四時の猶豫を與へたる理由如何
- (八) 勾引狀の効力の繼續する四十八時間は何れの時より起算すべきものなりや
- (九) 勾留狀を發するに付ての要件如何
- (十) 重罪事件の被告人は豫審中必ず勾留することを要するや
- (十一) 被告人の逃亡したる場合に於ては假令其の事件罰金の刑に該るものなりと明瞭なるときと雖も勾留狀を發することを得るや(刑事訴訟法第七十五條參看)
- (十二) 令狀執行の手續上制限を設けたる場合ありや若し之れあらば其の理由如何
- (十三) 被告人他の管轄地内に潜匿したる場合に於て令狀帶行の巡查憲兵卒をして直に其の所在に就て執行することを許さるの理由如何

- (十四) 令狀を受くべき被告人は日本人なるも外國公使館の傭人に係るときは如何にして之れを執行すべきや
- (十五) 現に其の所在の分明ならざる被告人に對し勾留狀を發せざるべからざる場合ありや
- (十六) 刑事訴訟法第八十五條第二項の書類を檢閲する官吏中に檢事を加へたる理由及び可否如何
- (十七) 豫備後備の軍籍にあらざる下士以上の軍人軍屬に對して令狀を發したるときは別に長官若くは隊長に之れを示すことなくして執行することを得るや
- (十八) 令狀執行の指揮者は豫審判事なるや將た檢事なるや
- (十九) 刑事訴訟法第七十二條第三號の「未遂罪」とは刑法第百十二條の場合を指し又其の脅迫罪とは同法第三百二十六條以下の場合を指したるものなるや如何
- (二十) 召喚狀は必ず被告人に直接送達することを要するや
- (二十一) 夜間往來にて被告人に令狀を執行せんとするに被告人逃れて他人の家宅又は自己の家宅内に隠れたるときは如何にして之れを執行すべきや
- (二十二) 令狀は電信に依りて發することを得ざるや



○第二節 密室監禁

- (一) 密室監禁の目的如何
- (二) 密室監禁を爲すに付ては如何なる條件の具備することを要するや
- (三) 密室監禁と普通の未決拘留との間に存する差異如何

○第三節 證據

- (一) 裁判官の心證とは如何なることを云ふや
- (二) 刑事上の證據と民事上の證據と異なる所以如何
- (三) 豫審調書又は豫審決定書は如何なる場合に無効と爲るや若し無効と爲りたるときは其の公判に及ぼす影響如何
- (四) 書類は總て原本にあらざれば證據方法と爲らざるか將た其の謄本にても證據方法と爲る
- (五) 證據の採擇上に付き豫審と公判との間に差異ありや
- (六) 證據と徴憑との區別如何
- (七) 判事は或る證憑の爲り判定力を箝束せらるゝことありや

- (八) 司法警察官が加害のありたる現場に出張して作りたる調書は證據の一部に供することを得るや否
- (九) 刑事訴訟法第三編第三章第三節の證據に關する規定は獨り豫審にのみ適用すべきものなりや
- (十) 刑事は心證結案の制を用ひ證據の取捨を以て判事の良心に一任し民事は依法採證の制に従ひ證據方法を限定して判事を拘束するは何故なるか

○第四節 被告人の訊問及び對質

- (一) 被告人の訊問を爲すの目的は被告人の自白を求むる爲めなるか將た被告人をして不利益なる證據を辯解せしむる爲めなるか
- (二) 被告人の訊問と證人の訊問との差異如何
- (三) 不法の拘留を受けたるも正當の手續を以て審問を受けたるときは其の供述は有効なりや否
- (四) 豫審に於て書記の立會を必要とする場合及び其の理由如何
- (五) 對質は豫審密行の主義に反せざるか又如何なる場合に於て之れを行ふや



○第五節 檢證搜索及び物件差押

- (一) 搜索處分と捜査處分との差別如何
- (二) 豫審判事が家宅搜索を行ふ場合に於て日没までに終らざる時は尙ほ夜間に繼續して完結することを得るや
- (三) 檢證と搜索との意義如何
- (四) 豫審判事は犯罪の事實を證明すべき物件を故意に隠匿するにあらざして單に所持する者若くは受託する者の住居に就き搜索處分を爲すことを得るや
- (五) 事實發見の爲め必要なるときは豫審判事は人の身体を檢査することを得るや
- (六) 豫審判事が夜間被告人の住居に臨檢して爲したる搜索處分は全然無効のものなりや否
- (七) 豫審判事は其の受訴事件に付き警察署其他各公署に對し書類の送付又は事實の取調を求むるの必要あるときは凡て直接に照會書を發し得べきか又は事柄に因り檢事に其の捜査を請求すべきか

○第六節 證人訊問

- (一) 公權を剝奪せられ又は停止せられたる者は證人と爲ることを得ざる理由如何
- (二) 證人呼出に應せざる時は勾引狀を發することを得るに鑑定人に對しては何故に之れを發することを得ざるや
- (三) 刑事訴訟法第一百七條に「隊長を經由して送達す」とあるは直接隊長に送達するの謂なるや將た隊長の閱覽ありたる後本人に送達するの謂なるや
- (四) 法律に於て證人となることを許さざる者と證人たるを拒むことを許す者となり其の理由如何
- (五) 證人と事實參考人との區別如何
- (六) 證人鑑定人が呼出に應せざる場合の刑と出廷して宣誓を肯んせず宣誓して陳述又は鑑定を肯んせざる場合の刑との間に輕重の差異を設けたる理由如何
- (七) 證言を拒むことを得るものにして豫審判事の呼出を受けながら出頭せざるときは法律上如何なる制裁かある
- (八) 刑事訴訟法第二百二十三條及び第二百二十四條に記載したる者をして證人鑑定人たらしむることを許さざる理由に於て彼此の間如何なる差異あるや
- (九) 現に供述を爲すべき事件に付き會て訴を受け其の證憑十分ならざるに因り免